

平成 28 年

第 5 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 28 年 12 月 2 日

閉 会 平成 28 年 12 月 9 日

大 津 町 議 会

平成28年第5回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
1 2月 2日	金	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	本会議終了後 新庁舎建設特別 委員会
1 2月 3日	土		休 会	議案等検討	
1 2月 4日	日		休 会	議案等検討	
1 2月 5日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	
1 2月 6日	火		休 会	議案等整理	
1 2月 7日	水	午前10時	本会議	一般質問	
1 2月 8日	木	午前10時	本会議	一般質問	
1 2月 9日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	本会議終了後 全員協議会
会 期				8 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 大津町財政事情公表
- 平成28年9月例月出納検査の結果について
- 平成28年10月例月出納検査の結果について
- 平成28年11月例月出納検査の結果について

平成28年第5回大津町議会定例会会議録

平成28年第5回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)

平成28年12月2日(金曜日)

出席議員	1 番 金 田 英 樹 2 番 豊 瀬 和 久 3 番 佐 藤 真 二 4 番 松 田 純 子 5 番 桐 原 則 雄 7 番 本 田 省 生 8 番 府 内 隆 博 9 番 吉 永 弘 則 10 番 源 川 貞 夫 11 番 坂 本 典 光 12 番 手 嶋 靖 隆 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 大 塚 龍 一 郎																																
欠席議員																																	
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行 書 記 佐 藤 佳 子																																
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">町 長</td> <td style="width: 30%;">家 入 勲</td> <td style="width: 30%;">兼 会 計 管 理 課 長</td> <td style="width: 10%;">中 野 正 継</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>田 中 令 児</td> <td>総 務 課 行 政 係 部 長</td> <td>宮 崎 俊 也</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>杉 水 辰 則</td> <td>総 財 政 課 推 進 係 部 長</td> <td>本 司 貴 大</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>本 郷 邦 之</td> <td>教 育 長</td> <td>齊 藤 公 拓</td> </tr> <tr> <td>経 済 部 長</td> <td>松 岡 秀 雄</td> <td>教 育 部 長</td> <td>市 原 紀 幸</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長 併任工業用水道課長</td> <td>大 塚 敏 弘</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>田 上 克 也</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 総 務 課 長</td> <td>藤 本 聖 二</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>羽 熊 幸 治</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長	中 野 正 継	副 町 長	田 中 令 児	総 務 課 行 政 係 部 長	宮 崎 俊 也	総 務 部 長	杉 水 辰 則	総 財 政 課 推 進 係 部 長	本 司 貴 大	住 民 福 祉 部 長	本 郷 邦 之	教 育 長	齊 藤 公 拓	経 済 部 長	松 岡 秀 雄	教 育 部 長	市 原 紀 幸	土 木 部 長 併任工業用水道課長	大 塚 敏 弘	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 上 克 也	総 務 部 総 務 課 長	藤 本 聖 二			総 務 部 財 政 課 長	羽 熊 幸 治		
町 長	家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長	中 野 正 継																														
副 町 長	田 中 令 児	総 務 課 行 政 係 部 長	宮 崎 俊 也																														
総 務 部 長	杉 水 辰 則	総 財 政 課 推 進 係 部 長	本 司 貴 大																														
住 民 福 祉 部 長	本 郷 邦 之	教 育 長	齊 藤 公 拓																														
経 済 部 長	松 岡 秀 雄	教 育 部 長	市 原 紀 幸																														
土 木 部 長 併任工業用水道課長	大 塚 敏 弘	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 上 克 也																														
総 務 部 総 務 課 長	藤 本 聖 二																																
総 務 部 財 政 課 長	羽 熊 幸 治																																

会 議 に 付 し た 事 件

議案第48号	大津町農業委員会の委員の定数条例の制定について
議案第49号	大津町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について
議案第50号	特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第51号	大津町税条例の一部を改正する条例について
議案第52号	大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第53号	平成28年度大津町一般会計補正予算（第7号）について
議案第54号	平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第55号	平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について
議案第56号	平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
議案第57号	平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について

平成28年第5回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成28年 11月17日 請 願 第 2 号	「鉄道の安全・安定輸送」及び「地 域を支える鉄道の発展」を求める要 請について	福岡県博多区博多駅前2丁目3 - 23 安田三井不動産ビル5階 九州旅客鉄道労働組合 中央執行委員長 許斐 元文	総 務 常任委員会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 8 年 1 2 月 2 日 (金) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 4 8 号 大津町農業委員会の委員の定数条例の制定について
日程第 5 議案第 4 9 号 大津町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について
日程第 6 議案第 5 0 号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第 5 1 号 大津町税条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第 5 2 号 大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第 5 3 号 平成 2 8 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号) について
日程第 1 0 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 1 1 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号) について
日程第 1 2 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) に
ついて
日程第 1 3 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3 号) について

一括上程、提案理由の説明

- 日程第 1 4 議案質疑
議案第 4 8 号から議案第 5 0 号まで 一括質疑
議案第 5 1 号から議案第 5 2 号まで 一括質疑
議案第 5 3 号 質 疑
議案第 5 4 号 質 疑
議案第 5 5 号から議案第 5 7 号まで 一括質疑
日程第 1 5 委員会付託
議案第 4 8 号から議案第 5 7 号まで
請願第 2 号

午前 1 0 時 1 4 分 開会
開議

○議 長（大塚龍一郎君） ただいまから、平成28年第5回大津町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。なお、津田桂伸君より遅参の届け出がっておりますので報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番金田英樹君、2番豊瀬和久君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営副委員長坂本典光君。

○議会運営委員会副委員長（坂本典光君） おはようございます。津田委員長不在のため、私が議会運営委員長報告を代わって行います。

ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、11月22日午前10時から町民交流施設の集会室において、議会運営委員会を開催し、大塚議長に出席を願い、平成28年第5回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の10件について執行部より大筋の説明があり、その後、請願陳情の取り扱いについて協議をいたしました。また、議事日程、会期日程、そのほかの議会運営全般について協議いたしました。

一般質問については9名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2日目が6番から9番までの順で行うことになりました。

次に、会期日程について協議をし、議席に配付のとおり、本日から9日までの8日間といたしました。

以上、大塚議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から12月9日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月9日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3 諸般の報告をいたします。

本日の議事日程並びに報告内容につきましては、議席に配付のとおりであります。

日程第4 議案第48号から日程第13 議案第57号まで一括上程・提案理由の説明

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4 議案第48号 大津町農業委員会の委員の定数条例の制定についてから、日程第13 議案第57号 平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてまでの10件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第48号、大津町農業委員会の委員の定数条例の制定についてでございますが、農業委員会等に関する法律の改正に伴い条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第49号、大津町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定についてでございますが、議案第48号と同様に、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地利用最適化推進委員を新たに設置するため、委員の定数条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第50号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の報酬に新たに能率給が加えられたことや、農地利用最適化推進委員についても、報酬、費用弁償の支給について定めるため、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第51号、大津町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第52号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第51号と同様に、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正しようとするものであります。

議案第48号から議案第52号までは、条例の制定及び改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第53号、平成28年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてですが、今回の補正は熊本地震関連の災害廃棄物処理業務や、被災農業者向け経営体育成支援事業などに係る補正が主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に52億813万8千円を追加し、予算の総額を240億1千267万9千円とするものです。

次に、議案第54号、平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は退職者医療交付金の平成27年度分確定に伴う追加交付分の補正が主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に612万3千円を追加し、予算の総額を37億4千463万9千円とするものです。

次に、議案第55号、平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてですが、今回の補正は消費税額の確定に伴う増額補正と、熊本地震に伴う路面等の災害復旧工事に係るものであり、既定の歳入歳出予算の総額に1千468万9千円を追加し、予算の総額を12億5千366万4千円とするのもです。

次に、議案第56号、平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてですが、今回の補正は介護サービス等の諸費の実績見込みによる減額補正と、高額介護サービス等費の実績見込みによる増額補正に係るものであり、既定の歳入歳出予算の総額に30万7千円を追加し、予算の総額を24億3千367万6千円とするのもです。

次に、議案第57号、平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は消費税額の確定に伴う増額補正と、熊本地震に伴う路面等の災害復旧工事に係るものであり、既定の歳入歳出予算の総額に637万7千円を追加し、予算総額を1億4千827万8千円とするのもです。

議案第53号から議案第57号までの5議案につきましては、補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます、なお、所管部長より詳細説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 農業委員会事務局長田上克也君。

○農業委員会事務局長（田上克也君） おはようございます。

議案第48号、大津町農業委員会の委員の定数条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月4日に公布され、平成28年4月1日から施行されました。これに伴い公職選挙法準用の選挙による委員及び選任委員の規定が廃止され、同法第8条第2項において「委員の定数は農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積、その他事情を考慮して政令で定める基準に従い条例で定める」とされたことから、条例を制定し地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

議案集の2ページをお願いいたします。制定条例は全部で2条からなっており、第1条は定数条例の目的、第2条は定数となっております。定数につきましては、国の方針に基づき現行委員の半数程度となっております。附則の1でこの条例は平成29年1月1日から施行することとしております。附則の2で選挙による委員の定数に関する条例を廃止することとしております。附則の3で経過措置として2条の定数規定は現農業委員の任期満了日である平成29年7月19日までは適用しないこととしております。

次に、議案第49号、大津町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集の3ページをお願いいたします。議案第48号と同様に、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律に伴い、農地利用最適化推進委員が新設され同法第18条第2項において「推進委

員の定数は農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況、その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める」とされたことから条例を制定し、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の4ページをお願いいたします。制定条例は全部で2条からなっており、第1条は定数条例の目的、第2条は定数となっております。定数につきましては、国の方針である100haに1人の推進委員配置を踏まえ、法の趣旨である農地の集積・集約化等が最も機能する、現農業員の担当地区である17地区を基本として定数を定めるものでございます。附則の1で、この条例は平成29年1月1日から施行することとしております。

次に、議案第50号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案集の5ページをお願いいたします。議案第48号・49号と同様に、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律に伴い、農業委員及び推進委員の報酬等については「市町村は、委員に対し報酬を支給し及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならない」と規定され、また「活動実績に応じ、事後的に報酬を上乗せするために条例で手当とする」とされたことから条例の一部改正を行い、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案集の6ページをお願いします。今回の改正では、別表中の報酬額、費用弁償を農地利用最適化推進委員の新設に伴い、農業委員と同様の報酬額及び費用弁償とし、両委員の活動実績・成果に応じた能率給を支給するための改正となっております。附則でこの条例は平成29年1月1日から施行することとしております。

説明資料の1ページをお願いします。現農業委員の報酬につきましては、改正前のおり会長24万円、会長職務代理23万円、委員22万円となっております。費用弁償につきましては2千200円となっております。農地利用最適化推進委員の新設に伴う改正後の年報酬額につきましては、国から「農業委員に比して推進委員の報酬額が低い事例があるが、法改正の主旨を踏まえ推進委員の報酬が適切な額となるよう留意すること」とされていることから農業委員と同額の22万円のとしております。費用弁償につきましても同額の2千200円としております。また農地の集積・集約化等、農地利用の最適化に関する委員活動については、活動実績及び成果に応じ農地利用最適化交付金が交付されます。この交付金を能率給として農業委員及び推進委員へ支出するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） おはようございます。

議案第51号、大津町税条例の一部を改正する条例についてについてご説明いたします。

議案集は7ページから12ページ、説明資料集は2ページから9ページになります。

この案件は主権国家間で二重課税の回避と脱税の防止等を目的として「租税条約」が結ばれていますが、日本と台湾には正式な国交がなく、平成27年11月に民間レベルで「日台民間租税取決め」の署名が行われましたが、取決めだけでは課税面でなんらの効力も発揮しないため、平成28年度税

制改正で、この取決めを租税条約として機能させるための法整備が行われたところでございます。これは日台民間租税取決めの規定された配当等にかかわります源泉徴収税率の引き下げ等の実施に関するもので、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大津町税条例の一部を改正する必要が生じたところでございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。改正の内容としましては、附則の第20条の2に「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」の条を加えまして、台湾所在の投資事業組合等を通して得た利子および配当所得に対して、他の所得と区分して100分の3の町民税の所得割を課すというもので、それに伴い所要の規定の整備を行うものです。改正前の第20条の2につきましては、今申し上げました条の追加による条ずれと字句の整備を行うものでございます。なお附則としまして、この条例の施行期日は平成29年1月1日とし、経過措置としまして、この条例による改正後の大津町税条例附則第20条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受ける特例適用利子及び配当等に係る個人の町民税に適用することとしております。

続きまして、議案第52号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集は13ページから、説明資料集は10ページからとなっております。これにつきましては、先ほどご説明いたしました「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」を設けたことにより、台湾所在の投資事業組合等を通して得た利子及び配当所得を国民健康保険税の所得割額の算定、及び軽減判定に用いる総所得金額に含める必要がありますので、附則に「特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」及び「特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」の2項を加えるとともに、この項の追加による項のずれを整備するものでございます。なお附則としまして、この条例の施行期日は平成29年1月1日とし、経過措置としましてこの条例による改正後の大津町国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、平成29年1月1日以後に支払いを受ける特例適用利子及び配当等に係る国民健康保険税に適用することとしております。

続きまして、議案第53号、平成28年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。今回の補正は災害廃棄物処理業務や被害農業者向け経営体育成支援事業など、熊本地震関連が主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要をご参照をお願いします。

第1条で既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億813万8千円を追加し、予算の総額を240億1千267万9千円とするものです。第2条で、翌年度に繰り越して使用することができる経費を第2表繰越明許費のとおりとしております。第3条で、債務負担行為の追加を第3表債務負担行為補正のとおりとしております。第4条で、地方債の追加及び変更を第4表地方債補正のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。繰越明許費でございますが、総務費関係で新庁舎建設基本構想・基本計画策定業務、振興総合計画策定業務や、震災により被災した役場庁舎の解体工事をお願いしております。民生費から消防費まで及び教育費の運動公園多目的広場整備工事につきましては、震災によ

り事業の延長を行っていた社会資本整備総合交付金事業関係の事業で、運動公園多目的広場整備工事をはじめ、全部で8本の事業をお願いしております。教育費の大津南小学校基本構想業務委託は、震災で被災した体育館等の復旧対応を優先していた関係で、繰り越しをお願いするものでございます。災害復旧費の運動公園体育館他災害復旧事業は、査定がようやく終わりましたが復旧期間が年度を超えてしまいますので、繰り越しをお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございますけれども、おおづまっ用サーバ機器借上げ料は、故障したリース切れサーバの入れ替えを行うものでございます。仮設書庫・倉庫借上げ料は、被災した庁舎の解体工事に伴い書類や物品を保管するためにプレハブ書庫を借り上げるものですが、現在設置しているプレハブ書庫では足りないために、新たに設置するものでございます。仮設書庫・倉庫用地借上げ料は、ただいま申し上げました仮設書庫を建てる土地について、現在単年度契約で借りている老人福祉センター南側の駐車場を、書庫のリース期間と同様の期間で借上げ契約を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。地方債の補正ですが、(1)追加の林業用施設災害復旧事業は、補助の裏負担として当初は一般財源を充てていましたが、災害復旧事業債を充てることできるようになり、新たに借り入れるものでございます。地域生涯学習施設等災害復旧費補助事業は、被災した地域の集会所の改修費に対し9割の補助を行うもので、その全額を災害復旧事業債として借り入れるものでございます。災害廃棄物処理事業は、災害廃棄物処理費用の2分の1が国庫補助金で、残りの2分の1について全額災害対策債として借り入れを行うものです。歳入欠陥債は、災害に伴い町民税などを減免しているところですが、その減免した額を歳入欠陥債として借り入れを行うものです。(2)の変更ですが、都市再生整備計画事業は運動公園多目的広場の工事監理委託を新たに追加したことに伴い変更するものです。公園災害復旧事業については、総合体育館の災害査定が終わりましたので、公園災害復旧に係る事業費を追加したことに伴い変更するものです。新庁舎建設事業については、被災した庁舎の解体費に係る事業費を追加したことに伴い変更するものでございます。

歳出から主なものについてご説明いたします。

予算書の22ページをお願いいたします。款2、項1、目6企画費は、平成20年度からの新たな振興総合計画を策定するために要する委託費でございます。目19庁舎建設事業費、節13委託料は、新しく建て替える庁舎の基本構想及び基本計画を策定するための委託費でございます。

23ページをお願いいたします。節15工事請負費は、被災した庁舎を解体するための工事費です。

26ページをお願いいたします。款3、項1、目2障害者福祉費の節20障害児支援事業は、障害児通所支援事業所が新たに設置されたことに伴い、利用者数が増加したことに伴うものです。目4老人福祉費、節19介護ロボット等導入支援特別事業費補助金は、介護ロボットの導入を行うグループホーム1カ所に対する補助金です。

27ページをお願いいたします。目10臨時福祉給付金費は、平成28年度で終了予定でしたが、消費税増税の先送りに伴う国の経済対策として、平成29年度に新たに支給されることとなったため、申請書等の印刷やシステムを改修するための費用を計上しております。

28ページをお願いいたします。項2、目1児童福祉費総務費、節19保育所等における業務効率化推進事業補助金は、私立保育所に保育支援システムを導入するため、保育所1園あたり100万円を補助するものです。節23償還金利子及び割引料は、いずれも平成27年度の事業費の確定に伴う返還金でございます。

29ページをお願いします。項3、目1災害救助費は、災害関連死疑いの方が4名おられ、その審査を行うための審査会の報酬及び費用弁償をお願いするとともに、節20扶助費として災害弔慰金を計上しております。目2熊本地震関係費、節7応急修理建築士賃金は、応急修理見込み件数の減少に伴い減額するものでございます。節14応急仮設住宅、物置リース代は、仮設住宅入居者の方が物置を希望される場合、リースで借り上げるものでございます。

31ページをお願いいたします。款4、項2、目2熊本地震関係費は、災害廃棄物処理に係る費用で、国の査定に基づき計上しております。査定総額は約72億円となっておりますが、今年度分として約40億円を計上しております。

32ページをお願いいたします。款6、項1、目3農業振興費、節19負担金の11被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は、熊本地震により被災した農業用施設等の修繕・再建に対し、2回目の要望分の追加で、事業費12億6千万円に対する補助金です。これで1回目の要望分と合わせまして、総額23億円の事業費に対して補助することになります。12地域営農組織法人化推進事業補助金は、株式会社もやいネット真城及び灰塚農事組合法人に対し初期運営費用支援として補助するものでございます。

34ページをお願いいたします。款7、項1、目3観光費、節19観光協会補助金は、故障して使用できなくなった肥後おおづ観光協会のホームページを新たに作成するための費用を補助するものです。

35ページをお願いいたします。款8、項2、目5熊本地震関係費、節19の熊本地震応急負担金は、被災した道路等を早急に応急復旧するために建設業組合との協定による負担金でございます。項3、目1都市計画総務費、節19耐震改修事業補助金は、住宅の耐震診断に対する補助金で、10件分を計上しております。

37ページをお願いいたします。款9、項1、目5災害対策費、節18指定避難所用テレビは、指定避難所でテレビを設置していないところに避難されてこられた方の情報収集手段としてテレビを設置するもので、11台分を計上しております。目8熊本地震関係費、節19、1、避難所等運営補助金は、熊本地震で運営された各地域の一時避難所への運営補助金です。2、熊本地震各種施設整備費補助金は、熊本地震で被災した消防詰所等の整備補助金で、5カ所分を計上しております。

38ページをお願いいたします。款10、項2、目1学校管理費、節13、節15、節18は、室小学校の児童数増加に伴うものでございます。

41ページをお願いいたします。項5、目9熊本地震関係費、節13委託料は、熊本地震で被災しました瀬田地区公民館分館の解体工事の設計委託費と、錦野地区公民館分館の改修工事及び擁壁補修工事の設計業務を委託するものでございます。

4 2 ページをお願いいたします。節 1 9 の地域生涯学習施設等復旧事業費補助金は、熊本地震により被災しました地域の集会所等、生涯学習施設等の復旧事業費に対しまして9割を補助するものでございます。

4 3 ページをお願いいたします。項 6、目 4 社会資本整備総合交付金事業費、節 1 3 委託料の運動公園多目的広場整備工事の監理業務を委託するものです。款 1 1、項 1、目 1 農業用施設災害復旧費は、当初、応急的に復旧するものを計上していましたが、今回査定等を通じて全体的な復旧費が出たことから、補正を行うものでございます。

4 4 ページをお願いいたします。節 1 9 補助金の、農地及び農業用施設単独災害復旧事業補助金は、現地を測量していく中で国の災害復旧事業の対象とならない農地がある程度固まったことから補正をお願いするものです。目 2 林業用施設災害復旧費は、災害査定での金額が固まったことから補正をお願いしております。款 1 1、項 2、目 2 都市計画施設災害復旧費、節 1 3 委託料の、運動公園総合体育館他災害復旧事業委託は、災害査定が終わり概算額が出てきたことから、復旧工事をUR都市機構へ業務委託するものでございます。

4 5 ページをお願いいたします。款 1 3 予備費で財源の調整をしております。

次に、歳入をご説明申し上げます。

1 4 ページをお願いいたします。款 1、項 1 町民税は、熊本地震により被災された方に対し個人町民税を減免するものです。項 2 固定資産税は、熊本地震により被災した固定資産について減免するものです。款 1 2、項 1、目 2 民生費負担金、節 1 児童福祉負担金は、熊本地震により被災された方に対し保育料を減免するものと、地震により休園していた期間について減免するもの及び今年度の実績による減額の合計額を減額して補正しております。

1 5 ページをお願いいたします。款 1 3、項 1、目 5 教育使用料、節 2 幼稚園使用料についても保育園と同様に減額しているところです。款 1 4 国庫支出金から、1 8 ページの款 1 5 県支出金までいずれも、先ほど歳出で説明しました事業に伴うものでございます。

1 8 ページをお願いいたします。款 1 7、項 1、目 2 教育費寄附金は、全日本教職員組合から寄附されたものです。

1 9 ページをお願いいたします。款 1 8、項 2、目 4 財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴い不足する財源を繰り入れるものです。款 2 1、項 1 町債は、地方債補正で説明したとおりでございます。

4 6 ページをお願いいたします。給与費の補正でございますけれども、給与費の補正につきましては、給与費の明細のとおりでございます。今回の補正は、住居手当など本人の届出に伴うものが主なものとなっております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） おはようございます。

議案第 5 4 号、平成 2 8 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入では、社会保険診療報酬支払基金から交付される退職者医療交付金の確定等に伴う増減、歳出では社会保険の適用拡大に伴う後期高齢者支援金の減額等を補正したものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ612万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4千463万9千円としたものでございます。

歳入からご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。補正予算の概要は11ページからになります。

款5、項1、目1療養給付費等交付金、節1現年度分は、退職者医療交付金の変更決定に伴い624万5千円を減額補正したものでございます。節2過年度分は平成27年度分の退職者医療交付金の額が確定したことにより、1千236万8千円を増額補正したものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費は補正額はゼロで、財源の組み替えでございます。款3、項1、目1後期高齢者支援金、節19負担金補助及び交付金は、後期高齢者支援金の額の変更確定に伴い129万2千円を減額するものでございます。

目2、後期高齢者関係事務費拠出金、及び11ページをお願いします。款4、項1、目1前期高齢者納付金並びに、目2前期高齢者関係事務費拠出金についてもそれぞれ、額の変更確定に伴う補正になります。款12予備費で財源調整をいたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第56号、平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入では職員手当の増額に伴う一般会計繰入金の増額、歳出では介護サービス費等諸費の増減に伴う補正と高額介護サービス費の増額等を補正したものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3千367万6千円としたものでございます。

歳入からご説明します。

8ページをお願いいたします。補正予算の概要は12ページになります。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金、節1職員給与費等繰入金は、地域包括支援センター職員の通勤手当の増額分を一般会計より繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について主なものをご説明いたします。

9ページをお願いいたします。款1総務費、項4計画策定等委員会費、目1計画策定等委員会費、節7、賃金は、第7期介護保険計画、平成30年から平成32年度の計画でございますが、これの策定にあたり本年度は実態調査の実施年度であります。主に要介護者を対象とする在宅介護実態調査の

ための事務処理に関わる臨時職員賃金の増額でございます。節13委託料の実態調査分析業務委託料は、菊池圏域合同により実態調査分析業務まで委託をすることとしたため、減額するものでございます。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費、節19負担金補助及び交付金の居宅サービス給付費につきましては、平成28年4月から定員18人以下の通所事業所が地域密着型事業所に移行したため、減額するものでございます。地域密着型サービス給付費は、地域密着型特別養護老人ホーム、グループホームの整備によるものと、小規模通所事業所が地域密着型に移行したための増額でございます。施設サービス給付費の増加は、地震の影響を受け、老人保健施設等の利用者の増加によるものです。また福祉用具購入費は、介護保険新規認定者の増加によるシャワーチェア、シャワーベンチ等の購入が多くなってきていることに伴う増額でございます。特定入居者サービス費及び高額介護サービス給付負担金は、地域密着型特別養護老人ホームの開所や地震後の施設利用の増加に伴い、給付対象が増えたことでサービス費が増加しております。

10ページをお願いいたします。款2保険給付費、項3高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費、節19負担金補助及び交付金の高額介護サービス給付負担金の増額も、地域密着型特別養護老人ホームの開所や、地震後の老健施設等の利用の増加によるものでございます。款3地域支援事業費、項3包括的支援事業費・任意事業費、目1包括的支援事業費、節3職員手当等は、地域包括支援センター職員の通勤手当の増加に伴うものでございます。款6予備費で、財源調整をいたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 皆さん、おはようございます。

議案第55号、平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお開きください。補正予算の概要につきましては11ページでございます。

今回の補正の主なものは、消費税の確定と熊本震災における災害復旧工事で、町道等におけるマンホール近辺の舗装の追加によるものが主なものでございます。

予算書の1ページをお開きください。第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千468万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5千366万4千円とするものでございます。第2条で債務負担行為の追加、第3条で地方債の変更を行うものでございます。

4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正で、1追加で、本年度で終了いたします大津町浄化センター包括的民間委託で、期間を平成29年度から平成31年度に限度額を4億8千570万円とするものでございます。また、その下段のマンホールポンプ包括的民間委託期間として、平成29年度から平成31年度に限度額5千854万円とするものでございます。

5ページをお開きください。第3表地方債補正で限度額を変更するものでございます。第4地方公営企業災害復旧事業の限度額を表のとおり変更するものでございます。

では、歳出のほうからご説明申し上げます。

10ページをお開きください。款1、項1、目1総務管理費で、節4職員手当等は、職員の住所変更に伴う職員手当の追加でございます。節2公課費では、消費税の確定申告の確定に伴い追加増額するものでございます。目5熊本地震関係費の節15工事請負費は、公共下水道管内のマンホール近辺の災害復旧に伴う舗装工事でございます。款2、項1、目1元金につきましては財源を組み換えるものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

8ページをお開きください。款1繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳出で説明いたしました消費税追加分と人件費の増額分でございます。款7町債、項1町債、目3地方公営企業等災害復旧事業債、500万円につきましては工事請負費に充当するものでございます。

続きまして、議案第57号、平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正の主なものは、消費税の確定申告の確定に伴いますものと、農業集落排水管内の熊本地震関係の災害復旧事業で、町道のマンホール近辺の舗装の追加でございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ637万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千827万8千円とするものでございます。第2条で地方債の補正を行うものでございます。

4ページをお開きください。第2表地方債補正で、地方公営企業災害復旧事業で限度額を表のとおり変更するものでございます。

歳出のほうから説明いたします。

9ページをお開きください。款1、項1、目1総務管理費で、節27公課費として消費税の確定申告による追加分でございます。目5熊本地震関係費、節15工事請負費として、農業集落排水管内における災害復旧としてのマンホール近辺の舗装の追加をするものでございます。

歳入をご説明いたします。

8ページをお開きください。款1、項1、目1一般会計繰入金で消費税相当分を追加するものでございます。同じく款9、目1、目2地方公営企業等災害復旧事業債につきましては、舗装工事等への充当を行うものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前11時03分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 議案質疑

○議長（大塚龍一郎君） 日程第14 議案質疑を行います。

まず、議案第48号から議案第50号までの3件を一括して議題とします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号から議案第52号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第52号につきまして質疑いたします。

今回の熊本地震におきまして体の不調を訴えられ、その関連で死亡者も出るほどでした。我が町におきましてそういった地震関連で特別に様々な異常が発生したとか、肉体的にも精神的にも。そういった関係の補正というか、支出増というのはなかったのでしょうか。質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 永田議員のご質問にお答えいたします。

今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、今のご質問等は直接関係ございませんけれども、国民健康保険税につきましては、被災された方につきましては国民健康保険税の減免、そういった制度がございまして、現に減免を行っているところでございます。それにつきましては国の別個の補正といえますか、補助といえますか、そちらのほうを考えられておりますので対応しているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第53号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 議案53号、一般会計補正予算についてお尋ねいたします。細かいところが1つと、ちょっとややこしいところが1つございます。

まず、細かいところですけれども、指定避難所用のテレビというのがございます。11台ということで100万円程度の金額になっておりますけれども、テレビはない避難所というのも確かにあるのでしょうけれども、ある所にはたくさんあるんですね。その時期に持ってくればいい話じゃないかというふうな考え方ができるのではないかということと、もう1つむしろ今回困ったのはテレビ本体よりアンテナです。アンテナつなぐところがないじゃないかということで非常に困ったということもありますので、その辺についてももう少し、これが含んでいるかどうかわかりませんが、ご検討をきちんといただければと思います。それが小さい話です。

もう1つのほうが、やはりこの公債費の問題です。今回の補正で地震関連の借金が30億円ほど増えております。もともとが百十何億円でしたので、だいぶ増えたなという感じになりまして、今後も庁舎建設等でたくさんの公債発行という形になってくるかと思っております。もちろん公債ですから、当然

その国のほうからの交付税の措置というのは、そこそこにはあるわけなんですけれども、それでもやはり一般会計の実財源から持ち出すというものは発生するわけですね。その金額がどの程度になるのかということ、やはり公債発行する際にある程度見通しというのを持っておかなければならないんじゃないかなと思うわけです。それについて、今回分までしか難しいのかもしれませんが、今後の予測もできればそのほうがいいんですが、今回においてこのあとどういう負担が発生してくるのかということについて見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、避難所におけるテレビの関係でございますけれども、今回おっしゃるように、テレビが余っているような所も確かにあるかとは思いましたが、そこは余っていると言いますか、一応まだある所には必要だから置いているということでございますので、今回はない所につきましてテレビを設置したということでございます。またアンテナが一番やっぱり心配するところでございますけれども、今回設置した所につきましては、アンテナのほうもきちんと整備しましてテレビを見れるような形にはやらせていただくということでやっております。

それから公債費の関係でございますけれども、今後の財政運営というところで一番心配するところでございます。財政の見通しあたりについても試算をしているところでございます。現在の見通しにおきますと公債費の残高が、平成27年度末で約129億円ほどございますけれども、これが195億円ぐらいまで膨らむのではないかなということで試算をしているところでございます。また年度の公債費の返還額でございますけれども、ピーク時におきましては20億円を超えるのではないかなということで考えております。ですので現在の償還額から比較しますと、年度の返還額が約10億円近く増えるのではないかなと考えております。この10億円につきまして、どの程度町の負担があるかと。交付税で参入するとは言われても100%参入しているわけではもちろんございませんので、一番いいのは補助災害復旧事業費の補助の裏におきます災害復旧事業債なんですけれども、これは95%含めることになっております。それ以外につきましては75%から85%というようなお話も聞いておりますので、そうしますと少なくとも1割から2割程度ぐらいまでは町の負担が発生するのではないかなということでございますので、10億円の負担が増えたということになれば2億円近くまでの町の単での負担が毎年発生するのではないかなというふうに思っておりますので、交付税で参入されるものの、なかなかその辺の運営というのが、厳しいものが今後発生するのかなというような見通しを立てているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今のところの現状での見通しということで承りましたけれども、公債費の比率というのが、やっぱりある程度抑えていかないと見目で危険な自治体というような見られ方もされかねませんので、きちんと数字を見ながら進めていただければと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 議案53号関係ですけれども、3点ほどお尋ねしたいと思います。

まずは、22ページの企画費で、今回振興総合計画を作成するという事で繰り越しを含めてやるということですが、復旧復興計画が3月に向けて実施を検討されていると。最終日あたりに全員協議会に概要を出すということですので、その辺との連動、整合性、スケジュールについてどのように進めておられるのか。それと、今お話がありましたように財政的な問題が非常に厳しい状況にあると。そういう財源的なものも含めた形で具体的に示しながら実施されていくのかというのが1点です。

もう1点は、31ページにあります家屋解体の業務委託関係で、今回の補正で約14億6千万円ぐらい。また損壊家屋の撤去の負担金だけでも5億ということで、約20億近く。また応急修理の業務委託ということで、実施をされていると思います。その進捗状況が前回新聞等を見まして、なかなか進んでいないと。被災を受けた農家・住家の方々も非常に苦勞されている、また業者も苦勞をされているというようなことを聞いておりますので、今後の見通し、また業者さんも被災者の方もお金について、年末に近づいてきている部分もあり支払関係に問題があるということですので、資金繰りが厳しいという意見もあっています。その辺の対応ということで公共事業関係では前払金制度とか、そういうのがありますけれども、そういう検討もされて対応していくのかということをお聞きしたいと思います。

もう1点が、41、42ページにあります社会教育費の中で、熊本地震関連で瀬田地区公民館分館、また錦野地区の公民館分館の解体や修理の委託が出ております。地域にある公民館分館につきましてはそれぞれに方向性を出して今まで動いてこられたと思います。今回の地震で瀬田地区は非常に最大と言われるような状況、錦野もそういう状況ですが、地域とお話をされて今後この分館の在り方なり、その辺も含めてどのような進め方でこういう予算を組んで進めていかれるのか、その3点についてお尋ね申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 桐原議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、振興総合計画と復興計画との関係ということについてお答えさせていただければというふうに思っております。

総合計画の策定業務を今回計上したわけですが、おっしゃるように復旧復興計画というのも同時並行で続けておりますので、これまでも議会のほうにもお話をしてきたかと思っておりますけれども、総合計画につきましては、この復興計画、これはまずベースになるのではないかなというふうに考えております。まずこの復興計画のほうをベースとしまして、それに乗っていない業務、全般的な大津町のほうの行政経費がございますので、そういったものを上乗せしていくというような計画になるのではないかなというふうに考えております。復興計画につきましては、来年の3月いっぱいまでには、今年度中には策定する見込みでございますので、それをベースにしながら振興総合計画、そちらのほうの整合性を図っていくようなスケジュールで考えているところでございます。総合計画

のスケジュールにつきましては、今回委託料をお願いしておりますけれども、その後業者との入札契約をしながら、そして町長選というのもございますので、そういったところの調整をした上で、現況の把握、そういったところを整備をした上で、来年度平成29年度に住民の方々のご意見を伺いながら、基本構想、基本計画そして自治計画というような形でまとめていければというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 公費解体関係の進捗状況ということでございますけれども、当初は8月の下旬から始めたんですけれども、9月の時点で業者さんのほうの解体の班の編成が16班程度しかなくて、月に50件のペースでいきたいなというようなことで計画しておりましたがなかなか進まないという状況もありました。現時点では業者さんの班のほうも37班まで増えておりまして、非常に解体のスピードが上がってきているところでございます。

現時点での進捗率でございますけれども、公費解体、それから自分で解体される方もいらっしゃいますけれども、既に解体が終わっておられるのが318世帯あります。全体が1129世帯で、進捗率で28%程度になります。これは既に終わっているところですが、いま発注をかけている部分につきましては、世帯ベースでいきますと、申込みが565公費解体で、町のほうで壊していただきという世帯が565世帯ございまして、そのうちの347世帯について既に発注済みと。パーセンテージでいきますと約6割程度については、既に発注が終わっているというような状況で、かなり後半、特に11月に入りましてからはスピードアップが図られているところでございます。

それから支払いの関係で、業者さんあたりもいわゆる原材料あたり様々な費用を払う必要がありますので、その中で資金繰りに苦労されているので、前払いだとか概算払いだとかそういった方策は考えているのかということでございますけれども、もともと現契約の中では前払いとか概算払いの記載は契約書の中にはございません。この契約書自体は県が公費解体を進める中で、全ての市町村に雛形という形で、こういった形でということで配布されたものを基に作成しておりまして、大体こういう前払いや概算払いの記載はないというのが基本でございます。ただ言われるような部分は非常に大事な部分でございますので、あとは進め方の中で、例えばいま11月に解体されているものにつきましては、12月上旬には実績報告をしていただいてそれからすぐに検査をして、12月中、だから前月終わったものについては翌月には必ず払うような形で、担当の中で話し合いをしながらスピードアップで支払いのほうも早めに払うというようなことでご理解をいただいているところでございます。ただ契約前につきましても契約書の内容も建設業組合等の中でご確認いただきまして、その辺の概算払い等はないということを前提にお受けいただいて、実際に申し出があったか言いますと、特にそういった前払いとか概算払いの申し出はあっていないところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 桐原議員の質疑にお答えいたします。

応急処理関係でございますので、現在応急処理につきましては600件ほど上がっているところでございます。受付については600件で、今のところ処理済みが400件ということになります。あ

との200件については見積書のチェックという部分がありまして、その分の200件につきましてはまだ町のほうに最終支払いの分は終わっていないというところでございます。先ほどの住民福祉部長の支払いの部分でございますけれども、うちの応急処理につきましては限度額が56万7千円でございます。今各種の応急処理でこちらのほうに上がっている見積り関係は大体100万円から200万円程度の処理がかかっているということで、一応その中の56万円ということでございますので、一応うちのほうについての前払いの申し出は今のところございませんので、粛々とこちらの伝票事務をやらせてもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまのご質問でございますが、瀬田地区公民館分館、それと錦野地区公民館分館の今後の方向性ということでのお尋ねだったかと思えます。今回地震の被災に伴う2件の公民館の設計業務のほうを計上させていただいています。そのうち瀬田地区の分館でございますけれども、今回の震災で屋根、天井、壁、全体が被災して危険な状態となっております。そのため今回解体のための設計費をお願いしているというところで、その後改めて解体の工事費をお願いするという予定にしております。解体後につきましては、施設の建設につきまして建設に対する有利な補助事業ですとか、どこに建てるのか、現時点ではまだ未定ではございますけれども、そういったところも含めて総合的に判断して検討したいというふうに考えております。それから錦野地区の公民館分館でございます。こちらについては震災で屋根とか壁の一部が被災しております。それと石垣のほうも被災しておりますけれども、復旧のほうが可能ということで今回復旧の設計費のほうをお願いしているところです。その後改めて工事のほうをお願いするところでございます。復旧後についてでございますけれども、今まで町としましては施設に関しては地元に移管するという方向で進めておりました。復旧後につきましても継続して地元への移管について協議しながら進めたいというところで考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 先ほどの答弁の中で1つ漏れているところがございます。財政計画のほうを具体的に示すのかということでございますけれども、財政計画につきましては、やはりきちんと示していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 非常に難しい問題が山積しておりますので、職員の方も大変だと思います。復旧復興計画が3月までと、そのあと振興総合計画をと、肉付けをするというような状況だと思いますけれども、非常に厳しい中の財政運営の中で何をすべきかという取捨選択がありますので、しっかりその辺は十分調整していただきたいと。先ほどの応急修理や解体または各地区の公民館分館あたりにつきましても、住民の方が不安に思っておられる部分がありますので、極力早めに情報を開示してあげていろんな形で対応していただきたいと思えます。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 3点ほど質疑を行います。

最初に、予算書の8ページに繰越明許が計上がなされております。いずれも議会を通過した予算ではございますが、いままでの質疑の中でも財政上の心配が出されております。この財政上の問題、膨れ上がった予算、それからこれから借金の返済をしてもいかななくてはいけないということですが、この繰越明許の中で急ぐ必要がないと。事業を後に回したらどうかという検討がなされたのかどうかをお聞きしたいと思います。具体的には、款7商工費の社会資本整備総合交付金事業で上井手景観整備工事、これが2千500万円。それから、款10教育費の社会資本整備総合交付金事業で運動公園の多目的広場の人工芝張り替え工事だと思いますけれども、約5億円ですね。こういった2つの工事については、先延ばしをするかあるいは見直しをするか。どちらかと言えば不要不急、不用とは言いませんけれども、急ぐ必要はないと。とりわけお金の心配もそうですが、業者が非常に不足しております。本当に人手が足りないという状況ですね。そういうことも検討して、可能であれば先延ばしをするべきではないか、あるいは中止をするべきではないかということが検討されたかどうかお尋ねをします。

次に、42ページですかね。社会教育費の中の地域生涯学習施設等復旧事業費補助1千350万円ということで、10カ所ですかね、これがどういう施設が対象なのか、ちょっと私済みません、定かではございませんものですから、一カ所あたり150万円の9割ということですが、内訳をお答え願いたい。

それから3点目ですが、今回の予算でも農業用施設の災害復旧とか解体とか、あるいは被災者生活再建支援応急処理等々、被災をされた方々に対する補助が進められていること、努力をなされていると思いますが、最近よく聞くんですが住宅の宅地、擁壁が壊れたと。非常に深刻ですね。擁壁が壊れますとすぐ500万、600万の高額な修理代がかかりますが、私は当事者ではないものですからなかなかぴんとこないのですが、何件か道路沿いであれば、何件か被害が出れば補助が出ると聞いておりますけれども、そういう制度があるかどうか、町として予算措置が検討されなかったのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員の質疑の、まず繰越明許についてお答え申し上げます。

特に繰越明許の主なもの、款7から教育関係、9の町づくり交付金事業が主なものでございます。当初予算でこれ全て計上したところでございまして、今回震災がございましたので庁舎内で、これにつきましては事業の見直しを全て行ったところでございます。その結果、事業につきましては大幅な縮小をして、一応4月には国庫補助金の内示はきておりましたから、事業は実施する計画でございましたけれども、震災という事情がございましたので大幅な事業の見直しをしまして、国庫金につきましても返還ということまではできませんでしたので、膨れ上がった分につきましては事業を精査いたしまして、最終的にこの分につきましては約2割ぐらいの事業を縮小して、今回計上させてもらったと

ころです。特に町づくり交付金事業が5カ年事業で、最終年度でございましたものですから、本来ならば通常2年とか3年目の事業につきましては、事業の先送りなり縮小なりが十分できたところがございますけれども、町づくり交付金事業が5カ年で切れるという事業ですので、本年度が最終年度でございまして、事業費を割りますと国に国庫金までまた再度町の持ち出しでお金を返さなければいけない事態が生じますので、事業の縮小はかけまして、国庫金の返納の分までは持たずに、今回事業の縮小をかけて全ての事業について繰り越しをかけさせてもらったところでございます。

それと第3点目の住宅宅地被害認定でございまして、これにつきましては国のほうから11月に急遽指示がございまして、その新たな補助金を申請したいということで町のほうにもお話がありまして、町ももともと被害認定は21件、国のほうに報告してございましたけれども、宅地被害、擁壁被害でございまして、再度先週40名ほど職員を派遣いたしまして、大津全域を調査いたしまして、トータルで約140件の宅地被害認定の候補を見ましたので、これを国のほうに提案しているところでございます。国としましては、新たな国庫補助事業をつくるという方針でいっておりますけれども、今回の国の3月の補正になるのか新年度なのか、その辺につきましてはちょっとまだこちらのほうに情報がきていませんけれども、被害認定につきましては国の補助事業の採択要件として概算で140件ほど国のほうには、町から要望しているところでございます。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 生涯学習施設についての補助についてのお尋ねだったかと思えます。今回、予算としまして約10件分程度ということで予算計上をさせていただいております。現在、地域の公民館等で把握している部分が35カ所程度被災しております。その中で10件程度というところでございます。今回、復旧工事に対して9割補助というところで計画しておりまして、事業の対象としての条件というのが幾つか定めております。その中1つが、認可地縁団体の登録がされているかどうか。それと規約等により区域外の住民も利用が認められる場合、そういったところでの条件がございまして。今回の震災の被災に対しての需用ということで、今のところ年明けの2月末ぐらいまでに被害届をいったん出していただいて、事業については地元負担でございますので、5年間ぐらいをかけてその中で整備をしたいというところでございます。今回の10件につきましては実際今年度、地元負担をしながらできるという部分について、正確な把握は今のところできておりません。ただその中で何件か至急にしたいというところがございまして、そういったところも含めて10カ所程度ということで予定しておりますけれども、不足する分等については、また3月補正なり新年度予算あたりで対応できればというところで考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 繰越明許については社会保険の最終年度ということで、事業も縮小した努力の跡が見られるということで、納得はしたところであります。

そこで、あと2件ですね。ただいま答弁があった地域生涯学習施設等の修理補助金ですよね。私は高尾野で高尾野公民館、多分高尾野公民館も入っているかとは思いますが、150万円ではと

でも足らん。とてもじゃないですね。裏が崖になっていて、そのことによって公民館の後ろ側10センチほど基礎が沈下しているんですね。傾いているんです。ボールを転がせば、ごろごろと転がっていく状況です。だから一番危険なのは擁壁をきちんとせんと、また地震があったらさらに沈下を、倒壊しかねない、それが1つ。

それから10センチ下がった建物を持ち上げるとなると、これも少なくとも数百万はかかるのではないかと思われる。今回の地震で公民館の屋根が壊れて、傾いて使えなかったというのは、本当に地域の人たちにとっては、まあ半分使えたから何とかやりましたが。一時避難所としてはこんなに不便な経験をしたことはない。150万円ではとても、見積りもそうですけど、足りない。高尾野たけじゃないですよ。どこの地域もそういった集会所は、一時避難所として本当に耐震性を高めないと、またこういう災害が起きた場合がもう使いものにならなければ、何もならないということなんですけれども、そういうことまで含めて検討がなされているのかお尋ねをしたいと思います。

それからもう1点、宅地の擁壁ですね。国が新しい制度を検討しているということで、ぜひ声を上げていただきたいと思います。聞くところによると、道路沿いで数件つながっていれば既に補助が出るということを目にしたんですけれども、そういう制度があるのかどうか1つですね。それから概算で140件ほど宅地擁壁をつかんでいるということですが、私のところも数件相談がございましたけど。被災者の方がそういう、「うちも被害があります。」という、手を上げるような聞き取りをしないと、役場がつかんでいなければそれまでということになってしまいかねませんので、役場が聞きに来てくれただけでも「ああ、行政はなんと頑張ってくれているんだ。」ということになると思うんですよ。そういう意味では徹底した、被災者のみなさんに聞き取り調査が今の時点では必要なのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまの再質問でございますけれども、あくまでも今回の積み上げにつきましては、こちらのほうでのあくまでの概算ということで、正式には今回の議会が終わりましたあと各区長さんのほうに照会をかけて、実際にどのぐらいかかるのかというところで照会はさせていただきたいと思います。あと先ほど言われました、耐震補強とかそういった部分も含めたところで今回の事業の中に含めて事業をやるということで考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員の再質疑にお答え申し上げます。

今言われたように、国のほうからの指示が早急でございましたものですから、町のほうでいったところでございます。町長のほうから、本来なら区長さんを通じてまず地元を下ろして、そして区長さんを通じてという形で、私たちもそのスピードでいきたいということを考えていたところでございますけれども、国が早急に出しなさいということでございましたもので今回については140件を町のほうで積極的に見つけて回ったと。今後また町のほうから災害関係の特集号等々がございまして、そういうものにも出して地元のほうに入って、区長さんを通じて手上げ方式の形をとるのか、どういった形をとるのかはわかりませんが、まず地元のほうに入りたいということは今考えているとこ

ろでございます。今回の場合は、国の概算に早急に間に合わせなければなりませんので、町のほうの職員を緊急に2日間、動員をかけて地元調査をさせた結果ということでございます。

以上です。

○15番（荒木俊彦君） 現在制度はあるんですか。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） ええと、それともとも国庫補助というのはございまして、いわゆるこれは盛土崩壊事業といいまして、3千平方メートル以上の盛土された大地についての崩壊事業についての補助事業というのがございまして、これを国のほうで拡大解釈しまして、この事業に何とか適用させようということで、今は擁壁が2メートル以上あって、家が2軒以上あれば該当させようということで、もちろん公共用地に邪魔にならないような感じですので、道路とか水路とか例えば公共用地ですね。そういうものに擁壁が崩れないということの判断で、その擁壁を補修しようというところがございます。家は2軒以上、2軒あっても、1軒目のところに被害があれば2軒目に被害がなくても該当させるということです。また道路の反対側に家があって、こちらの家が2軒と換算しますと、この擁壁も該当ということで、盛土崩壊事業の拡大解釈を国のほうでされて、2メートルまで擁壁を、そこまでの該当にさせようということでやっておりますので、その分につきまして今回国のほうに調査して報告したところでございます。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 議案第53号について1点だけ質問質疑いたします。

中身が2つありまして、ページが予算書34ページ、予算の概要が7ページの肥後おおづ観光協会ホームページ作成に対する観光協会への補助というところで120万円で、一般財源が94.5万円入っております。こちらの観光協会に関しましては基本的に独立した組織で、最初は町のほうがサポートしながらたち上げて、その後は収益事業や会費等でやっていくという前提で進めてきたものだと思います。まだまだ厳しい状況ではあるとは思いますが、今回ホームページ作成に予算を出すにあたって、町としてどういう意義、意図、目的をもって何を発信するのを期待して支出するものであるかということが1点。もう1点がこちら以前つくっていたホームページがサイバー攻撃によってダウンしたものであると伺っております。一般的にはこういった契約は保守契約の中でバックアップ等をとっていくのが前提になっていると思いますが、こちら先方の事務の話ではあるんですけども、町としてまたお金を出す予定であれば、その辺の確認だとか検証ができていいのかということと、また同じようなことが起こらないようにしてほしいということで、2点質疑させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） 金田議員の観光協会の補助金についてお答えいたします。

金田議員がおっしゃいましたとおり、昨年10月20日に中国系統のサイバー攻撃を受けまして、観光協会のホームページが中国の反日抗議と尖閣問題に書き換えられて使えなくなったというふうになっております。それを受けまして、株式会社の委託業者と役場それと観光協会と話し合いまして、すぐ警察のほうに届けまして原因追究等をいただいたのですが、なかなかやはりこういう系統は厳し

いということで警察のほうからも原因は難しいということでお返事をいただいたということでございます。今回観光協会のほうから、新たに補助金でホームページを立ち上げたいということで申し出があったんですけども、補助金の性質上また同じことにお金を出すというようなことは、役場としても大変苦しいのということでお断りを続けていたのですが、やはり大津町に来たいとか、大津町に興味を持っている方がどうしても電話だけでは対応できないと。どうしてもホームページは観光協会には必要だということでご説明がありまして、いろいろお話をさせていただいた中でどちらが先かと。自主財源が出来上がってからつくるか、それともホームページを立ち上げて早めに自主財源に行くかということで検討させていただきました結果、今回補助金としてお願いしたいというふうに思っております。今回からもフェスティバル等もありましたけれども、やはりホームページというのはどうしても必要性がありますし、町のビジネスホテル等の紹介もやっておりますので、ぜひともお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 観光協会の事業の性質上なかなか自主財源でやっていくというのは難しいこともあると思いますが、当初5年ほどを計画しておりまして、正直今のままだとなかなかその達成も難しいと思っております。振興総合計画の策定等もありますので、この機会に再度位置付けだとか、町の関わり方等を見直した上で進めていただければと思っております。

以上になります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） すみません、今の金田議員の質疑の中で一つご回答がない分がありまして、ちょっと私気になりましたので、改めてお尋ねしたいと思っておりますが、ホームページのバックアップはとっていなかったんですか。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

これ、業者さんと観光協会とかなりそういうことはないんじゃないかということで、大分詰めたんですけども、委託業者としては契約に入っていないのでバックアップはとっていませんと。その回答でどうしようもなくなってしまったというところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 一般的にはちょっと異常な契約、異常な状態だなというふうに思いますので、そこは担当の委員会のほうで、所管の委員会のほうでもう少しお話していただければと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

先ほど荒木議員のほうからいい質疑があったと思います。私もずっとそここのところを考えていた部分が、今回の震災に対しまして様々なハード面についての復旧復興の質疑があったかと思いますが、様々なことに対して町はアンケートを行いました。しかし、実際は本当にこの災害で困っている一人暮らしのご高齢の方とかいろんな方が地域におられまして、本来ならば荒木議員が指摘したとおり、職員なり地域の係なりがお伺いしたほうがよろしいのでしょうかけれども、非常にこの災害関係でプログラムが狂いまして、みなさんお忙しくされているということです。こういったときこそ、私この補正予算、今回も乗っていませんでしたけれども何らかの予算措置をしてでも、やっぱり区長さんそして組長さんという流れを使わなくてはならないと思います。もう時期的に新年度になったら私たちの地域も組において初寄りをします。そのときに皆さん1年間で、大体ほとんどの方が来られますけれども、顔合わせの場所なんです。そのときにももちろん安否確認もありますけれども、いろんな情報交換ができるんですよ。こういったものをきちんと利用して、その仕組みを利用する自治体でなければ、本当に血の通った自治体とは言えないんじゃないかなと感じる次第です。ですからそういったシステム、言うならば近所の方、組長さんになられた、私のところは輪番制ですけれども、例えば「どぎゃんな、元気しとんな。こん前の地震なよかったな」と、今日の朝6時20分だったですかね、地震ありましたよね。そういった形で不安に思われながらもご高齢の方が1人で住んでおられるとかいうところも実際あるんです。ですからそういったものに対して情報収集、アンケートではやっぱり薄っぺらな、明文化して皆さま方にこういったアンケート調査が出ましたというのも重要だけれども、本当に血の通った施し、言うならばこういった自治体における町の形を形成するために、そういったこの機をもって細部にわたって行き渡るような気配りがある自治体というものをつくりあげなければいけないと思うわけです。ですから時期的にもう12月ですから、この補正予算にそういったもの、もう災害から半年以上過ぎましたので、ここに何らかの予算措置が必要になるのではないかなと思われれます。そここのところは重要で本当に大津町に残って住みたい、住み続けたいというのは、そういったシステムがきちんと成熟化している自治体ですよ。ですからここはソフトの部分を私は強調して言いたいんですが、そういった初寄りとか、そういったものを利用できるのは今この時期です。この予算に乗せなければ、来年度、新年度予算ではもう遅いと思います。

そのことについて質疑いたします。そういった計画がなかったか、あったかでもいいですよ。そういった何らかの形を。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の質疑というか、提案と受け止めておりますけれども、今職員のほうに各福祉あるいは土木あるいは経済関連等について災害の状況、そして復興状況、そしてそれに伴う財源的な補助とかそういうような内容を一冊の、広報誌とは別に、特別号を今指示しております、12月中にはつくりあげて各家庭に配布したいというようなことで、今までまだまだ我々が気づくところによりますと、手続関係が漏れた方というか、わからない方というのがまだ多々おられるようでございます。特にこの町中についての高齢者の皆さんというのは情報がなかなか入ってこない関係で、見舞金の罹災証明なりいろんな形についてまだまだ抜けた方がおられるなど、我々としては思ってお

りますので、そういう方向で今職員のほうにそういう資料をしっかりとつくりながら、各家庭に配布する計画実行をしていきたいというふうに考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 私今57歳です。役場の職員の方々60歳で定年になられますけれども、ここにおられる部長級の方々というのは大体60歳前の方々なので、その方々の親御さんの年齢の方々を想像してみたら、手の差し伸べ方の有効性というのが考えられると思うんですよ。私の母がもう80歳を過ぎました。実際この年代の方々になると我慢強いんですよ。言いたいことも言わなくて我慢してしまう。町に迷惑かけたくない、人さまに迷惑かけたくないという方々がたくさんおられますので、そういった方々の意見やいろんな真意を聞き出すのはやっぱり身近な方々との話し合いとか、いろんな触れ合いの中で出てくると思っていますので、そういったところを大切にいただければ、よりよい町づくりになると思っていますので、必要とあるならば予算措置をぜひお願いしたいなと思ったところであります。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第54号を議題といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第55号から議案第57号までの3件を一括して議題といたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで議案質疑を終わります。

日程第15 委員会付託

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第15 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第48号から議案第57号までを、お手元に配付いたしました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。また会議規則第92条第1項の規定により、請願第2号を請願陳情委員会付託（案）のとおり、所管の委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後0時05分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成28年第5回大津町議会定例会会議録

平成28年第5回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日)

平成28年12月7日(水曜日)

出席議員	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	7 番 本 田 省 生
	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則	10 番 源 川 貞 夫
	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	13 番 永 田 和 彦
	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠 席 議 員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行 書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 副 町 長 田 中 令 児 総 務 部 長 杉 水 辰 則 住 民 福 祉 部 長 本 郷 邦 之 経 済 部 長 松 岡 秀 雄 土 木 部 長 大 塚 敏 弘 併任工業用水道課長 総 務 部 総 務 課 長 藤 本 聖 二 総 務 部 財 政 課 長 羽 熊 幸 治 会 計 管 理 課 長 中 野 正 継 兼 会 計 課 長 総 務 課 行 政 係 部 長 宮 崎 俊 也 総 財 政 課 財 政 係 部 長 本 司 貴 大 兼 行 政 推 進 係 長 教 育 長 齊 藤 公 拓 教 育 部 長 市 原 紀 幸 農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 上 克 也		

一 般 質 問

2 番 豊 瀬 和 久 君 p 44～p 54

1. 食品ロス削減に向けての取り組みについて

- (1) 食べられる状態なのに捨てられる「食品ロス」は家庭やスーパー、ホテルやレストランなどあらゆるところで見受けられる。そこで本町においても、まずは学校や幼稚園、保育所など教育施設における学校給食や食育・環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思うがどうか。また、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みをはじめ、飲食店等における「飲食店で残さず食べる運動」や「持ち帰り運動」の展開など、町民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることが重要であると思うがどうか。

2. 災害発生時における避難所運営について

- (1) 国や県との連携やボランティア支援の受け入れなど自治体職員は、特に初動期において多忙を極める。この間に職員が避難所運営にあたってしまうと、被災者救助をはじめ災害復旧に重大な影響を及ぼしかねない。そこで、町の避難所運営について、避難所生活は住民が主体となって行うべきものだと思うが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているのか。また、避難所運営マニュアルに基づく、訓練はどのように行うのか。

5 番 桐 原 則 雄 君 p 54～p 67

1. 復旧復興計画の進捗状況と今後について

- (1) 熊本地震の復旧復興に向けて、アンケートや意見交換会をしながら復興計画が進められている。

一人ひとり、世帯ごと、地域ごとに、解決する課題には違いがあり、まだまだ、町民の皆さんは不安な気持ちで日々の生活を悩みながら過ごされている。復旧復興のスピードが上げる必要がある。

- ① 地域、世帯、個別の問題や課題を整理した生活再建や復興に向けた総合支援プログラムや台帳等を整備し、情報の共有化と総合的な支援に活用し、復旧、復興のスピードアップをしないか。
- ② 地域づくり推進員を活用した地域支援や相談活動を充実しないか。

2. 消防団の活動拠点整備や機能別消防団について

- (1) 熊本地震における消防団の活躍は素晴らしく、頼りになる存在であったと町

民の皆さんも、町長も最大の感謝と賛辞を述べられた。まさしく、伝統と歴史ある消防精神が引き継がれ、地域の安全安心なまちづくりに、大いに貢献される存在である。

その活動基盤である消防団の施設等が大きな被害を受け、早急な整備が必要である。

- ① 被災した消防団の活動拠点施設を早急に整備し、防災対策の強化と消防団活動の支援を急がないか。
- ② 消防団活動の支援の輪を広げる機能別消防団員を設置し、消防団活動を更に強化しないか。

3. 上井手、下井手など防災と営農対策を急げ

- (1) 熊本地震により、町内の多くの河川の護岸崩落や倒壊及び川底に土砂が多く堆積し、農業用水の取り入れ口が機能しない堰や川底がかなり浅く、狭く雑草も多く茂って危険な場所が多い。

今後の大雨や梅雨期には、水害が発生する危険性が大きくなっており、営農と防災の観点から緊急な対応が必要である。

- ① 現在、災害復旧事業で対応し、緊急工事は進んでいるが、上井手、下井手などの改修改善及び堰付近や川底並びに土砂の撤去などを早急を実施し、防災対策を強化しないか。
- ② 地下水保全活動と合わせた営農などにも多くの影響があり、今後の地下水保全や地産地消対策を強化しないか。

9 番 吉 永 弘 則 君 p 67～p 72

1. 急傾斜地帯における集落への対応、対策

- (1) 急傾斜地帯の山肌は今回の地震でかなり多くの亀裂が入っていると思われる。どの辺りまで調査が進んでいるのか。又、危険箇所では、どの地区がレッドゾーン、イエローゾーンに指定されているのか。それに対して、町としてどのような対策を考えているのか。町は、国や県と折衝して急傾斜地帯に法面工事や、盛土工事、砂防工事等を早急に進めてほしい。
- (2) 一部損壊に対して町の考えは？

15 番 荒 木 俊 彦 君 p 72～p 83

1. 地震被災者に励ましを

- (1) 熊本県は、り災証明で一部損壊建物居住者に義援金配分を検討しているが、「100万円以上の修理に対して10万円」との案が出されている。これでは

あまりにも不公平である。県に対して公平な支援を求める必要がある。同時に町独自の励まし支援が必要ではないか。

2. 町民支援と中小自営業者の育成を

- (1) 熊本地震で被害復旧工事が急がれるが、肝心の工事を担う職人、業者が足りない。これまで地域に根を張った自営業者の育成になんら支援をしてこなかったツケではないか。自営業者が育たない地域社会は、正常とは言えない。自治体として耐震補強や住宅などのリフォーム助成など、町民支援と業者の育成に真剣に取り組むことが必要ではないか。

3. 立野ダム中止の声を上げるとき

- (1) 立野ダムは、水を溜めることができない、水が溜まると大惨事につながる。一番被害を受けるのは、大津町民である。危険で自然破壊を引き起こす立野ダムの中止を求める声をあげるべきである。

3 番 佐 藤 真 二 君 p 83～ p 95

1. 総合体育館利用不可の代替措置は取られているか。

- (1) 総合体育館のメイン・サブ両アリーナが使えない。

町民の健康づくりの最大拠点であり、代替の活動場所の提供が不可欠だが、代替施設の利用料や使用の仕方等に工夫が必要ではないか。

 - ① 利用者の変動、活動場所を変更・休止している団体等は。
 - ② 復旧まで暫定的にでも施設利用料を引き下げたり、利用区分を細分化したりするなど、工夫ができるのではないか。
 - ③ 震災とは関係ないが、利用料が整合していないものがある。

2. 復興事業・事務、なぜ遅れが目立つのか。

- (1) 震災後、り災証明の発行は速やかに開始されたが、その後、仮設住宅着工、公費解体着手、復興計画策定、庁舎解体など他の自治体に比べ、遅れが目立ってきている。住民の安心や意欲を高めるためにも速やかに行うべき。改善できる点はないのか。

3. 復興基金、町ではどう活かすか。

- (1) 復興基金の活用が始まったが、わからない部分が多い。住民のニーズに沿った活用のためにどのような取り組みをするのか。
 - ① 復興基金活用の枠組み、県との関係。

- ② 大津町として要望をどうまとめる（まとめた）のか。
- ③ 大津町ではどのような活用ができるのか。

4 番 松 田 純 子 さん p 101～ p 110

1. 男女共同参画社会の実現について

- (1) 女性が働きやすい社会の実現の為には、保育所の完備、病児・病後児保育システムの構築が重要だが、現状と見通しを問う。
- (2) 共稼ぎ家庭において、男性の家事・育児の協力、男性の育児休暇の取得、介護の協力等に対する啓発活動の今後の計画は、どの様に考えているか。
- (3) 女性の社会進出における情報の取得や伝達、又は、様々な困難に対する相談窓口の設置など、どの様に考えているか。新庁舎建設における男女共同参画室の充実を考えているか。
- (4) 女性の政治、行政への関心を得る為には、地域での盛り上がりも重要と考えるが、その為にも区の嘱託員、又は、区長の女性登用を進めることが大切であると考えるが、女性登用について、積極的な対策は考えられないか。
- (5) 防災関連において、女性防災士連絡会（仮称）を作り、女性目線の防災への意見集約、活動の計画、防災計画会議への参加など考えられないか。

2. 高齢者の免許証返上と地域交通網について

- (1) 昨今、高齢者による交通事故のニュースが痛ましい現状を伝えている。昨年の交通網体系の見直し後の状況を問いたいが、熊本地震の復興の途次、検証が実施されるような状況ではないことは重々承知している。しかし、高齢者の事故に関しては、いつ起ってもおかしくない現状である事は、誰しも感じている事であろうと推察できる。
 - ① 高齢者の運転免許証返上をすすめるためには、どのように理解を得るかが重要であるが、対策はあるか。
 - ② 免許証の返上に代わる方法について、どのように考えているか。長洲町の「きんぎょタクシー」に学び、乗り合いタクシーの充実について、検討はできないか。

1 番 金 田 英 樹 君 p 111～ p 122

1. 振興総合計画10年間の評価

- (1) 町長は再挑戦の意向を示されたが、「次期町長に委ねたい」ということで現在の任期中に突然2年間延長（H28.3→H30.3）した振興総合計画および基本構想の実績検証が一切できていないままの表明である。

町の根幹となる計画の急遽延長に対する疑義や、P D C Aサイクルに基づく検証と改善の重要性については27年3月の定例会一般質問で指摘したところであるが、これまでの対応、および本来の終了時期であった熊本地震発災前の本年3月までの達成状況を真摯に振り返り住民に対して明瞭な説明をすべきである。

以上を踏まえ、次の2点について問う。

- ① 目標（値）の達成状況
- ② 評価委員会開催状況や指標見直し等における延長決定後の具体的対応

2. 町の未来に向けたビジョンと政策

- (1) 熊本地震は大津町の中長期ビジョンにも大きな影響を及ぼすものである。「町の復興」と「住民の生活再建」に向けてやるべきことは山積しているが、今後の高齢化や人口減少地域増などの震災前からの課題がなくなったわけではなく、計画的に備えていかなければ住民の暮らしを永続的に守ることはできない。

震災の影響に限らず様々な不安を抱えて生活する方々が多数いるなかで、復興と再建の先にある明るい未来への具体的展望があつてこそ、住民の心に“希望”と“活力”が生まれ、町にも一層の活気が溢れる。

以上を踏まえ、町長の未来に向けたビジョンと具体的な政策を問う。

12番手 嶋 靖 隆 君 p 122～p 129

1. 復興基金の活用に伴う計画策定

- (1) 国においては熊本震災に対し、早期に激甚災害の指定を受け、補正予算の編成など迅速な対応により、震災復興等の予備費として7,000億円が確定され、県が要望している被災者や被災地にとって必要な事業が順次事業化されるものと確信する。

この復興基金は国の補助制度から外れた復興事業の費用を捻出する目的で自治体の被災地の実情に応じて判断し、住民生活の支援や地域経済の再建として想定されている。これには、東日本大震災や阪神・淡路大震災でも復興基金が創設されている。よって、国の配分予定の特別交付金510億円と被災地支援宝くじ交付金13億2,000万円の計523億2,000万円が財源となり、支援事業の5項目表示されている。

- ・被災宅地復旧支援
- ・仮設住宅維持管理被災生活支援
- ・住宅耐震化などの防災安全対策
- ・国庫補助の対象外復旧

・神社、地域のコミュニティ再建施設の復旧

支援事業の第1弾として約26億円を充てる方針で県は12月末を目標に運用開始の意向であることを踏まえ、本町においても早急に事業計画策定を行い、復旧・復興促進を図らなければならないことから、取組みについて所見を伺う。

2. 家屋の一部損壊支援措置

- (1) 県は義援金配分の対象を住宅にかかった費用や所得状況などをもとに支給基準をつくり、これから制度設計に入るので、配分は未定となっていました。先頃の熊本日日新聞の紙面掲載で表示されたのは、支給条件として100万円以上の修理経費に対して10万円の支給について基準を策定し、市町村長の合意を得るとありましたが、被災者の合意には欠くものがあることを踏まえ、自治体独自の財源を持って、一部支援の考えはないのか所見を伺う。

3. 緑化推進に伴う生垣設置助成

- (1) 本町の緑化推進と環境整備については、再々提唱していたが、未だに進展を見ださない現況であり、このたびの地震においてブロック塀が老朽化し、多数倒壊した現況を踏まえ、日中発生でなく人身事故にならなかったことを幸に思うが、今後、塀の復旧、更新設置については、今回、被災を契機に環境緑化の一環として生垣の植樹を奨励するためにも、緑化促進助成措置について見解を伺う。

13 番 永 田 和 彦 君

p 130～p 141

1. 復興予算捻出技術

- (1) 緊急時は予算捻出が必要となる。各部局の政策優先順位を精査し組み換え先延ばし、基金条例解釈の拡大及び改正、毎年度の政策への影響を可能な限り抑えた借入れなど、緊急時対応政策を充実させ自治体機能を高めていかなければならない。

2. 政治不信時の選挙対策

- (1) 政務活動費などを始め議員（政治家？）による不正事件が相次ぎ、国全体が政治不信に覆われているが、議員の資質がここまで低劣になった背景に、選挙制度の不備と議会制度の閉鎖性が考えられる。まず改選前には、生涯学習センターや公民館などの公的施設を、町民の代表を選択するための開放期間とし、各種討論会は無論、町民と候補者との自由な意見交換できる仕組みが必要である。

少しでも多くの人々が政治に参加するため、より良い社会をつくるため。

3. 観光と福祉で健康まちづくり

(1) 認知症予防、介護予防と事前対応に軸足を移さなくてはならない。

ウォーキング、グラウンドゴルフと体を動かすことが重要な要素であることがわかっているならば、雨の日対策として屋根を付けましょう。面倒な行動計画は観光協会を世話人として利用し日帰り温泉付など要望してもらいたい。交流試合や各種大会に商品や食事を予算化して、経済の相乗効果を高める施策も必要だ。税金の有効利用と再分配の概念は、観光と福祉に重点を置くことで、その時代が求める実情にあったものと成り、遊ぶことで健康維持と町づくりが可能に成るのである。

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 2 8 年 1 2 月 7 日 (水) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程並びに報告内容は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明日 8 日が 6 番から 9 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○2 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も朝早くからありがとうございます。

2 番議員、公明党の豊瀬和久です。通告にしたがひまして 2 点質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

1 点目は、食品ロス削減に向けての取り組みについて、2 点目は、災害発生時における避難所雲梯についてです。

食は、世界中の人々にとって大事な限りのある資源であります。世界では、全人類が生きるに十分な量の食べ物が生産をされているにもかかわらず、その 3 分の 1 は無駄に捨てられていると言われていいます。日本国内における年間の食品廃棄量は、食料消費全体の 3 割にあたる約 2 千 8 0 0 万円トン、このうち売れ残りや期限を超えた食品、食べ残しなど、本来食べられたはずのいわゆる「食品ロス」は約 6 3 2 万トンとされています。これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量年間約 3 2 0 万円を大きく上回る量になっています。また、日本人 1 人当たりで換算すると、お茶碗 1 杯分、約 1 3 6 グラムの食べ物は毎日捨てられている計算となります。日本の食料需給率は約 4 割で大半を輸入に頼っていますが、その一方で、食べられる食料を大量に捨てているのが現実です。食品ロスを減らすために、食べ物をもっと無駄なく大切に消費していくことが必要ではないでしょうか。食品ロスは、食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など、食べることに関係する様々な場所で発生をしています。食品メーカーや卸小売店では、いわゆる 3 分の 1 ルールという食品メーカーなどが設定をする加工食品の製造日から賞味期限までの期間を 3 等分して、メーカーからの納品期限や店頭での販売期限を設定する商習慣などで、メーカーなどに返品される食品や欠品を避けるために補充し、期限を超えた在庫などが該当しますが、これらは品質上、まったく問題なく食べられるものです。また、レストランなどの飲食店でもお客さんが残した料理などが食品ロスとなっています。家庭におい

でも食品ロス全体の約半数にあたる年間約302万トンが発生をしています。食材別に見ると、最も多いのは野菜、ついで調理加工品、果物類、魚介類です。食品を食べずに捨てた理由として多いのは、鮮度の低下、腐敗、かびの発生、消費期限・賞味期限が過ぎたなどがあげられています。家庭から出される生ゴミの中には、手付かずの食品が2割あると言われ、さらにそのうちの4分の1は賞味期限前にも関わらず捨てられているものです。そのほか、調理の際での野菜の皮むきや肉の脂身取り除きなど、食べられる部分を過剰に捨てていることも食品ロスの原因になっています。家庭での食品ロスを削減できれば、食べ物の廃棄量を減らすという環境面だけでなく、家計面にとってもメリットがあります。食品ロス削減は、食品事業者、消費者、行政、それぞれにメリットがあります。過剰生産の抑制による生産、物流コストの削減や廃棄コストの削減、消費の軽減、償却時のCO2削減による環境負荷の軽減にもつながり、さらに未利用食品の有効活用は生活困窮者などの支援にもなります。食品ロスの半分は、事業者の流通販売の過程の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生していますので、削減には事業者による取り組みとともに、1人1人の食品ロスに対する意識啓発も問われてくると思います。既に先進的な自治体では、様々な食品ロス対策が行われてきています。

長野県の松本市では、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は、自席で食事を楽しむ3010運動を進めています。とともに、松本市内のすべての保育園、幼稚園の年長児を対象に、食べ物を含む保育園や家庭でゴミを減量することの大切さを教える特別授業を2012年度から続けてきており、市が行ったアンケートによれば、園児だけでなく、子どもから話を聞いた保護者にも意識の変革が見られ、環境教育の効果は予想以上に大きいと担当者は言われています。また、NPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者への無償提供をするフードバンクなどが有名です。

そこで、本町においても、まずは学校や幼稚園、保育園など教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通して、食品ロスの削減のための啓発を進めるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

また、家庭内における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みをはじめ、飲食店などにおける飲食店で残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、町民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることが重要であると考えますが、いかがでしょうか。

さらに、町としては、未利用の災害備蓄食品の有効活用をされていると思いますが、現状はどのようになっているのでしょうか。町長と教育長にお聞きをいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。熊本震災から8カ月を迎えようとしておりますけれども、今解体業務や査定が終わりまして、入札、工事関係の推進を図りながら、1日も早い住民の皆さんのもとの生活に戻れるように頑張っておるところでもあります。もちろん、これまでの議員の皆さんのご理解、ご協力に対しまして、厚くお礼申し上げたいと思います。

定例会のまず、豊瀬議員の一般質問にお答えします。

現在、食に関する住民の関心も高くなってきておりまして、一方で、廃棄される食品ロスの増加が問題となっております。ヨーロッパにおきましても欧州会議が2014年、フードロス年と位置付けまして、2025年までに食品廃棄物を半減させることに取り組んでいると聞いております。

日本では、政府広報によると、年間約632万トンも食品ロスが発生しているということで、その食品ロスの約半分が家庭から出ていると言われております。そのことから、事業所と家庭においてしっかりとした取り組みが必要だと思っております。食品ロスは食べることに場所から発生していることから、食品業界においては、食品ロス削減のための検討チームを立ち上げ、関係者で食品ロスの発生抑制の話し合い、目標値の設定などの取り組みをなされていると聞いております。

同様に、農林水産省や環境省、消費者庁で食品ロス削減について、ホームページやリーフレットなどで周知を行っておられます。

町としましても、食品ロスを減らす取り組みを行っておりますが、一番大事なものはやっぱりもったいないの思いを持つことだと思っております。熊本地震が起きた直後もおにぎり1個、あるいは水1杯を口にするのも大変だったあの日を思えば、世界でも飢餓で苦しみ、亡くなっていく子どもたちが今もいることに思いをはせながら、無駄のない食文化の形成を目指してまいりたいと思っております。

取り組みの関係等について、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） おはようございます。豊瀬議員の食品ロス削減に向けての取り組みについての御質問にお答えをいたします。

ただいま議員が言われましたように、国内で食べ残したり、使い切れずに捨ててしまう食料や食材は莫大な量となっております。そのように、まだ食べられるのに廃棄される食品である食品ロスが発生する原因は様々であると言われております。

しかし、食品ロスについては、国民一人一人、また食品事業者の方々などによる取り組みや様々な工夫により、削減することは可能であると、このように考えております。

また、子どもたちを取り巻く環境では、近年、偏った栄養摂取や朝食の欠食など食生活の乱れもあり、子どもたちの健康への影響が心配されている状況もございます。

このような状況の中、平成17年に食育基本法が制定され、平成18年には食育基本法に基づき、食育推進基本計画が策定され、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に努めることとされ、教育の中で食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さを理解できるように取り組んでいるところでございます。

大津町では、大津町教育基本構想の「家庭教育」の重点努力目標に、「早寝・早起き・朝ごはん運動の推進」、「学校教育」の重点努力目標に、「体育・健康教育・食育の推進」を掲げ、食の大切さ、食への感謝の気持ちを育む教育に取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、各学校や学校給食センターなどで組織をしております、大津町食育

推進委員会を中心に、各学校における食育の推進を図るとともに、学校給食へより一層の地場産物を活用し、そのことを周知・啓発しながら、児童生徒や保護者の皆さんが食への関心を高めることで、食品ロスの削減に繋がり、ひいては健康な生活が送れるように引き続き食育を推進してまいりたいと存じます。

なお、具体的な取り組みにつきましては、担当部長より説明を申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） こんにちは。豊瀬議員の質問にお答えいたします。

まず、大津町の家庭からのゴミの問題でございますけれども、大津町では年間約8千トンのゴミが排出されております。毎日、1日当たり直しますと大体17トンが平成27年度の実績でございますけれども、出されております。これが家庭から出ているゴミでございます。その90%が可燃ゴミでありまして、また、そのうちの40%が、いわゆる食品、生ゴミでございます。ゴミの減量化をですね、広報等でこれまで周知する中で、食べる分だけ買って、食べる分だけ作ると、そういった食品ロスにつながる啓発を併せて続けてきたところでございます。

また、熊本県が「くまもと530（ごみゼロ）運動」というのを平成27年12月1日から行っておりますけれども、いわゆるくまもと食べのこしゼロキャンペーンというものでございます。こういった活動を通しましてですね、各地で食べ残しをしない運動が行われております。

大津町でも広報おおづまち平成27年12月号の環境プレスの中でも協力をお願いしているところでございます。

食べ残しなどの食品ロスは、「生ゴミ」として排出され、多額の廃棄物処理の費用が必要になります。行政にとっても大きな課題となっておりますのが現状でございます。

このようなことから、環境保全課におきまして、食品の残菜を減らす取り組みや生ゴミの減量化について、町民の皆様方に繰り返し広報等お知らせをしながら周知徹底を図っているところでございます。

事業所におきましても一部の企業では、その食堂から出た残菜等をですね、家畜の餌などとして再利用するために処理業者へ委託しているところもあるようでございます。

また、一般家庭向けにコンポストや生ゴミ処理機の購入に補助などを行い、ゴミの減量化も併せて奨励をしているところでございます。

町におきましては、食品ロスについて、それぞれの立場において取り組むことができるものとして、「食べ物への感謝の心を持ち、食についての習慣を身に付ける」と、そのことの普及啓発を行っております。具体的には、妊娠期から乳幼児健診における個別指導、各幼稚園・保育所等における食育活動、高校での伝承料理教室、健診結果の説明会における生活習慣の改善の一つとして食に関する保健・栄養指導、食品の目安量などのお話をさせていただいているところでございます。

また、介護予防、栄養士や町食生活改善推進協議会、それからNPOのクラブおおづなどと協働いたしましてですね、住民ライフステージを通して適正な食品の摂取が実践できる力を育める支援などを行っておるところでございます。

例えばですね、食生活改善推進協議会の中では、各種イベント時などにおいて、減塩、塩分を減らしたメニューのお弁当を参加者に実際に食べていただきながら、生活習慣病予防に大きな効果があることや、ロスが発生しがちな大量買いを控えること。それから、だしをとった後、昆布あたりの佃煮にするなどの効率的な食材の利用なども薦めておるところでございます。

その他、小学校、幼稚園などにおける食育活動、それから男性の料理教室、離乳食やマタニティセミナーなど食生活改善推進協議会の中では年間80回以上の活動を実施されているところでございます。

また、クラブおおづにおかれましても、町の栄養士と共同で、生活習慣病予防教室を年間14回程度実施させていただく中で、食品の表示や食品塩分量のお話をさせていただいているところでございます。

今後は、さらにホームページ等を活用し、食と健康に関する情報の提供を行うとともに、住民が健康で無駄のない食生活を送るための情報提供を多方面の関係機関と協力・連携しながら、効果的な啓発に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。ただいまの豊瀬議員のご質問にお答えいたします。

学校給食センターや各学校などにおける職員に関する取り組みについてご説明申し上げます。

まず、学校給食を提供しております町学校給食センターでは、給食を提供するだけではなく、給食センターに勤務する栄養教諭などが年間計画を立てて、各学校を訪問し、「食」に関する指導として、各学校と連携を図りながら健康教育や食育指導を行っております。1月の給食習慣では、調理師も学校を訪問して、児童・生徒の給食に関する「生」の声を聴き、調理や献立の参考にしているところがございます。

このような取り組みにより、本町の学校給食の残菜量は、平成20年度では、1日150リットルあったものが、平成27年度は18.6リットルにまで減少しており、このことは関係者各位による食育指導の成果ではないかと考えております。

また、現在、各学校から出された残菜の処分は、養豚経営をされている民間の会社に回収を委託しており、残菜は、養豚用の飼料として再資源化され、さらに豚の肉は食材となり、豚の糞尿は野菜などの肥料となっているということで、食の循環にもなっております。

次に、各学校の食育授業の取り組みでは、本年10月28日に大津中学校が行った「学校体育研究推進校研究発表会」の公開授業において、「弁当の日の献立を考えてみよう」という課題で、生徒が生産者や学校給食センターの見学を行い、給食づくりの大変さを理解し、食材を提供される方や給食を作る方への感謝の気持ちを持ち、自らの食生活を見直し、自ら改善して、生涯を通じた望ましい食生活を形成することの大切さを理解する授業が行われました。

また、小学校でも、低学年では生活科の授業での栽培学習を通じた取り組み、高学年では、すべての学校が学校給食センターを見学し、食への理解を学習したり、食への感謝を学ぶ教育を実践してお

ります。

幼稚園・保育園におきましては、各園の園庭で四季折々の季節で季節の野菜を育てる栽培学習や地域の方々の協力を得ての田植えや稲刈り体験、栗拾い体験などを通して、食についての関心を高めております。また、給食後の空っぽになった食缶をみんなで喜んで、残菜を出さないことを目標にする取り組みなどを行っております。

今後も各学校や園で食育や環境に関する取り組みや指導を継続し、工夫しながら、子どもたちの食への関心を高め、食べ物を大切にする心を育みながら健康づくりにも繋げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 随分以前からいろんな取り組みをされているにも関わらず、なおかつまだ食品ロスが出ているというのが現状ですので、これでよしということじゃなくて、先ほど福祉部長言われてましたように、これは1人1人の取り組みとして、こういう現状を知った上で、日々の生活の中で意識をかえていって、1人1人が取り組んでいくことが今のこのロスを減らしていくことじゃないかと思っておりますので、ぜひ、ホームページ検索しても、この食品ロスということでは出てきませんでしたし、私も正直言って、この食品ロスというのは、今回ここでこの質問するにあたって、これだけの現状があるというのを知ったわけです。なので、多分これはほとんどの方はこれだけのロスがあっているというのを具体的に知っている方というのは少ないんじゃないかと思っておりますので、ぜひ食品ロスという観点でこれだけの食べられるものが捨てられているという現状をホームページであったり、おおづ広報であったりというので伝えていただくことが大事じゃないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今きちっと作業というか、そういうのされていると思うんですが、災害備蓄食品の今現状、有効活用されている現状というのを教えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 豊瀬議員の災害備蓄食料についてのご質問でございますけども、災害備蓄食料につきましては、先の震災で備蓄していたものはすべてもう放出しているということで、現在、備蓄しているのはございません。今後ですね、計画を立てながら、また備蓄を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） この備蓄もですね、中にはその自治体でその期限を過ぎたからということで処分をされているところもあるということですので、そういうことじゃないように、もう事前に何かで使っていくとか、そういう訓練で使うとかという利用をよろしくお願ひいたします。

次に、2点目の質問に移らせていただきます。

次に、災害発生時における避難所運営についてお伺いをいたします。

災害発生時には、災害対策基本法などにに基づき、予防、応急、復旧・復興というあらゆる局面に応

じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化をされています。

地域防災計画では、防災体制の確立、防災授業の促進、災害復旧の迅速、適切化を定めており、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアルなどを整備することになっています。

熊本地震では、自治体の避難所運営に自治体職員が関わったことにより、災害対応に支障をきたすケースがあったと言われております。国や県との連携やボランティア支援の受け入れなど、自治体職員は特に初動期において多忙を極めます。この間に職員が様々な事情から避難所運営にあたってしますと、被災者救助をはじめ、災害復旧に重大な影響を及ぼしかねません。そのような中で、災害がいつ起こっても万全の対応ができるよう自助・共助・公助の役割を優先順位を考慮した上で明確にするべきではないかと思えます。

そこで、避難所運営についてお聞きをいたします。

まず1点目が、内閣府が公表している避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み、方針というものには、市町村の避難所関係職員以外のものでも避難所を立ち上げることができるようわかりやすい手引、マニュアルですね、の整備が必要であるということになっています。これは分厚いものではなくて、簡単に見られるような手引が必要ということで、このことは何年も前から提案をしてきましたが、近年の災害多発の状況に対し、早急に避難所運営マニュアルの作成に取り掛かるべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

2つ目は、内閣府公表の避難所運営ガイドラインには、避難所運営は住民が主体となって行うべきものとなっておりますが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっていますか。とりわけ初動期の避難所にあっては、地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織をつくることになっていますが、どうでしょうか。

質問の3つ目ですけど、内閣府の避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、地域住民も参加する訓練を実施することとなっておりますが、避難所運営マニュアルに基づく避難所設営の訓練の実施予定を伺います。このことは9月議会でもお聞きして、これは行っていくということでの答弁がそのときにはあっています。

4つ目は、熊本地震では、県内で最大1日1千400名を超える他の自治体職員の派遣を受け入れております。内閣府の避難所運営などの基本方針によると、被災者のニーズの把握や他の地方公共団体からの応援及びボランティアなどの応援団体の派遣調整をする避難所支援班を組織し、避難所運営を的確に実施することとありますが、本町では、避難所支援班についてはどのように考えられていますか。

5つ目は、台風10号で被災した岩手県の岩泉町では、避難所運営マニュアルが整備されていたにも関わらず、役場職員が初動期の円滑な対応ができず被害が大きくなったと言われております。本町においてもマニュアルにある災害発生時の職員の皆さんの動きを再度点検し、住民の安全確保をすべきと思えますが、いかがでしょうか。町長にお聞きいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の避難所運営等についてのご質問ですが、議員おっしゃるように、町職員は今回の震災における初動期においては、本当に多忙を極めたところでございます。

発災直後は、職員が避難所運営にあたっていましたので、昼は行政本来の業務、夜は避難所運営というように、職員の家が被災していても家にも帰らず、また、寝る間もなく災害対応にあたっていたわけでありまして、職員には本当にご苦勞をおかけしたところであります。

このようなことから、議員が提案しておられるように、地域での第一避難所は地域住民の方に、公益的な指定避難所には行政運営でしていくということがこれからの姿ではないかと思えます。避難所運営マニュアルも昨年12月に策定しておりますので、その内容を今一度見直しながら、地域における訓練を充実していかなければならないと思えます。

議員おっしゃるように、やっぱり自助、あるいは地域の共助と行政の公助の連携が必要という実感を今回の地震でしっかりと反省をしながら、今後の日ごろからの訓練をしっかりとやっていかなくちやならないだろうと思っておりますけれども、大津地区におきましても、高尾野地区や室北地区等については、早速地域での訓練を行われておられるようでございますので、今後についてもしっかりと連携をとりながら避難運営関連等の支援というか、独自の運営をお願いできるように指導をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

内容について、また担当のほうから詳しく説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 豊瀬議員の「災害発生時における避難所運営について」のご質問でございますけれども、今回の地震は、4月14日の前震に続き、16日の本震とかつて経験したことのない2度の大きな揺れに見舞われたところでございます。今まで台風や水害などの経験はありましたが、突発的な大地震は初めてのことであり、様々な情報が錯綜し、初動時の対応におきまして混乱をしたところでもございます。

特に、避難所につきましては、前震時に、各指定避難所へ職員を2名ずつ配置し、24時間体制で避難所の運営にあたり、各地域の情報収集に努めたところでございます。

一方、全国各地から救援物資が届けられ、その物資の仕分けや避難所への提供、また、食事の提供、がれき処理など職員も非常に多忙を極めたところでございます。

そのような中、大阪府をはじめとする関西広域連合や全国の自治体職員、ボランティアによる支援により少しずつ復旧に向けて進むことができました。

確かに、指定避難所につきましては、町が設置し、運営すべきものではありませんが、今回のような大規模災害時においては、議員がおっしゃいましたように、初動時に多くの災害対応業務が集中し、職員はその対応に追われており、避難所運営については、住民が主体となって運営していただければとも考えているところでございます。

町では、昨年12月に「大津町避難所運営マニュアル」を策定し、運用することとしておりましたが、実際に訓練を行っておらず、また、住民の方にも十分周知できてなかったというのが現状でございます。

このマニュアルでは、大規模な災害が発生し、避難所での生活が長期間予想される場合に、行政や各行政区、自主防災組織等の地域住民の方々が協力・連携のもと、避難所における諸問題に的確に対応しながら、地域が主体となった円滑な運営を行うための基本的事項を取りまとめた内容となっております。

今回の避難所の運営につきましては、当初、役場職員を24時間体制で配置しておりましたが、その後、警備会社への委託や地元消防団に運営をお願いすることとしました。

また、それぞれの地域における、一時避難所等における避難所において炊き出しなどが行われたところでございますけれども、そちらにつきましては避難所の運営された地区につきましては、運営費補助としまして1カ所当たり3万円、避難された1人当たり1日100円という制度を設けまして、運営にあたっていただいたところでございます。

また、「避難所運営マニュアル」につきましては、今回の震災を踏まえ、座談会の意見や各世帯への住民アンケートの意見をもとに検証を行い、先ほど豊瀬議員が言われましたように、わかりやすい内容になるように見直しをしていきたいと考えております。

また、避難所運営マニュアルに基づく訓練につきましては、身近な地域における一時避難所での運営方法と町の指定避難所である広域避難所での運営方法はそれぞれ違うものと思われま

そこで、訓練につきましては、それぞれの地域で実施されている防災訓練時や町の総合防災訓練時などの機会にできれば行っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、避難所の支援班につきましては、地域防災計画で町のほうで避難所の班を決めているところでございますけれども、先ほども言いましたように、初動時において非常に困難をしたということで、どれだけ機能したかということとはちょっと課題を残したのではないかなというふうに考えております。

また、いろんなそのボランティアや応援団体が派遣されたところでございますけれども、そういったところでも、例えば、益城町になどにおきましては、非常にたくさんの他の自治体からの派遣を受け入れたということで、かなりその対策本部は混乱をしたというようなお話を聞いております。そういった中で、そういったいろんなボランティア、応援団体の派遣をするときの受援体制ですね、受け入れ態勢、こちらについてもきちんと見直すべきではないかというような意見が出ております。そういったことも含めまして、この避難所支援班も含めたところでの受援体制の整備というのが今後課題になるのではないかなと考えておりますので、そういったところも含めてマニュアル等の整備もやっぱり進めていくべきではないかというふうに考えております。

また、災害発生時の職員の動きをということでございますけれども、今おっしゃいましたように、災害発生時の職員の動きにつきましては、現在、職員のほうのアンケートをとっておりますので、そういったところで再度点検をしながら職員の災害発生時の職員のその体制と申しますか、そういったところにつきましてはもう一度点検をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 何か9月議会の答弁とあんまり変わらないような感じなんですけれど、一つは、そのこの避難所運営マニュアル、これ平成27年12月にできて4月の熊本地震では普及とか、そう

いう啓発ができてなくて、まだ徹底ができてなかったのだからいかされなかったということだったですけど、もう熊本地震から8カ月経って、このマニュアルできているんですね。これをこないだの熊本地震を経験したことを参考にして改定をする。もうこれ全部ごっそり変えるわけじゃないですから、あるものを参考に改定していくわけですから、そんなに時間かからないと思うんですが、なかなかこれも進まない。そして、これを改定しただけでは、またただこれができるというだけですので、これを住民の皆様きちっと伝えて、住民の皆様が自主的に避難所運営ができるようにやっぱり普及啓発することが大事じゃないかと思うんですけども、そのあたりのそのいつそれをどういう形でされるのかということが具体的になってなく、これを改定していきますという話はもうずっと前からあると思うんですけども、そのどう伝えていくのかとかということがまずそもそも8カ月経った中で、特にその新しい考えがないという気がします。

それと、これはいいことなんですけれども、今度12月17日に、これは大津町役場職員の有志の方々がハグ普及実行委員会というのを立ち上げられて、ここで初心者向けのハグ、避難所運営ゲームですけども、この体験会、防災ゲームというのを企画をされています。これ午前中。で、夜はクロスロードの体験会と、これはいろんな防災に関わることのゲーム感覚でやる意識啓発のゲームなんですけれども、こういうものを企画をされていると。これは少人数でやりたいということだったんですけども、こういう取り組みをいろんなところでやっていくことも必要だと思いますし、こういう取り組みこそ延ばしていったらどんどん地域でやっていくべきじゃないかと思うんですけども、これ有志がされているんですね。こういうことなんかもどんどんいろんなところでやっていくべきじゃないかと思うんですけども、そのあたりのちょっと具体的なところをどう防災訓練なども取り組んでいくのかということがあまり答弁の中でもないんじゃないかと思しますので、答弁できる範囲でいいので、どう取り組んでいくかというのをよろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の再質問で、急ぐべきものは急げと言うようなお話でございますけれども、今職員の関係ですと、被災復旧について相当無理しながら今でも解体業務の調査関係とか、いろんなことを今やらしていただいております。もちろん、マニュアル関係の見直しにつきましても、今アンケート調査とか、いろんなことを意見を取り入れながら、その中で我々としても今後まとめていかなくちゃならないというような段階に今入ってきておるようでございますので、ある程度お手付いた段階で対策本部のほうで案をつくりながら、住民のほうに今後しらしめていきたいというふうに思っております。もちろん、先ほど申しましたように、地域でやっぱりやろうというような気持ち、新小屋、高尾野地区については、もう自ら立ち上がって防災訓練をやっておられるということ。あるいは、室北地区についても、そういう各地域地域においてですね、そういう意識が今どんどんと盛り上がってきて熱くなっておりますので、我々としてもその熱いうちにしっかりと案をつくりながら、地域の皆さんとの連携を強めてやっていかなくちゃならないというふうに思っております。もちろんそういう何人か優秀な連中がおりまして、若い連中が時間を見つけてそういうような対応をやっておりますので、そういう人材をしっかりとまた掘り起こすためにも、地域の皆さん、あるいは消防の若

手の皆さんたちとも十分相談しながら地域の安全・安心に努めていけるような活動関係もお願いできればなというふうに思っておりますし、もちろん避難所関連の運営については、もう地元でお願いできればなというような基本的な考えを持っておりますので、その辺につきましても、今後、区長さんや民生委員さん、あるいは地元消防団と危機管理の地区の関係おられますので、そういう方々との話し合いをしながら今後の避難所運営関連等についてもしっかりとご相談しながらやらせていただけるような方向にしっかりともっていきたくと持っています。全体的な防災訓練関連等についても今後対策会議の中で十分日程とか、防災の案を今後6月、日ごろ6月が防災、水防関係の関係もございまして予定しておりますけれども、できればその辺の時期について検討をさせていただければなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 今町長言われましたように、ぜひこの熱いうちに、まだ気持ちがあるうちにですね、しっかり防災意識を高めて、避難所のことなんかにしてもそうですけども、そういう意識啓発ができるようにしっかりと取り組んで、私もいきたくと思いますし、共助の部分での行政の役割というのも大きいと思いますので、ぜひとも普及啓発ができて、自分たちで避難所運営がしっかりできるように、高尾野と室北はしっかりとされてますのでですね、そこを見本にして、ほとんどのところがそれができるといふようになるぐらいにですね、しっかりと啓発をしていっていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

10時55分から再開いたします。

午前10時43分 休憩

△

午前10時54分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 引き続き、会議を開きます。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 皆さん、おはようございます。傍聴の皆様も大変お忙しい中、ありがとうございます。

5番議員、桐原則雄が通告にしたがい、今回、熊本地震関連に伴う3点について質問させていただきます。

1問目は、熊本地震に伴う復旧・復興計画の進捗状況と今後についてであります。

震災から8カ月を迎え、生活再建や復旧など少しずつ前に進みつつあるようです。9月の議会で町民の思いを大切に、今まで以上に発展につなげる、被災者に寄り添ったきめ細やかな復旧・復興計画を早急に策定し、支援しないかと質問させていただきました。町長は、町民の意見を十分に聞き、地域や被災者の復旧・復興を早急に対応していくと答弁され、アンケート調査や意見交換会をしながら現在進められております。県下21市町村が復旧・復興計画を策定中で、特に被害の大きい益城町

は12月に策定予定、西原、南阿蘇は1月に策定される予定で、スピード感があると、早いと感じます。大津町は、来年3月に策定する予定ということで、その進捗状況や具体的内容の状況についてどうなっているか、まずお尋ねします。

次に、被災者や町民の皆さんは、罹災証明、生活再建支援、義援金、被害住宅の公費解体や応急修理、仮設住宅、みなし住宅への入居、町民税、固定資産税、健康保険、介護保険などの減免申請、住宅改修や修理で業者とのトラブル、金銭問題、解体後の住宅再建では、建設資金の確保、敷地の崩壊、耐震の問題、相続、建築許可の法律規制など含めて様々な問題があり、次のステップになかなかスムーズに進めず、先が見通せない現状があると訴えられておられます。ほかにも農業や商工業関係者は、災害対策の補助事業の対応など、日々の生活を続ける中で、多くの申請書類や手続きに奔走し疲れておられます。

また、町民の皆さんの健康面では、生活が一変しストレスによる病気や介護が進み、併せて認知症や長期入院など進んでいる状況です。最近では、葬儀関係の死亡の届けも増えているように感じます。地域ごと一人一人、世帯ごと解決する課題には違いがあります。まだまだ町民の皆さんは不安な気持ちで日々の生活を悩みながら過ごされております。復旧・復興のスピードをあげる必要があると考えます。

そこで、先進事例として東北大震災の被災地である仙台市では、被災者ごとにきめ細やかな生活再建を加速させる支援プログラムを策定し、分類ごとに各世帯を支援するワーキンググループを結成し、情報を共有し、支援計画の策定、役割分担を明確にし、集中的、重点的な生活再建の支援を進めておられます。ほかの先進事例でも被災者の情報をデータ化した台帳を作成し、個別の生活再建システムとして活用するなどの例もあるようです。被災地域のコミュニティや再生計画と併せて実施しなければ、復旧・復興の早期実現は図れないと思います。町もそれぞれの窓口で被災状況や被災者に関する情報、申請内容、相談内容など、多くの情報が点在しています。併せて、その他の関係機関の情報も含めて一本化し、共有することで総合的に支援するスピードを上げる必要があると思います。

そこで提案ですが、早急な生活再建や復興に向けて地域、世帯、個人の被災データや支援策などの情報を一本化し、集約した総合的な支援プログラムを作成する。また、被災者に関する台帳を整理し、多くの問題や課題に対してきめ細やかで、支援漏れのない体制を確立し、町民の皆さんの不安や悩みを早急に解決する、積極的な攻めのまちづくりで復旧・復興のスピードを上げないか、町長にお尋ねします。

次に、その相談内容や問題の解決の推進役として、職員の皆さんも先ほどからお話がありますように、厳しい状況にあります。しかし、町民の皆さんは、役場職員を大いに頼りにされています。そこで、区長さんや民生委員、児童委員の皆さんをはじめ、多くの地域の皆さんの協力を得て、各行政区に配置されている地域づくり担当職員、町の職員を各地域に派遣し、被災者支援台帳などをもとに、地域の課題や問題点及び個別の生活再建状況の確認や進捗状況をチェックしたり、申請漏れがないか、不足する情報の提供など、総合的な相談に活用し、早急な対応と解決を図る支援活動を充実させないか、町長にお尋ねを申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 桐原議員のご質問にお答えしたいと思います。

我々行政としてのすべての住民の生命と財産を守りながら、幸せな暮らしができるように努めることが一番大事である、仕事であると自覚をしておるところであります。議員が言われるように、地域で被災された方でも一人一人の所帯ごと、地域ごとに解決する課題には違いがありまして、まだまだ住民の皆さんには不安な気持ちで日々の生活に不安を抱きながら、悩みながら過ごされていることと思っております。

このような状況の中で、3地区で住民座談会を8月開催し、町の被害状況や復旧計画について説明し、意見交換をさせていただきました。また、10月には、住民の方々に集まっていただき、ワークショップを開催し、今後の復興に向けて何を大事に取り組みを進めるべきか意見を出し合ってもらいました。さらに、11月には、全所帯を対象にアンケートを実施し、できるだけ多くの皆さんからご意見をいただいていたところでもあります。アンケートにつきましては、現在集計中で、住民座談会、ワークショップの結果と合わせて、そこから見えてくる課題を整理し、概要案をとりまとめました。その案につきましては、9日の全員協議会においてご説明をし、ご意見をいただきたいと存じております。

その後、各事業等についての年次計画を盛り込み、計画案を策定したいと考えております。復興・復旧計画策定後は、改めて議会、住民の皆さんにご説明し、ご意見を伺う機会を設けて、3月末の策定を考えておるところであります。

今後、復旧・復興の過程においては、さらにきめ細かな対応が必要であり、住民の視点に立ち、住民の皆さんに寄り添い、それぞれの不安や課題に向き合う姿勢が大事になってまいります。

今後も職員一丸となって、復旧・復興のスピードアップを図りながら、事務事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力何卒よろしくお願い申し上げまして、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 桐原議員のご質問にお答えいたします。

地域、世帯、個別の問題や課題を整理した生活再建や復興に向けた総合支援プログラムや台帳等を整備しないかとのご質問でございますけれども、2004年の新潟県中越地震の際、被災者台帳を構築し、長期にわたる被災者支援を実施する目的で生活再建支援システムが導入されており、今回の震災においても熊本県内のほとんどの自治体がこのシステムを導入しております。このシステムは、当初京都大学、新潟大学等が研究し、地図情報などを取り込みながら産・学・官でシステム構築をしたものでございます。このシステムを活用し、被災者台帳を整備することにより、個々の被災者の被害状況や支援状況などを一元的に集約し、関係部署において共有・活用できるなど、中長期にわたる被災者支援を総合的、かつ効率的に実施することができます。

今後も、引き続き本システムを活用し、復旧・復興のスピードアップに向けて取り組んでいきたいと考えているところです。

次に、地域づくり推進員を活用した地域支援や相談活動の充実についてのご質問でございますけれども、個別、地域の実情、実態、課題をしっかりと把握し、その解決に向けて的的な支援をやっていくべきだとのこと意見だろうと思います。

地域の実情につきましては、先般開催しました復旧・復興座談会におきまして、北部・中部・南部それぞれの地域で開催し、それぞれの地域における課題などのご意見をいただいたところです。

また、個別の事情につきましては、全世帯を対象にしたアンケートを実施しており、その中で個別のご意見・ご要望をいただいております。

現在、住民の皆様方からいただいたご意見を集約・分析しており、地域ごとの課題もさらに詳細に見えてくると思いますので、その結果を踏まえ、対応策を進めていきたいと考えているところです。

一方、被災者支援策については、町の広報紙で特集号を組みながらタイムリーな情報提供に努めているところです。

被災者支援についての制度は、頻繁に改善されており、そのような情報につきましても、随時、町の広報紙やホームページなどを通じ、住民の方に周知していきたいと考えています。

以上、よろしくお願いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今説明がありました。システムの導入は行っていると。それによって、今課題、問題点が出ていないのか。申請漏れとかですね、今言いますように、地震関係で様々な相談、要望あたりが役場まで来て相談ができる方、また、子どもたちと同居をしている方は書類の見方、申請の仕方、情報を得られて対応ができます。しかし、様々な手続きや悩みの相談をどうしたらいいのかわからないという方々もかなりおられます。今、ホームページや広報紙で出していますと。役場からは情報は確かに出していると思います。ただ受け手側は、なかなかその情報を的確につかめていないという問題点が今あります。先ほど言いました、被災者の台帳やそういうデータを整理したら、今現状、何が問題点として今浮かび上がっているのか、今活用されているということで。その辺を一つお尋ねをしたいと思います。

職員につきましてはですね、今まで復興計画や予算関係を含めて関係地域に出かけていろんな意見を聞いてくるというのが推進員の、地区担当職員の位置付けでした。今、なかなか最近はですね、その活動が難しいと、特に震災になってますので、厳しい状況があると。職員の方々も疲れておられますし、仕事もいろんな形で持っておられます。ただですね、地域に出かけて、先ほど言われました、区長さんや民生委員さん、またそれぞれの方、個々の地域の公民館あたりで、今日1日おりますよと、どうですか、今日はいろんな相談受けますよというようなやり方をすることも一つの方法ではないかと。打って出ると。役場で待つという話ではなくて、打って出ることが被災者支援の一つの形になると私は思います。その辺を含めて、問題点が今現状ないのか。また、そういうことを含めて進めていくのか。

その2点についてお尋ね申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 桐原議員の再質問にお答えいたします。

まず、被災支援システムの活用状況ということでございますけれども、こちらにつきましては、まず、今被災した家屋の調査を行って、もうほぼ大体もう終わりに近いところではございますけれども、そういったところで、一部損壊、全壊、半壊、一部損壊とかですね、そういったような情報をまず入力していきます。それの方に対しまして、どのような支援を行っていくのかということで、例えば、生活再建支援システムをこの方は申請しているか、していないかとかですね。そういったのも全部その中で入力されていきます。それから、さらにその相談内容ですね、この方が何月何日どういった相談をしたかということも、全部その中で入力しておりますので、それは先ほども言いましたように、情報を共有しておりますので、ほかの担当の中でもですね、すべてそれを共有できるような形になっております。したがって、実際申請して、被害の認定をされた方につきましてはの支援状況につきましてはですね、すべて個別に把握できるというような状況になっているところでございます。そういった情報をつかみながら、税の申請あるいは国保との関係とか、いろんなものに利用させていただいているというようなことでございます。

それと、先ほど言われましたように、そのまだ中には申請漏れが出ていないかとかですね、どうしたらいいかわからない人もあるんじゃないかというようなご意見で、そういった中で地区担当職員を活用したらどうかということでございますけれども、地区担当職員というのも、先ほど町長のほうからも、先ほどの答弁の中でもありましたように、職員も非常にいろんな被災者、災害対応に追われて、非常にそこまでの余裕が今ないというのが今非常に現状ではございます。ただ、おっしゃられるように、どうしていいかわからない人もたくさんいるという現状があるということでございますればですね、やはり何らかのその対応をしなければいけないというふうには考えますけれども、やっぱりその地域の事情に詳しい区長さん、あるいは民生委員さん、こういった方の活用というのも一つやってはいいかなというふうにも考えているところでございます。民生委員さんなんかいろんなところで周りながらですね、戸別訪問しながら、そういった事情もわかっていらっしゃるかと思っておりますので、そういったその区長さんとか、民生委員さんを活用しながらそういった情報を拾い集めながら、申請漏れがあるのであればこういった申請漏れがありますよということだけで言っていただければ、町のほうでもそれなりの対応はできていくのではないかなというふうにも考えております。地区担当職員を活用しながら、その地域の実態を調べていくというのは、現状ではちょっとやっぱり今のところでは厳しいのかなというような気がいたしているところではございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 職員の皆さんのご苦勞は十分私もわかります。ただですね、やっぱり役場の職員を頼りにされているのが住民でございます。そこを考えるとですね、大変な時期ですけど、短期間に数日間だけここに来ますと。して、あとはまた役場に来てくださいというようなそういう考え方の活用もしていただきたいというふうに思います。

再建支援システムにつきましてはですね、今あると。ただ申請漏れがあったり、いろんなものをし

て、私のところもいろんな申請書類が来ます。親父やお袋に来ますので、見ますと、自分たちは一緒に生活していますから、見て、これはこうこうだけんこう書いとくもんねということが可能なんです。ただ、高齢者とか、一人暮らしの方は、書類が来てても何なのかがわからないというのが非常に多いと。そういうものもあります。ならどこに電話するといいいかなというのがありますので、その辺はしっかりフォローしていただくようお願いをしたいと思います。ぜひここはですね、今、町長も先ほどおっしゃったように、益城のほうでも復興計画案の中に、1人の住民も取り残さないメッセージを込めて復興計画の中で取り組んでいくと、そういう世帯ごとの支援計画も作成をするというようなことも取り組んでいかれるようになっておりますので、大津町も今回ですね、どういう再建ができるのかというのを今復興計画要領をつくられると思います。そういうことで、大津町に長く住み続けていただく町になるということ。また、次の次世代の方と地域や人が輝いてですね、そういう大津町であるということがPRできるのも、今回の復旧・復興の旗頭になると思います。評判が、わあすごいな大津町はと、評判が立つような支援体制、支援活動、それによって復旧・復興の先進地となるような取り組みをですね、大変ですけども、取り組んでいただきたいと思います。町長に再度その辺の決意をお尋ね申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 桐原議員のきめ細かい支援をすると、一人一人に対して、それをやるのが被災地の先進地となるんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきまして、先ほど部長のほうからも言うておりましたように、支え合いセンターというのを県社教からの委託事業を今そちらのほうに事務所開いて、職員7、8人で仮設住宅、一番困っておるところの人たちの見回り、とほかに、それぞれ困っているところを巡回して回ってくれというようなことでお願いをしておりますので、そういう意味におきまして、そういう小さなところの支え合うことによって、大津町のその人柄というか、そういうところが震災においても素晴らしい町だなと言われるようにしっかりと人的な支援関係で頑張っていきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5 番（桐原則雄君） はい。よろしくお願ひ申し上げます。

次は、第2点目に入ります。

2問目は、消防団活動拠点整備と機能別消防団についてということでございます。

今回の熊本地震で町の消防団員の皆さんは、自宅も被災したにも関わらず、団長を中心に昼夜を問わず、町職員や各地域の区長さんなどと連携をし、一体となって災害調査や被災箇所への対応、地域の避難所運営、夜の見回り活動など、多くの活動を長い期間にわたって実施されました。自らの地域は自らで守る。地域の安心・安全の確保に対して活動される姿に頭の下がる思いであります。町民の皆さんも多くが頼もしい存在であったと感謝されているとともに、町長もその活動に最大の賛辞を述べられております。まさしく、さすが大津町消防団、風格と素晴らしさを感じるとともに、伝統と歴史のある消防精神が引き継がれ、地域の安全安心なまちづくりに貢献されていると力強く感じたところです。

今回の地震で各地域では、公民館や神社、仏閣など、自分の自宅も被災、併せてそういうものがあります。各地域の消防団の活動拠点である消防ポンプ倉庫や消防詰所など甚大な被害を受け、大変厳しい状況になっています。消防積載車も屋外に置くなど、安全性や耐久性、盗難などの問題や会議をする場所の問題、災害用品の備蓄としての倉庫として使えない状況など、様々な問題があります。消防団の被害調査の中では、ポンプ倉庫の倒壊、倒壊寸前が2カ所、壁の亀裂半壊1カ所、壁に多少亀裂があるが一部損壊18カ所、消防詰所の倒壊または倒壊寸前5カ所、壁に多少の亀裂がある半壊16カ所、火の見櫓や消防積載車の被害もあり、被害総額が6千200万円ほど、防火水槽も破損し、水が溜まらない箇所12カ所で6千900万円、トータル1億3千100万円という概算が出ているというふうにお聞きをしております。防火水槽や積載車などは町が全額負担で対応されます。しかし、ポンプ倉庫や消防詰所は、現在の町の補助金は100万円が限度となっており、非常に厳しい状況です。近くのところの先進地の部分では、1カ所当たりの補助金もかなり多いところもあります。今回の地震で1カ所、概算で500万円近くかかるというようなこともお聞きしています。地元負担がかなり大きいと、資金面で建て替えや修理の目途が立たない。大変厳しい状況であるというのを認識をしております。町の財政も厳しいのはわかっております。各地域の資金調達に支援が必要と考え、地域や消防団の現状と意見を踏まえて、予算化について提案をしてきたところでございます。

1点目は、安心安全なまちづくり対策として、被災した消防団活動拠点施設等を町が全面的に支援し、早急に整備し、防災対策の強化と消防団活動の支援強化への対応経過と今後の状況についてお尋ねします。

12月の予算で今回少し予算が計上されていますけども、その辺も含めて経過をお聞きしたいと思います。

2点目は、今回の地震で自主防災組織や消防団OBなどの活躍もされております。この機会を捉えて、消防活動の支援の輪を広げる。さらなる消防の強化を図るべきではないかというふうに思います。すべての災害や訓練に出動する現在の消防団員を基本として、現在の制度や団員数は維持した上で、新たに火災や大規模災害などの特定の活動の役割だけを担う機能別消防団員の導入が全国で広がっています。県内でも菊池市、宇城市、宇土市、高森など、ほかにも含めて設置をされています。町も消防団と十分協議を重ね、検討をしていただき、消防団の意見をしっかりと尊重しながら十分な意見交換をする中で、消防団活動の輪をさらに強化する取り組みをしないか、町長にお尋ねを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 消防団関連の活動状況等については、もう桐原議員のほうが十分熟知しておられるし、ご理解者であるというふうに思っております。消防団活動拠点整備や機能別消防団についてのご質問ですが、今回の地震におきまして、発生直後、様々な情報が錯そうする中におきまして、消防団におかれましては、いち早く、団長の指揮のもと、それぞれの分団ごとに現地調査を行い、被害の実態把握に努めていただいております。もちろん、災害対策本部におきましては、団長、副団長3名の方が日夜問わず、夜も寝なしで防災対応にあたってきていただいたことは本当に我々も大変助かっておるということで、消防団の皆さんに感謝をしておるところでもあります。

今回の震災では、町内全域が甚大な被害を受けまして、消防団の詰所や防火水槽も被災し、一部の地域では、消防積載車を車庫に入れることができず、野外に置かざるを得ないといった状況もあるそうでございます。

町といたしましても、消防団の活動拠点施設の早急な復旧などを図るために、消防施設整備費補助金交付要綱の補助率や補助限度額を見直して、改修費用などの地元負担軽減に努め、特に緊急性がある地域については、今回の補正予算をお願いをしているところであります。

また、消防団活動の強化のために機能別消防団員を設置してはいかがかというお尋ねでございますけれども、現在、消防団幹部会議において機能別消防についての議論がなされておると聞いております。この全体について、また、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 桐原議員の消防の関係のご質問にお答えいたします。

今回の震災に伴います消防施設などの被害状況につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、消防車倉庫とか、防火水槽などをあわせまして1億3千100万円の被害が出ております。特に消防団の活動拠点となる詰所や積載車倉庫の改修は、防災の観点からも早急に実施しなければならないものと考えております。

防火水槽の改修につきましては、特に被害を受けた施設について、先般、予算計上をお願いしたところでございます。

また、積載車車庫や詰所につきましても被害の大きかった施設につきましては、今回の議会におきまして予算の計上をお願いしているところでございます。さらに、改修にあたって地元の負担が軽減できるよう、消防施設整備費補助金の交付要綱の見直しを行ったところです。具体的には、積載車倉庫、詰所などの改修・新築につきましては、今まで補助額100万円を限度としておりましたが、今回改正しまして、積載車倉庫新設につきましては、10分の10で300万円を限度としております。改修は100万円を限度としております。詰所につきましては、補助限度額204万円、補助率10分の9ということで改正をさせていただいたところです。

以上の要項改正を踏まえまして、被災しております消防団の活動拠点を早急に整備し、防災対策を強化してまいりたいと考えております。そのほかの活動拠点につきましてもですね、地元と相談しながら早急に整備していきたいというふうに考えております。

次に、機能別消防団員の設置についてのお尋ねでございますけれども、議員ご存知のとおり、大津町消防団の定数は630名と定められております。機能別消防団につきましては、平成27年10月現在、熊本県で23市町村が採用をしている状況であり、主に人口減少地域に多く、団員確保のために設置している自治体もあるようです。

近隣の自治体では、南阿蘇村消防団が消防OB団員を対象とし、火事・災害時における活動を実施しております。団員の年齢制限は設けず、昼間南阿蘇にいないことを条件としております。

また、菊池地域管内では、菊池市消防団のみが取り組んでおり、10年以上の消防団員経験のある、地元に住んでいる65歳以下のOB団員を対象とし、火事・災害時における活動を行っております。

機能別消防団については、現在、町消防団幹部会議においてどのような方を対象にし、どのような消防業務を担っていただくかなどの議論を始められたところでございます。

今後、既に機能別消防団を設置している自治体の状況や町消防団幹部会議での検討結果を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） はい。今回12月の予算関係でですね、要綱要領を改正して補助金を増額すると、地域の方々も大変喜ばれると。消防団もですね、やっぱりやる気をまた出すということで、非常にいいことではないかと思えます。素早い対応がですね、消防団活動の充実強化、さらには安心安全なまちづくりにつながるというふうに思えます。今後ともそういう支援をしっかりとやっていただきたいというふうに考えています。

機能別消防団につきましてはですね、今お話がありましたように、先進事例を参考にですね、様々な報酬とか、費用弁償も発生してきます。どういう位置付けにするのか。消防団員の数を減らすということはないと思えます。630人は630人しっかり守りながら、やっぱり全体的にそういう補完機能をすることで町全体にそういう災害に強い体制ができあがるということも含めて、消防団のほうはもうこれ消防団がしっかり検討されると思えますので、意向に沿いながらですね、やっていただきたいと思えます。そういうことでですね、安心安全なまちづくりをするために、町も、消防団も、地域も一体となっているような活動ができるという素晴らしい町になっていく。そして、災害に強い、災害対応に元気の出る町ということを進めていただきたいというふうに思えます。

これはもう質問はいいです。次に、3点目に移ります。

3問目につきましては、上井手、下井手など防災と営農対策を急げということで質問をさせていただきます。

今回の地震により、上井手や下井手、畑井手、錦野井手をはじめとする河川の護岸の崩落、また亀裂などが発生し、被害も大きく緊急工事に対応されています。白川の上流の阿蘇大橋の付近の崩落、また、瀬田の原野の山の崩壊などの影響で多くの土砂や砂利などが流れ込み、体積し、川底が大変浅いところや農業用水路の取入口が埋もれて、機能しない場所など数多く見られるというふうに聞いております。そして、長い期間水が流れなかった影響で雑草も多く茂り、川幅がかなり狭くなっている現状も見受けられます。早急に防災対策、営農対策が必要と町民や農家の皆様、土地改良区関係の皆さんも不安がられておるのはご存知だと思います。町長も理事長でございますので、土地改良関係につきましては。特に、上井手や下井手、錦野井手の各地域の集落内や町中心部を流れているという点から、大雨時の水害への問題、備えですね。火災発生時の消防水利としての活用、防災の観点からも重要な位置付けであると認識をしております。現在まで県の県営事業関係でですね、護岸の整備やいろんなことを進められて危険箇所などの改善も図られてきております。これには町もかなりの負担をしながら頑張ってきていただいております。それが現在までの災害の未然防止につながってきているというのは認識をしています。

しかし、今回、地震で再度見直しを行う必要があると。また、早急な整備箇所も出ていると。今回の予算でも災害対策のほうで農政関係で1億4千万円ぐらいの災害復旧工事が出ておりましたけども、その辺も含めてですね、全体的な見直しも必要が出てくると。各地域でもですね、自助努力ということで、区役や農地水の補助事業を使って土砂の撤去や雑草処理、また埋め戻しあたりをしたり、撤去したりするという、頑張っておられます。しかし、上井手、下井手、錦野井手など、特に井手の本流の整備対策は非常に厳しいものと。そこまで手が出ないと。また、併せて支流も1回整備をしたが、すぐに水が流れてきたりするとまた埋まるという悪循環を繰り返しているという問題があって大変困っていると。来年の植え付けは大丈夫だろうかという話も出ています。1回水を流してみないとわからない。満水に1回流してみどうかということもお話が出ています。現在は、減水で流れておりますので、どこが問題があるかがまだ見えないと、全体的に1回満水状態で流してみても、どこが問題なのかというのを確認もする必要があるというふうに感じます。そういうことで、関係地域の農家や各土地改良区と協議をし、被災状況にあわせた改修や土砂の撤去を早急に行い、防災と営農対策を急がないかお尋ねを申し上げます。

財政面が厳しいので、財源確保の面からはですね、平成6年に土地改良施設の機能を適正に発揮させるための集落協働活動強化に関する支援経費として大津町中山間ふるさと水と土保全基金2千万円が大津町には積立てられております。今現在活用はほとんどなされていなといった状況です。そういう財源の活用も考えるべきではないかというふうに思います。

次に、熊本地域の地下水涵養区域である大津菊陽地区は、地下水の保全活動とあわせた営農活動などに多くの影響が出ています。今後の地下水保全対策や地産地消の強化をしないかということがございます。

地震の影響で今年度は上井手、錦野井手の水田では、大豆を中心に植え付けをされています。今まだ天候が悪く収穫がなかなか進まないところもあるようです。下井手につきましては、水稻作付けも減少し、大津町の農家の保有米すら地元の米ではないと。学校給食のお米など、菊陽町や他の地域の米が活用されたというふうに聞いております。地産地消を推進する観点からも非常に問題点ではないかというふうに思っております。

併せて、熊本地域の地下水保全に貢献してきた地下水涵養事業も本年度は中止をされました。農家の所得の減少、地下水への影響も懸念をされます。特に熊本地域の地下水保全に与える影響は大きく水の大切さとありがたさを再認識し、大津の農林業の果たす役割はさらに需要を増すというふうに思います。今回、水と緑の基金のシンポジウムも行きました。水の大切さ、そして熊本市のほうもそういう危惧をされています。今回の状況で、熊本市も含め、企業も含め被害が大きく12年近く続けている地下水涵養事業の財源も厳しくなる可能性があります。そこで、今回、町長のほうが進められています土地改良区の合併、4つの土地改良区の合併が4月にスタートするように今準備が整えられております。大きな転換期になると思います。そこで、土地改良区、JA、ネットワーク大津などの法人と協議をし、今後の地下水保全活動に貢献する営農、販売対策の目標を示し、地産地消をさらに水の大切さと合わせて推進しないか、町長にお尋ねを申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 桐原議員の上井手関連等でございますけども、上井手、下井手の第2期工事関係が今進められておりますけども、今回の4月の震災と、その後の大雨によりまして多くの山林や農地、水路等が被災しまして、下井手は、仮の応急工事を行い、田植えに間に合わせるようにしましたが、上井手は被災が大きくて、また街中を流れているために、防災を考慮し、災害復旧工事が完了するまでは通水しないこととしましたので、農家の方には大変申し訳なく、やむを得なく水稲から大豆への転作をしていただいたところであります。

さて、上井手、下井手に土砂が堆積して、原因としましては、上流部にある瀬田裏の山腹崩壊と白川からの土石の流入でございます。来年の梅雨時期を考慮しますと議員ご指摘のとおり、営農や防災の観点から、その前に土砂の浚渫が必要となります。

しかし、今回の堆積しております土砂の浚渫工事を行いましても、上井手、下井手の根本的な解決にはならず、毎年大雨のたびに土砂の撤去作業を必要となってきます。そこで、国土交通省河川国道事務所と立野ダム工事事務所と話し合い、工事でできる捨て土を東部焼却場の南東にあたる町有林の谷を利用していただき、下流に水を止める防災ダムの建設計画をしていただいております。これができる、施設の上流の水量が約4割カットできると聞いております。さらに、東山側の上流部で、熊本県の砂防指定となっておりますので、県の許可が必要となりますが、現在、県との協議も終わっておると聞いております。

一方、立野ダムの捨て土場については、高尾野森林公園のひと山南の谷にありますが、こちらも捨て土をしてもらい、その一番下に水を止める施設をつくるように計画をしているところであります。こちらの上井手の上流部の東山川となりますので、上井手への流入がかなり削減されると考えております。

また、次に、搬出土が出るようであれば、不動谷川についても、同じようにできないかと話を進めているところであります。

今後の地下水保全や地産地消対策については、震災の影響で大変厳しい状況ですが、上井手が通常の通水に戻りますと例年どおりの実績は得られるものと思っております。

水張り関連等について、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） 桐原議員の上井手、下井手など、防災と営農についてご説明申し上げます。

まずはじめに、水路と農業用施設の災害復旧状況につきましてご説明申し上げます。

9月から国の災害査定がはじまりまして、12月までかかる予定でございます。下井手につきましては、仮応急工事を済ませており、査定が終わりますと本復旧工事を来年の1月から順次工事を発注していきたいと思っております。上井手につきましては、順次本復旧工事を行っており、残り1カ所の災害査定が終わりますと工事にすぐに入っていきたいと思っております。

土砂の堆積状況ですけど、今後調査をしてみないと正確にはわかりませんが、現在、下井手は通常の通水、上井手は試験通水としまして30センチの開門をしております。当初かなり堆積していた土

砂も一部下流へ流れ、国の災害復旧事業の対象には該当しておりません。河川の断面積の3分の1以上堆積していることが災害復旧の事業の対象になっておりますので、対象とならなかったとなっております。崩壊しました瀬田裏の山林は、県による砂防事業・治山事業で復旧する予定ではございますが、完了するには3年ほどかかる予定です。この間に大雨等で再度土砂が流れてくる可能性がありますので、大菊土地改良区と協議しながら土砂の撤去に取りかかるべきだと思っております。併せて、それぞれの支線につきましても、先ほど議員も言われましたとおり、多面的機能支払交付金事業を活用し、地域とともに復旧していきたいと思っております。

続きまして、地下水保全活動につきましてですが、大菊土地改良区が事務局となっております水循環型営農推進協議会で熊本市、菊陽町、白川中流域の土地改良区、企業等と連携し、地下水涵養に努めておられます。熊本市や企業や資金を拠出し、水田湛水した農家へ補助していますが、平成27年度実績は260ヘクタールの水田に水を張り、地下水涵養に貢献し、大津町の農家へ総額3千万円の補助があります。しかし、今年度は震災により上井手が通水できなくなっており、下井手は水稻等の作付けのみに使用し、錦野地区も震災で通水できない状況になり、今年度の実績は42ヘクタールと、前年度の16%、補助金にして468万7千円となっております。

今後につきましては、熊本市もかなり被災しておりますので協議が必要となりますが、できるだけ昨年度と同規模の事業量となるよう推進していきたいと思っております。

続きまして、地産地消につきましてですが、近年、食をめぐる多くの問題から食に関する消費者の関心が高まっております。食は生命の源であり、健康に密接なかわりを持っています。この食を支えるのは農業です。蒲島知事が推進しておられます「くまもと里モンプロジェクト推進事業」に、今年も大津町のグループが事業の申請をしております。

岩坂地区では、休耕地を活用し、ひまわりを栽培しています。このひまわりに含まれているビタミンEを活用した健康食品を商品化する事業と、あと、大津特産のからいもを豚の餌にして、肉質を向上させ、ブランド化する事業の申請がっております。

これらの事業は、単に地場製品の消費拡大運動という面だけではなく、産地と食卓の交流や健康的な食生活の実現、地域の活性化など、いろいろな役割を持っています。これからも意欲のある農家を推進していきたいと思っております。

通常の上井手の水の量ですけれども、現在、下井手とか、査定とかまだ工事とかがっておりますので、通常に通水に流すのは、年末年始の期間ですね、正月の期間、工事等が休みますので、そのときにやりたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） はい。現状、内容等につきましてはお聞きしました。関わっておられる職員の方もですね、大変だということで、災害の査定から、それから今からもう工事に入るということで、かなり多忙な中で現地調査をしたり、設計をしたりするというところでございます。そういう状況で健康面も配慮しながらですね、やっていただきたいというふうに考えています。まあ防災面を重点にと

いうことで、営農面もあります。両方含めてですね、この上井手や下井手は特に水田地帯、菊陽まで含めてですね、非常に大切な地下水涵養の地域でもありますし、営農の基本となる町の基幹産業になる水田でございます。そういった状況を考えますと、特に状況でありますと、土木関係では建設業組合と建設協定の中で土石の撤去とか、そういうのもやっておられますので、そういう簡易なやり方でできるというようなこともあるだろうし、状況をお願いしたいと思います。

次に、水止めの期間で、先ほど町長もおっしゃいましたが、ダムをつくったりいろいろすることは非常にありがたいと思います。ただ期間がかなり長かかると。その間の間をどうするかというのが問題がありますので、緊急的にどうしてもここはしなければならないという場所を先ほど関係機関と協議をされて、土砂の撤去あたりをですね、早急にするという場所も出てくると思います。そういう場合は、冬の水止め期間である3月とか、水稻作成前の5月までに対応するというような特定の対応もするというのも必要ではないかと思えます。そういった形をどのように検討、今後検討されていくのかを一つお尋ねします。

もう1点は、地産地消ですけど、今回の地震で水稻が作付けできない、大豆がかなり面積が増えた、そういう考え方の中で、ネットワーク大津やJAのほうでも営農に対する考え方というのが少し考えていかなければならない時期にきているのではないかと。先ほど土地改良区が4つ合併をするということであれば、お互いにそういう無駄のない体系をすると、作物のブロックローテーションをやるなり、いろんな形で地域ごとに作付けをやるというようなことで、特に農業の所得向上、この復興の中で農家の位置付けというのは非常に大きなものがあると私は思っております。そういう形の中で、新しい営農ビジョンといいますか、そういうものも作成する時期にきているというふうに思えます。大変忙しいと思えます。復興の第一歩として地下水保全活動と営農対策、そして災害の対策という考え方、そういう取り組みを新しくスタートする考えはないか、2点だけお尋ね申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 3つの観点で、まず、営農関係関連等につきまして、水田が植えられるような状況についてはもうしっかりと土地改良とも相談しながら、農作関係ができるようにはやっていきたいと思えます。現在、大豆植えさせていただいたあと、麦植が今困っておると。植え付けが遅れておるといような話も聞いておりますので、元に戻るような困らないような形は上井手関連の注水主体で、関連等にはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

錦野井手関係等については、ちょっと今県のほうにも即やっていただかないと、あとの下流のほうの農作が来年の耕作に非常に困るといような状況で今要望をしておるといような状況でございます。

あと営農関係関連等については、もちろん特徴あるものをどうかということで、今赤牛関係が大変高くなっておりまして、遠くのほうから一気にここの熊本の牛全部持っていくといような状況で、黒牛と値段が変わらないといような話も聞いております。そういうような何でそうかといと、赤牛の脂っ気のない健康、ヘルシーであるといようなことで、向こうに行つてあの薬草を食べさせたり、にんにくを食べさせて健康肉ですよといような売り方をやっておられるといことで、なかなか

かそういうのにおいて、この肥後の赤牛、大津の赤牛はどんどん向こうのほうで高く売っておられるというような状況でございますので、そういうような方々もおられるということでございますので、我々についても営農については今後しっかりとその辺の健康と結んだ、健食というような形で開発をしていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきまして、地元のからいもなり、ほかのほうの品物で売り出す方法もあるんじゃないかなというような思いをしておりますので、この辺については、今の畜産関連の皆さん、相当今飼料に困らない程度の収入はあがっているような話を聞いておりますので、この際、しっかりと取り組みをしていただければなというようなことで、今後十分畜産農家ともご相談をしながらもう一步先へ進んだものをつくっていただくような形ができればなというふうに思っております。そういう意味におきまして、農家の関連の所得向上関連と後継者育成のためには、ぜひそういうものをつくっていかなくちやならないときにあるというふうに思っておりますので、今後とも地区の農家の関係の皆さんと、その辺のリーダーの皆さんと十分相談をしながら進めさせていただければなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） はい。防災面の1点、水の冬の時期に頑張っていただけませんかちょっとお答えがなかったんですけども、それはもうよろしいです。

状況としてはですね、今お話がありましたように、緊急性があるところは補正を組んでも対応すると。逆に言いますと、防災面も含めた、営農面も含めてですね、やっぱり時期時期にポイントもやっとなないと、遅れたら今度は人的災害になってしまうという状況もありますので、その辺しっかり考えていただきたいというふうに思います。

また、今赤牛の話も出ましたが、私も昔担当しておりましたので、現状、かなり今、かなり高いです。ただ肥育農家は厳しいです。繁殖農家は100万、黒牛を超えて100万円近くを超えたということで、今回の競りは赤牛が黒牛を抜きました。ただ地元の農家の方の肥育の方々は、それを買って売るという状況からすると非常に手がでないという状況でもあると。いいところもあれば、厳しいところもあるということ、まあ町長も認識をされておると思っておりますので、全体的に農業の場合は、バランスを取りながら、非常に難しいところありますけども、支援をしていただくということをお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

午前11時46分 休憩

△

午後 0時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） 皆さん、こんにちは。通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

私は1点でございます。急傾斜地帯における集落への対応、対策ということでご質問をいたします。

今年の4月に発生した熊本地震においては、益城町を中心に県内各地に広域に甚大な被害をもたらされました。大津町においても住宅の被害は全壊、大規模半壊、半壊と8月10日現在、1千220戸以上で家屋の解体を申し込んでおる人は、住宅、納屋合わせて760棟以上に及んでおります。月間解体予定は、当初約50棟としておりましたが、思うように解体が進んでいないのが現状のように思われております。ただ今はですね、順調にすすんでおるかということです。被災者は、1日も早い復興を望んでおります。町としても早急な対策を考えてほしいと思います。

ところで、本町においては、急傾斜地帯にある集落は少なくないと思われます。今回の地震で山肌にはかなり多くの亀裂が入っていると思われるが、どのあたりまで調査が進んでいるのか。また、急傾斜地帯の危険箇所として、どの地区がレッドゾーン、イエローゾーンに指定されているのか。それに対して、町として移転を促すのかなどの課題も多いと思われます。地元集落に住んでいる人々は、この地に愛着を持っておられます。先祖代々田畑を引き継いでその集落の景観にも区役等で力を入れられております。どうしてもこの地区に家を建てたいと望んでおられる人たちは多いと思います。そこで、建築確認が取れない場合、どうしたらいいのか。また、水田側に移動して立てないが圃場整備等の関係で許可が下りない等の大きな規制で困っておられます。

町として、国や県と折衝して急傾斜地帯に法面対策工事や盛土工事、砂防ダム工事等早急に進めていただきたいと思います。愛着のある地元集落での生活のためにも何らかの形で建築できる対策をとってほしいと思います。

なお、一部損壊家屋にも、先日の熊日の報道でも県は100万円以上の修理金額に対して10万円の支援を計画されておりますが、町としてはどのような対応を考えられておられるのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 吉永議員の急傾斜地域及び一部損壊の支援関連等についてのご質問かと思いますが、急傾斜地帯における集落への対応関連につきましては、大津町でも斜面の崩壊や山肌に亀裂が入っているところがありまして、亀裂が入っているところでも、熊本県の急傾斜工事が終わっているところがあり、不安が残る状況になっております。ただし、現在の事業で行いますと、工事が完了しているところについては、これ以上の事業は見当たらないというようなことを聞いておりますので、他の事業の緩和措置や復興対策事業で何らかの手当てができないか、今県と国に要望をしておるところであります。もちろん住民の中におきまして、そういう地域、レッドゾーン関連等についての移転等の話も聞いておりますので、十分その辺を被災者の皆さんと相談しながら対応ができる支援をやればなというふうに思っておりますので、十分、今後地権者の皆さんとのご相談をしっかりと相談していければなというふうに思っております。

また、一部損壊所帯への支援についても、これまでも検討を重ねてきたところではありますが、10月に入りまして、県においても県の義援金を配分するという方針が固められまして、県の動向と併せて検討を今進めているところあります。

先日、県の義援金配分については、10万円を支給することが決定されましたが、その支給基準が100万円以上の修理費がかかった所帯が対象となっています。このことにより、公的支援がなかった一部損壊所帯に対し、支援の道が開けたことにはなりますが、県義援金配分基準では、すべての世帯に行き届かないものとなっておりますので、そこで一部損壊所帯の支援の公平性を期するために、町においても独自で支援を行っていききたいと考えております。

詳しい支援内容については、この後、担当部長から説明させますけれども、独自支援策について、財源的な問題も大きな課題になっております。もちろん熊本地震による義援金、あるいは寄附金、あるいはふるさと納税等を活用しながら支援を行っていききたいというふうに思っております。しかし、近隣の町村の義援金関連等が相当な金額がきておる関係で、それぞれの単独の町村での一部支援、見舞い、そういうものについては、若干の格差というか、公平性が保たれない面も出てきはしないかなというような心配をしております。その辺におきまして、今後については十分その辺も検討しながら14日の日に大津町の配分検討委員会が開催されますので、そこでも十分提案をさせていただきながら、検討をお願いしていただければなというふうに思っております。

その辺におきまして、詳しい内容については担当部長のほうからまたご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 吉永議員の一般質問にお答え申し上げます。

土砂災害警戒区域をイエローゾーン、土砂災害特別警戒区域をレッドゾーンと呼んでおります。大津町全域でイエローゾーンが101カ所、レッドゾーンが98カ所公示されております。主な地域は、上大津、外牧、岩坂、真木、平川、矢護川など、ほぼ大津町全域にまたがっております。この地域につきましては、熊本県の土砂災害危険住宅移転促進事業の対象となります。事業内容としましては、レッドゾーン内にある建築物で、現在お住まいの住宅が対象であり、その住宅を除去し、熊本県内のレッドゾーン・イエローゾーン以外の地域への移転を条件に最高300万円が支払われます。

また、イエローゾーン、レッドゾーンの建築確認については、建築後の安全のため幾つかの条件が付いており、現行制度では、この条件の緩和は厳しいものと思われるところでございます。

また、レッドゾーンの区域で熊本県の急傾斜対策工事が行われておるところもございます。ただ、熊本地震後、大津町でも地形の変化等が見られておりますので、レッドゾーン、イエローゾーンの見直しをお願いしているところでございます。

また、地震によりまして斜面にクラック等が発生している所もございますので、急傾斜事業以外に住民が安心して暮らせるような事業がないのか話しているところでございます。

現在、町としましても災害関連地域がけ崩れ対策事業に取り組んでおりますが、この事業も特例措置が取られ、条件の緩和措置があり、事業を行うところでございます。国・県においても、急傾斜事業以外に特例措置で何らかの対策ができないか、国・県に働きかけていききたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 一部損壊世帯への独自支援策の部分でございますけれども、現在、町で検討を今いたしております素案、一例で申し上げますと、まず1つ目には、町で現在募集しております義援金、この配分につきまして、一部支援も含めるというような部分でございます。

それから、2つ目につきましては、修理費100万円未満の世帯を対象に修理費の1割、10%を補助金として支給するという案。それから、3つ目には、一部損壊の所帯に対しまして、町内店舗等で使える、いわゆるその復興クーポン券ということで、それを配って地域活性化を含め、被災者と事業者の応援をする仕組みなど、そういった3つぐらいのですね、支援策について現在検討を行っているところでございます。

11月22日現在で一部損壊の罹災証明書の発行件数は約3千200件になっております。そのような状況のもとで、町に寄せられております義援金については、現在約4千500万円になっております。

また、2つ目の修理費の補助案や3つ目の復興クーポン券の案につきましても、一般財源につきまして約5千万円から1億円ほどの財源が必要になる見込みでございます。

財源の確保も含めまして、まだその支援策が一番被災者にとって最適かを、これから内部でも協議を進めていき、その中で細かな基準や支給額などを決めていくこととなります。しかし、独自支援を行うことで修理費が確保できない低所得世帯や、県義援金対象にならない世帯などの一部損壊世帯への経済的負担が少しでも軽減できればと考えておるところでございます。

なお、被災者の方々へお示しできる時期につきましては、予算が伴うこともございますので、今年度中には被災者の方へ支援内容についてご案内ができるよう、なるべく早い段階で決定をさせていただきたいと考えておるところでございます。

なお、県の義援金につきましても、100万円以上につきましては配分がございしますが、これにつきましても、先日、新聞にも出ておりましたけれども、早ければですね、12月、1月には申請への受付を始めるということで、町の義援金もできますればその時期にあわせたいということもございしますので、先ほど町長のほうからもありましたように、14日の日にですね、来週の水曜日ですけども、町の義援金の配分委員会等がございしますので、この配分につきましても、独自支援も含めたところでトータル的に考えるべきものと考えますので、そこ辺も含めまして、全般的な検討をしていただきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） 今答弁がありました中で、イエローゾーンが100戸以上、レッドゾーンが90戸以上ということでありまして、この人たちがですね、どうしてもそこに建てたいと、もう愛着もあるし、どうしてもそこに建てたいというような希望がかなり少なからずあるんじゃないかと思っております。そういった場合の建築確認ですね。やはりなかなか厳しいということかもしれませんけれども、なかなか300万円、移転の場合、最高300万円ぐらいの金で土地買って家を建てるということになると、本当に厳しい状況になりやせんかなということで、ある程度、実際そのイエロ

一ゾーン、レッドゾーンで一部損壊、半壊ぐらいで家を建てなくてもそこに住んでおるとい方もおられますので、そういった形の中です、やはり集落です。集落はやはり愛着がありますし、また、町としても集落をなくしていただきたくないということも考えております。そういうことからしてですね、この建築確認なり、圃場整備じゃなくても、圃場整備していない水田あたりも中にはありますので、そういったところに対する移転、そういったやつの方策も考えていただくならと思っております、そういった点について、町としての方向性をお聞きするならと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 吉永議員の再質問にお答え申し上げます。

例をとりますと、錦野地区を例にとりますと、あそこが右側が山地帯で左側が水田地帯ということございます。現地を土木部サイドで全部調査したところ、圃場整備してない水田も幾つかございましたので、その辺のところにつきましては、十分、水田でございますけども、圃場整備地区外ということでございますので、まあ農振はかぶってますけど、その辺のところにつきましては、やっぱり現地調査をしましてですね、県のほうにも1回は見てもらっているところがございますので、あとはどういった形でその辺のところ、今後地元のほうに持って行くかという形はちょっと考えていたところがございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） 一応そういったことでは、先ほどからも言っておりますように、やはり集落は集落としての機能もあります。町としても集落がなくなればかなりその地区に対する景観保持あたりのためにもですね、かなりの費用がかかるかと思っておりますので、できる限り集落は残していただくような方策では、当初質問したように、砂防工事なり、盛土工事なり、いろんな形の中で方向性をつくっていただくならと思っております。

それからですね、通告しておりませんでしたけど、先ほど午前中に桐原議員が言っておりました河川ですね。特に先ほど町長は、錦野井手については、今県と協議しておるということをおっしゃいましたが、来年、ぜひ地元としてはですね、水を流してほしいという要望が非常に強うございますので、その点、町長、もう1回簡単にご説明願えるならと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） 吉永議員さんの外牧地区の水路についてですけど、山腹崩壊しました場所の井手の上流側から県道のほうにですね、仮設の水路を設けまして、県道の水路を利用して流すということで、今県のほうに申し出ております。一応、県のほうの内諾は得ておりますので、明けたならば工事に入れるかというふうに思っております。

○9番（吉永弘則君） 下の錦野地区のあたりの水田までずっとでくっごたんね、水路は。

○経済部長（松岡秀雄君） はい。外牧の一部がちょっと難しいだけで、錦野のほうには全部流れていきますので、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） はい。いずれにしてもですね、今後の震災でそれぞれ本当に苦労されております。農家の方も、地域住民の方たちも、ぜひそういった中でですね、町としてのそういった支援体制をよろしく願いまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 続けます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

熊本地震からやがて8カ月経つところであります。8カ月経ってやっと落ち着きを取り戻せた方々もおられますが、いまだに、今の質問もございましたように、先々の見通しが立たずに途方に暮れておられる方が非常にたくさんおられます。こういう方々ですね、悩みや苦労、これを聞き取って、それを少しでも軽くするために頑張るのが本来の政治のあり方、行政の仕事ではなかろうかと思いません。

その中で、今回質問しますのは、この熊本地震の被災者、今言われたように、途方に暮れておられる方々に対して、励ましを口だけではなくしてですね、行政として最大限の知恵も工夫もしながら励ましをするべきではないかと、いや、励ましが足りないのではないかということでもあります。

先ほど来、熊本県の義援金配分委員会で一部損壊の居住者に100万円以上の修理に対して10万円の義援金の配分を行うと。11月29日に決定されたということではありますが、この報道を見て、あまりにも県のやり方が公平性に欠けると。また、被災者の気持ちをくみ取っていないということで、本当に私は腹立たしい思いをしながら新聞の記事を見たところでもあります。なぜそうかということですが、熊本県の配分委員会の決定は、義援金の趣旨に反するということです。そもそも義援金というのは、被災をされた方々全員にですね、日本全国から、あるいは外国からそういう被災者の方々に渡してほしいと、配分をしてほしいという意味で寄せられた募金でありますから、より公平に配分をするべき、そういう財源であります。しかし、現実的に全員にこれを配分できないという問題も確かにございますが、今回、県が決めた決定は100万円未満の被害世帯、いや、100万円以上ですね、工事費がかかったら10万円の義援金を配分するとなっておりますが、それでは、99万円しかかからなかったという方には1円の配分もない。それからもっと深刻なのが、100万円、200万円修理費がかかるが、そういう修理をする余裕のない世帯、こういう方が非常に多いのではないかと思いますね。修理にお金を出す余裕のない世帯、ところがですね、既に配分されましたこれまでの義援金は、修理をしようがしまいが全壊で80万円ですか、半壊以上は40万円の義援金が支給されているんですね。これは私の家も半壊でしたから40万円いただきました。修理をしようがしまいが40万円をいただけるんですよ。これはもう確かにありがたいことではあります。一部損壊の方々には、何百万円修理費がかかってもそういった義援金の配分がないし、実際、工事をしないと渡さないというようなやり方は、あってはならないということだと思います。

そこで改めましてですね、私ども熊本地震に関するアンケートを町民の皆さんにお願いをしてきたところではありますが、その一部をちょっと紹介しますが、九州でこんな大きな地震が起こることはな

いと変に安心をしていた私たちですが、日本に住んでいればどこでも起こり得ることだと認識を改めていきたいと思えます。とりわけ大津町では、災害本部がダメージを受けることのないように、役場が使えなくなったということだと思えますが、しっかりと耐震を施し、迅速な対応が取れるようにしてもらいたい。また、役場や職員や消防の方々、自衛隊員の方々も自ら被災をされながら復旧活動に専念されていたので、本当に感謝しておりますということで、復旧活動に頑張られた役場の職員を含めて感謝の言葉が述べられております。一方で、罹災証明の発行の際、どのような判定で一部損壊なのか。具体的説明が全くされなかった。聞いても要領を得る説明は全くなかったということです。判定に不服を申すこともなく、町政に委ねるまましたがった方が多いのではなかろうかという意見です。また、一部損壊の方ですね。年金暮らしで家を修理するのに全部を修理するには100万円以上かかるので、部分的にして費用を安くしようと考えています。屋根だけ直すのがやっとなで、家の中まで修理するのはとても無理な話です。余震が続いてびくびく、さらに壊れるのではないかと、して過ごしています。それから、築百数年の古民家で半壊ですが、現在も生活の場として住んでいますが、屋根の補修、応急修理費が57万6千円出ますが、家と同時に、自宅前がですね、がけが崩れて400万円を超える修理代がかかると言われて、本当に途方に暮れておりますということであります。こういった意見が多数寄せられているわけでありまして。

そういう意味でですね、まずお尋ねするのは、この県ですね、配分委員会の決定、これは事前に市町村にはどうも相談がなかったというお話でございました。相談がなかったのであれば、今からでも遅くない、県に対して市町村は堂々と抗議をするべきではありませんか。なぜ相談もしないで一方的に決めるんだと。私はそれを言う権限は被災地であります市町村には十分あると思えます。抗議をするべきであります。

それから、新聞報道では、配分されたあとも約473億円、義援金が県に集まって、決定が340ですから、まだ130億円ほど義援金の財源は余っているはずですよ。ですから、今からでも遅くない。この今回の決定で救われない人たちに対して、義援金の本来の趣旨に照らして配分をさらに進めるべきであると思えます。同時に、町独自の励ましが必要だということではありますが、ただいま同僚の質問でもありましたが、益城町では、義援金、町独自の義援金が一部損壊の方々にもすべて最低5万円の支給を決定したということでもあります。また、合志市や宇土市などでも独自の支援が既に実施がなされております。

先ほどの答弁の中で、これから町としても決定をしていきたいということではありますが、ただいま申したようにですね、途方に暮れている人たちに少なくとも義援金の配分、財源が足りなければ何千万円の範囲であれば、あるいは1億であれば、よそから財源を持ってきてもいいと思うんですよ。誰もそれに対して異議を唱える人はいないと私は思います。そういう意味でですね、地震の被災者、とりわけ途方に暮れておられる方に対して、もうちょっと親身になった支援をしてほしいということでもありますので、お答えを願いたいと思えます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 県の一部損壊関連等につきましての義援金の配分の件については、もう議員

おっしゃるように、我々も納得いかないちゅうか、不満を抱いておるところであります。おっしゃる
ように、県のほうも義援金まだまだお持ちのようでございますので、その辺を十分考慮してやってい
ただければなどというふうに思っております。もちろん、先ほどもちょっと言いましたように、益城町
は義援金8億円以上きておるといような話を聞いております。それで5万円支払われるちゅうよう
な形ですけども、南阿蘇も結局は2億円以上が来ておるといことで、50万円以上については5万
円、30万円以上については3万円と、1割の関係を支払うといような話を聞いております。西原
のほうも2億円ぐらいきておりますけども、我々としては、西原の村長とも話しておりますけども、
足並みを揃えようと思ったんですけども、今のような財源状況であればなかなかその辺の近隣の町村
との格差が出てくるなといような思いをしております。もちろんうちが4千500万円しかきてな
いののに2千弱の方々がおられると。言うといかんけども、よそんなこと言うといかんけども、南阿蘇と
かそういうところになると、一部損壊については大津よりも少ないんじゃないかなといような新聞
関連等に出ておるといでございますので、そういうような思いをすれば、やっぱり次の段階でも県の
ほうで支払い関係をお願いできればなどいような思いをしております。ちょっと担当のほうと話し
て、我々としては見舞金と修理代の関係等の2本立てといような形になってくるだろうと。そして、
修理代関係等につきましては、宝くじ関係とか、そちらのほうの災害の状況によって、その辺の予算
が、例えば、大津町にすれば1億ぐらいくるんじゃないかなといようなその担当の計算では今そう
いう話をしておりますので、その辺のところも考慮しながら、大津町についても近隣の町村となるだ
け同じような形の見舞金関連等については検討をしていきたいといか、支払いをしていきたいなと
いふふうに考えておるところでもあります。そういうようなことで、一応出して、その辺のところ
足りない分関連等については、やっぱり再度県のほうにもしっかりと議員おっしゃるような形で今後
も要望をしていきたいと。結局、これ11月のほうに、29日ごろに、その前に新聞でぼんと出しま
した関係で、我々もその直接地方の自治体、町村には連絡なしでの新聞からの報道だったもんですか
ら、これにも怒りを感じて、強く県のほうに話は、我々に話さないでといことで、県は県の立場で
県議会がありますので、それが終わらないとといような気持ちがあったみたいでございますけども、
やっぱりそうであれば、新聞に出る前に内々でも話していただければなど、今日の空港の民営化につ
いても、知事が昨日の昼発表されるといようなことで、昼までは内緒にしとってくださいといよ
うな情報をいただいておりますので、そういう気持ちで思いやりの気持ちを県もしっかり持ってい
ただければなど思っておりますけども、県の悪口を言うと大変あれですけども、何かにつけて我々町
村の立場のことをちょっとだけ、もう少しだけ思っただければなどいような思いをしております
ので、今後についても県のほうにはしっかりと要望をしていきたいといふふうに思っております。そ
ういような状況でございますので、支援関連等については、詳しくはちょっと担当のほうから説明
をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 荒木議員さんのご質問にお答えいたします。

県のほうの決定しました100万円以上の修理費について10万円というのは、先ほどからお話が

あるとおりでございまして、この担当者会の説明会の中でもですね、この説明がありまして、その質疑の中でもですね、これではやっぱりちょっと不公平すぎるというようなことで、県に対しては、その辺はどうかならないものかというようなことを説明会の中では言っていたんですけども、最終的には報道にあったとおりですね、今の決定については、100万円以上の修理について10万円の支援をするというようなことで、先ほどからまだ県の義援金については残がございますんですね、ひよっとすれば、合志市あたりが最初は100万円で打ち出して、そのあとに50万円以下にということで変えた経過もありますんで、これが県がそのままあてはまるかどうかわかりませんが、実際、被害額についてですね、100万円以上の修理がどのくらいあるのかというのはなかなか蓋を開けてみないとわからないという部分もあってですね、県も慎重な動きをしているんじゃないかというふうに推測されます。これからもですね、その辺の配分の状況によっては町のほうも声を出してですね、いわゆる下限のラインのですね、引き下げ等は言うべきものであると考えておるところでございます。

議員もご指摘いただきましたように、100万円未満の修理がかかる世帯の中で、修理をしたくても所得が低いというようなことでなかなかこの高額な修理費は捻出できないというご家庭、その中で最低限の、例えば、屋根の穴をふさぐだとか、壁の穴をふさぐだとかですね、そういったものを最低限の費用でやられる方の中にはいらっしゃるということは十分考えられますので、先ほど1割の補助金を出すというアイデアもあるというようなことも申し上げましたけれども、その中で、いわゆる下限額、先ほどから合志市とか、他の市町村で50万円であれば5万円、30万円以上であれば3万円ということで、下限がいわゆる50万円とか30万円で切っておりますけれども、その辺の下限のラインをですね、いわゆる修理費が苦しい方については、やはり10万円を捻出するのがやっとならぬ修理されたとかいう部分であればですね、その辺も考慮に入れたような支給の仕方、例えば、下限を10万円まで引き下げて、それに対する1割まではみるというようなことで、そういったことも一つ支給の方法としては考えられるものではないかということで考えております。ただ、それから、町の義援金の配分に関してでございますけれども、これは大津町の熊本地震義援金配分委員会において14日の日に一応諮るようにしておりますけれども、この中で一部損壊の世帯に対するですね、義援金をどう配分するかというのは内部でしっかり検討をお願いしたいなということで考えているところでございます。どの支援策につきましてもですね、義援金以外につきましては、一般財源からの捻出になりますので、町の財政状況も見極めながら、また、近隣市町村での独自の支援策等もですね、見ながらですね、最善の支援を行っていきたいと考えております。

なお、各市町村の義援金につきましては、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、多くもらっていらっしゃる市町村、そうでない市町村ございます。熊本市であれば14億円、益城であれば8億円、南阿蘇2億円、西原1億2千万円、大津は4千600万円でございます。菊陽はまだ少なくとも2千万円というようなことで、いわゆる義援金も市町村によってまちまちでございますので、その義援金の範疇で一般財源を使うことなく支援ができる市町村もあれば、そうでない市町村もあるというような状況でございますので、先ほどお話がありましたように、震災の復興のための寄附金、それか

らふるさと納税等でですね、6千万円ほど収入がっております。また、復興宝くじが発行されておりますので、これはもうまだわからない話ではございますけれども、来年度あたりにですね、先ほど町長が申しあげましたように1億円程度の財源として、これはもう次年度になりますけれども、それを先食いというような考え方も一方ではできるといことも考えておりますので、その辺あたりの財源確保等もですね、十分考えながら検討してまいりたいと考えている次第でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 義援金の配分については、先ほど申しあげましたように、あくまでも義援金の趣旨は何であるかと、いわゆる被災者生活再建支援法は法律に基づいた国の制度による支援金であります。義援金は違うですもんね。この点はですね、やっぱり県にだいたい厳しく言ったとはおっしゃいますが、引き続き声を上げて県のですね、このやり方を変えていただかなければ、さらにプーイングが広がって、さらに不公平なという声も広がって、行政に対する不信感が増すばかりで、途方に暮れている人がますますがっかりくると言わざるを得ないと思いますので、県に対しては、引き続き強く要求していただきたい。

それから、その町の義援金の配分ですが、義援金も含めたですね、支援ですけど、確か一部損壊は9月末時点で約2千500戸ですかね。今回、その2千500戸のうち、例えば、500戸が100万円以上、もう既に工事を払って、県から延べ10万円配分されたとすれば、あと2千戸ですよ。2千戸の皆さんに、例えば、1戸5万円義援金を配っても1億円です。べらぼうな金がかかるわけではありません。今、説明を聞く限りでは、予算は、財源はありそうですので、例えば、10万円修理代使ったから1万円義援金を差し上げる。これこそ馬鹿にしているのかと言われますよ。せっかくよかれと思ってやっても、それは行政に対する不満がますます膨れ上がりがねないと思います。最低でも益城が1世帯5万円ですか。一部損壊の全戸に最低でも5万円ぐらいの義援金は配分すべきだと思いますよ。それ以上は、例えば、工事費の1割でもいいと思いますけど、やっぱ最低ラインをですね、あまりにも金額が少ない、焼け石に水のようなことをやったら返ってプーイングが起こりかねないと思います。この点、14日に配分委員会があるそうですけど、もう一度ちょっと町として、少なくとも10万円修理がかかったから1万円の義援金の配分なんてことはあり得ないと、私思いますけど、ちょっと確認をしたいと思います。

それから、途方に暮れている被災者ということで、今先ほど質問にもありましたけど、家は何とかもったと。一部損壊で住めると。ところが、石垣や擁壁が壊れたらもう本当に悲惨ですね。石垣、擁壁が壊れるとすぐ100万、200万、300万、500万、1千万というほど、ものすごいお金がかかります。非常に危ないと、直さないと危ないというわけではありますが、土木部長の先ほどのあれで、これちょっとまだ説明が足りないと思いますので、こうした石垣、擁壁ですね、ついでに支援がちょっと具体的支援をですね、現在ある制度、それからこれくらいはちょっとぜひ要望して、実現していきたいというですね、見込みがございましたらお答えを願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 宅地関連等については、今県のほうから調査依頼がっておりますので、担

当のほうで区長さん通して調査をやらせたところであります。この件につきましては、県のほうで今関係あるのをどんどん出しとってくれんかと。全部見るわけじゃないと。これ財務省との関係が国交省との関係でですね、今交渉をやっておりますので、被害額がこれくらいきておりますよというのを出したと。その中で、また国交省のほうで線を引くというような形になってくるんじゃないかなというようなことで、全部出したから全部みるというような方向じゃないし、今県のほうから出しているのは、2メートルとか、上に2軒以上あるとか、いろんな条件の中で調査をして、今県のほうにまとめて出しておりますけども、その辺は国同士の財務省と国交省との兼ね合いをしっかりとお願いしたあとにいただきたいというのが今の県の考えてでございますので、今後について、その辺のところを県のほうにしっかりとお願いしながら、我々も県選出のチームくまもとのほうにお願いをしていきたいというふうに思っております。

もちろん、内容等について、また担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員の質問にお答え申し上げます。

今、町長のほうが言われましたけども、今回の議会の質疑のほうでもちょっとお答え申し上げたんですけども、もともと大規模宅地崩壊事業ということでございまして、盛土地区の基本的な崩壊の補助事業ということで、大体基本的には3千平米以上の宅地の土手崩壊ということで、基本は5メートル以上ということが基本の補助事業でございます。ただ、これにつきましてはほとんど、今回の被災地には該当しませんもんですから、国交省を検討してもですね、できるだけひらおうと、災害の今荒木議員が言われる、被災者の方をひらおうということで、擁壁の高さを2メートルと、横幅はもう構わずにと。家は2軒以上ということですね。それがあれば全部今回の補助事業の対象として概算要求をしようということで、市町村のほうに指示がきましたものですから、町のほうとしても土日に渡りまして大津町全地域を調査いたしまして、約144件ということで県を通じて国にあげたところがございます。今、町長申されましたように、これ一応概算の要望ということでございますので、これがすべて通るかという、ちょっと今のところ全然こちらのほうも検討ございませんけども、基本的としては2メートルの土手の崩壊についてはすべて調査してですね、今回、あげたと。補助事業につきましては、一応国の今のパターンでは100%という形で町のほうに財源、2分の1で、残りの2分の1は災害復興事業債ということでですね、一応充当が100%でございますので、一応市町村に100降りてくるというような事業というスキムで今つくられているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 荒木議員の質問にお答えいたします。

先ほど、いわゆるその修理費費用が10万円、それに対して1万円というのはちょっと少なすぎると、そういうふうなお話でございますけど、こちらのほうで考えましたのは、いわゆるその100万円以上について10万円ということで県が決めました。それから、100万円未満についてどうするかを考えたときに、100万円で10万円であれば、例えば90万円であれば9万円、80万円であ

れば8万円というようなことで、いわゆる1割を補助することである程度の公平性が保てるのではないかなというようなことで考えたところでございます。ただ金額的に1万円がどうかというような部分もございますので、例えば、下限の中で10万円から30万円については、もう一律3万円の交付にするとかですね、もう少し幅を持たせる中でそういった仕組みをつくるのか。ある程度の金額以上は1割とするのか。その辺につきましてはですね、また今回配分委員会は、実際義援金の配分が業務の内容ではございますけれども、住民代表ということで配分委員さんがいらっしゃいますので、今言ったそのあとの支援策等についてもですね、考え方についても併せてご意見を求めながらですね、どういった形でやったほうが一番住民の方が納得いただけるような配分なり、補助のやり方になるのか。十分審議をしていただきながら方向性を見定めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 義援金の配分については、何ですかね、今答弁がありましたけど、やっぱり最低限度ぐらいいはきちんと決めとかんと、役場がせつかくよかれと思っても仇（あだ）になってしまいかねない問題だと思いますので、やっぱり相手の立場に立って最大限の努力を求めていきたいと思っております。

それでは、第2問目に入りたいと思っております。

2問目は、町民支援と中小自営業者の育成をということで、現在、地震の復旧工事が急がれておりますが、肝心の工事を担う職員さん、業者が足りないと。例えば、瓦屋さんに頼むと半年先になりますというような話は私も聞いておるところであります。もちろん、この大規模災害ですから、業者が足りないのは当然ではあります、それに輪を掛けたようにですね、地域に根を張った業者ですね、自営業者、こういう方々に何ら支援をしてこなかった。育てようとする意志がなかったと。そういうことがツケとなって自営業者が本当に減ってしまったと。私は、こうした自営業者が育たない地域社会というのは、まさに正常とは言えないと思っております。自治体としてですね、耐震補強とか、住宅のリフォーム助成とか、町民の支援と同時に、業者の育成に真剣に取り組む、そういう行政であってほしいと思うわけでありまして。

そこで、これまでですね、こうした中小零細自営業者にどんな支援をしてきたか。町はそういう自負があるのかどうかという点についてお尋ねをします。

ご承知のとおり、自営業者はですね、地域の信頼がないとやってはいけません。自営業者が地域で営業を続けるということは、それだけ地域の信頼を勝ち得ている人しか残らないということでもあります。また、そういう方々は、ふだんからのコミュニティの担い手にもなってもらえるはずなんです。そういう意味ですね、こうした自営業者がどんどん減っていくというのは異常な世界です。正常ではないと、私は思うわけでありまして。それから、じゃあそれに対してこれからどういう政策、施策を進めていくかということですが、例えば、私住宅リフォーム事業の支援に行ったときに、県産の木材を支給をしますと。多分、ほとんどいまだに利用は少ないと思っておりますけど、これはお客さんは確かに喜ぶかもしれませんが、業者の支援にはならないんですね。なぜ業者が育たないか。それはサラ

リーマンのほうがいいからですよ。働きに応じた収入がないから業者が育たない。私は思います。そういう点ですね、そういった自営業者が育つような支援の方策を考えてほしいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 住宅災害で、今回の災害で大変住民の皆さんもなかなか注文しても、あるいは見積りしてもなかなか見積書も出てこないというような話を聞いております。もちろん地域で建設業というか、個人的に自営業をやっておられる方に聞いてみても、やっぱりなかなか仕事を受けてやりたいけども、従業員がいないということでなかなか受けられないと。だから災害のときはそういう状況でございますけども、日ごろのときに仕事がなかなかその保証ができないとか、そういう状況で、今、住宅関連等につきましても、もちろんリフォーム業者とか、そういうのが各家庭を企業努力で回ってきたりいろいろやっておられますので、なかなかそれでも仕事のない面がたくさんあるというような状況でございます。我々もいろんなことを、もう議員からもう前々からもう言われておることでございますので、いろんな形を模索してきておりますけども、例えば、町営住宅の補修関係を定期的にそちらの自営業の方々をお願いでけんかなとか、いろんな形をやりますけども、町営住宅の修理ぐらいの小さいな金額では生活できないというような形ですね、いろんな形で大変厳しい状況で、だから建設業やりながら土木業もやらなくては個人の零細企業は立っていかないというようなのが今の状況でございます。もちろん家つくるときは、住宅メーカーがどんどん入ってきてそれなりの仕事をやりますけども、個人的に大津町におられるそういう自営業者の方々の生活を年中保証できるような形が厳しい状況でありまして、大津町でも大工のサービスと建築の技術のいいというような人は2、3おられますけども、その人たちは自分の口コミで支援というか、後援をしていただくようなところの、あそこに頼んだらいい家ができたよとかいう口コミの中で仕事をもらっておられるというようなことで、年に1、2軒、多くて3軒つくればいいなというような状況の中で、やっぱり事業をしながら生活しておられるという、厳しい状況であるというのは確かでございますので、なかなかいろんな形でこれからも自営業の小規模業者との関連についても十分相談をしていかなくちやなりませんけども、何しろ仕事がないのが確かでございますので、将来的にはなくなるんじゃないかなと、後継者いないんだよなというような形で、大手企業のほうに就職をしなくちゃならないんじゃないかなとか、そういうような思いでおられるみたいでございますので、今の自営業の中小企業の中については、もちろん後継者はいないというような状況でありますので、今後十分そういう建築協会もございまして、その辺とも十分相談しながらどのような仕事があるかというようなことも我々としても公共事業やそれぞれの企業のちょっとした修理関係等についてもしっかりとPRができるような形をやっぱり進めていかなくちやならないのかなというような思いをしております。そういう意味におきまして、今後の一部の震災関係の事業も入ってきておりますので、担当のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員の一般質問の部分にお答えしたいと思います。

住宅リフォーム制度の助成についてということではちょっとお答えしたいと思いますけども、県内では12カ所程度の自治体が今現在実施しているところがございます。大津町では実施しておりません。補助事業ではなく単独事業だと思われま。補助率については、工事費の10%から20%以内を補助し、補助金の上限額が10万か20万円としているところが多いようです。住宅リフォーム制度を実施する場合、利用する業者はいろいろな手続き等をする必要がでてきますので、なかなかこの事業を利用する人が少ないという状況にありますので、現在も大津町としてはこの部分をちょっと実施していないというところがございます。住宅リフォーム制度の助成については以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 自営業者はもう減り続けて本当に風前の灯であります。ただ、例えば建築業界で言えば、あと2年ほどはまさにもう仕事はやりこなさないほど多分仕事はあると思います。単価も今までが安すぎたという面もあるし、多少上がっているみたいです。ですから、そういう意味です。ね、建築関係の自営業者が息を吹き替え、息抜きができるというのは確かですが、それも長くても2年ぐらいでしょう。ですから、その間に行政としてですね、こうした中小零細業者を育てるという観点を、そういう体制をつくっていただきたい。今すぐ、例えば、住宅リフォーム事業を制度をつくっても、やる業者がいないです。ね、町内で。それは住宅リフォームやっているよりも、解体をしたり、新築をしたほうがずっと利益は上がりますから、リフォームまで手が回らないという状況だと思います。そういう意味です。ね、自営業者が育たない社会は当たり前ではない、異常な社会と。私は、引き続き業者が地域の中心になって頑張れるようなそういう社会を求めていきたいと思います。時間がありませんので、第3問目に移ります。

立野ダム中止の声を上げる時ではないかということで通告しました。この間、国交省の案内で立野の阿蘇大橋崩落地域や立野峡谷周辺を見て回りました。私はその前に共産党の国会議員の調査団と一緒に立野ダムの予定地、白川の川底まで現地まで行って現地を確認をしてきたところでもあります。改めて、現場を見て、こんなところにダムをつくってはならないと。まして、一般的なダムではないわけですね。いわゆる巨大な高さ90メートルの砂防ダムをこんな危険なところにつくってはならないという声を上げたいと思います。

改めて申し上げます。立野ダムは、水を貯めることができません。例えば、竜門ダムのように、水門を締め切って水を貯めようとしても亀裂だらけのあの岩の中ですから、水はどンドン大蘇ダムのように貯めようとしても貯まらないということです。その上もしダムをつくってここに満水状態にしたらどうなるかということですが、水圧がかかります。90メートルの底は10気圧がかかるわけです。この岩の割れ目に水が染み込んでいって水圧がかかれば、今回大崩落をしました立野峡谷の岸壁、いわゆる川岸であります。川岸の岩が崩落をすることになってしまうわけであり。そして、もしこの立野ダムに水が貯まって、その貯まった水に岩石が雪崩を追って落ち込んだら、下流域にはまさに津波のような洪水が押し寄せるといことは容易に想像することができるわけであり。私どもの調査の資料の中で、イタリアのバイオントダムという災害がございます。今から50年ほど前の事故であります。バイオントダムという谷間に巨大なダムをつくって、ダム湖が満水状態のときに

地滑りが発生をし、大量の土砂がこのダム湖に流れ込んだ結果、ダム津波がダム堤を乗り越えて下流の集落を直撃し、2千名以上の犠牲者が出ているという事実があるわけであります。

つまり、立野ダムは巨大な砂防ダムでありますから、この穴が詰まってこのダム堤に大雨によって水が貯まり、そこに岸壁が崩落をすればダム津波が引き起こすと。そして、被害を受けるのはまさに大津町民であります。熊本市民ではないんです。大津町民ですよ。真下にいるわけですから。外国の人が白川のあの峡谷を見て、これは川ではないと。もうあれは滝だと、阿蘇から落ちてくるときから大津町まではまさに滝状態の立野峡谷であります。そういう意味でですね、町民の命を預かる町長として、私は改めて立野ダムのこの問題点、危険性を少なくとも声をあげるべきであると思います。国土交通省がミニチュアモデルをつくって立野ダムの穴は詰まりませんという結論、これを大学の教授がですね、いとも正しいかのようなことで、立野ダムは安全宣言をしている。とんでもないことですよ。上流から流れてくるたくさんの流木、実験ではつまようじを使ってやったと。馬鹿ではないかと。大学の教授に馬鹿と言ったら失礼かもしれませんが、本当ばかばかしいような実験装置を使って、穴が詰まらない。だから安全だと言っているわけ、とんでもないことじゃありませんか。事は人の命がかかっている。また、万一、この穴詰まりを起こしたら下流に水が流れなくなってしまうわけです。白川に水が流れてこない。今回、上井手が水が流れないから田んぼができないということではありますが、その大元である白川がうっ詰まってしまったら水が流れてこなくて田植えもできないという状況にも容易に予想されます。そういう意味でですね、こんなつまようじを使ったような子どもだましのような模型で安全宣言をされたんでは、我々はたまったものではないと思うわけですが、町長の見解を求めたい。

それからお金の面です。現段階では、地震が起きるまでは約500億円これからかかるであろうと言われておりましたが、私も現地を確認しましたが、工事のための仮排水のトンネル、見に行かれた方もおられるかもしれませんが、直径10メートルです。大型ダンプがどんどん出入りをして、中の土砂を全部運び出して、仮排水路、直径10メートルの排水のトンネルはほぼもう出来上がっております。ところが、今度の熊本地震で夜だったからよかったですけどね、ダンプやら重機やら、あのトンネルの中に入ったまま潰れてしまいました。そのあとに大雨が降って、現状はこの10メートルのトンネルの入り口は流木がいっぱい、そしてそれに土砂、岩石、こういうものが全部トンネルの穴に詰まってしまいました。せっかく作り上げたトンネルがまた一から掘り直さなければならないと、そういう状況になっているわけであります。また、阿蘇大橋の崩落によって東京ドーム1杯分の土砂が立野峡谷に落ち込みました。これは国交省が言うておりましたね。50万立米です。国交省の説明でも立野峡谷にこの流れ込んだ土砂、少なくとも30万立米は運び出さなければ、彼らはそのダムはですね、土砂は堆積しないと行ってたわけですからね、立野ダムには。言い訳のためもありますけど、30万立米は運び出すと。私もびっくり、30万立米というどどのくらいの量か。10トンの大型ダンプがございます。これ10トンダンプでは10立米はとても積めないんです、思いから。10トンダンプで5立米ぐらいしか積めないんです。その立米で計算しますと10トンダンプで6万台、大型ダンプをあそこに降ろして、土砂を積んで運び出さないと立野ダムの建設はできないんですよ。まさ

に500億円と言われてたダム建設費が600、700、800、我々の税金ですよ。で、私は、この熊本地震の際中にですね、そんな金があるならなぜ被災者に金を渡さないんだと、500億というと、10万世帯に1世帯50万円ずつ確か配れる。10万掛ける50万は500億ですよ。今度の一部損壊が約13万世帯と言われましたかね。そのほぼすべての人たちに50万円ずつ配れるんですよ。途方に暮れている人たちに50万円ずつ配って見たら、それは皆さん、政治があつてよかつた。行政は本当に温かいと思われるでしょ。

そういう意味でもですね、少なくとも立野ダムは再調査、見直しが必要であると。危険ですから。見直しも含めてですね、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の立野ダム建設に対する思いを今しっかりお聞きいたしました。私の思いとしては、立野ダムについては、この大津地域の防災関連等について必要であるというふうに思っております。もちろん穴あきでございますので、大津には白川水系に錦野や迫井手、下井手、上井手、あるいは津久礼井手というような取入口がたくさんあります。大雨が降ったりしたときに、その取入口に流木が相当堆積しまして、今まで災害をずっと受けておる状況でございます。今回の地震後の大雨においても取入口について相当流木の撤去関連等の費用もかかっております。迫井手関係については、もう40年、50年経つということで、発動機であれを上げたり下げたりするというような昔のものがありますので、国のほうに要望して、しっかりと災害ではないけども、そのようなものを取り替えて、新しいものに今取入口の擁壁が傾いておるといような話も聞いておりますので、この辺についても国のほうにお願いをしておるような状況でございます。もちろん、そういう意味におきまして、大津町の上井手関連とか、街中、あるいは農業用関連等の考えますと、私は立野ダムについては必要であるなど、災害関係である立野ダムの大橋関係で現地をみさせていただいて立野ダムの所長関連等にもあれで大丈夫かねて、あの山肌を見て危険でないかといようなことをお聞きしましたところ、専門の7名の技術委員関係で4回ぐらい地震後検討されて、大丈夫ですといようなことを立野ダムのほうからお聞きしております。

もちろん、そういう意味におきまして、町民の命や暮らしを大洪水から守るとい考えのもとで、我々は立野ダムの重要性、必要性には変わりなく、今後とも国において立野ダムの建設を促していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 立野ダムが必要だと考える。しかし、今の答弁は非常に矛盾に満ちた答弁であります。上井手、下井手の取水口に大量の流木が詰まってふさいでしまって、今まで大変な被害をうけてきたと。それが矛盾なんですよ。立野ダムは、まさに穴が3つあって、ここを水が自由に流下していかないとアウトなんです。町長も当然ご承知だと思いますけど。穴が詰まったらアウトなんじゃ。穴が詰まったら、北部豪雨で約1時間でこの立野ダムは満水になってしまうと。満水になった水は、もちろんそれはオーバーフローしてくるわけでありまして、穴が詰まったらアウトというのは、国交省も認めておりますから、絶対穴は詰まりませんと、彼らは言い張るわけでありまして、ところ

が、上井手、下井手の取水口は毎回流木や土砂で詰まってしまうと。まして、あの滝の真下ですよ。

それから、今言ったようにですね、50万立米の土砂があそこに、峡谷に流れ混んでいるんです。そして、私も写真で撮りましたが、議会で最初見に行ったときは川の右岸にコンクリートがうってあって、大型ダンプやら大型の重機が行ったり来たりしておりましたが、今は跡形もありません。右岸のコンクリートは一体どこにコンクリートがあったんだというぐらいきれいに上から崩れてきて、それから、その後の大雨で流されてしまっているわけでありまして。ですから、ダム本体が壊れるから危険だとか言っているわけではないんですよ。そんなの簡単ですよ、今の技術からすれば岸壁に杭を打てばダム本体が壊れることはまずないでしょう、金さえかければですね。しかし、ダムができあがったあとに水が貯まって、穴が詰まって、そこに水が満水状態になったら非常に危険な状態になるということは、今町長が意味字句も認められたわけでありまして。そういう意味でですね、白川の対岸は大津町です。町長がやはり冷静な上に立ってですね、確かに、国に対していいにくいということは想像ができます。しかし、この熊本大地震を受けたときですね、ちょっと待ってくれと、500億円も予算があるんだったら、こんなに困っている人たちがたくさんいるんだから、地震の被災者のほうに予算を回してくれないかと、私は、それが人情であり、本来の政治家の勇気だと思います。なかなか期待できないことは承知しておりますのでこれで終わりますけど、私はそういうですね、粹な計らい、粹な政治を期待をして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

2時30分から再開いたします。

午後2時16分 休憩

△

午後2時28分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 会議を開きます。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） こんにちは。3番議員、佐藤真二が通告にしたがいまして一般質問を行います。

まずですね、9月の定例会及び今回の一般質問で私を含めて多くの議員からこんなときだからこそしっかりと住民の状況を見つめながら、もっときめ細やかに住民の心情に寄り添った行政の在り方が求められるといった趣旨の指摘が繰り返されております。もちろんですね、私どももそうですけれども、町のほうもそういう気持ちで事にあたっておられるのだとは思いますが、その思いは同じだと思います。では、それでどうすればいいんだということと一緒に考える場になれば、一緒に議論する場になればいいと思ってこの質問を行いたいと思います。

質問の一番目は、総合体育館の利用ができない状態での代替措置がとられているかということについての質問になります。

震災により総合体育館のメイン・サブ両アリーナが使えない状態にあります。復旧工事につきましては、最近説明がありましたけれども、URさんですかね、のほうに委託することで来年の12月末

ぐらいまでには修理を終えたいというような予定であるというふうに説明を受けたところです。しかし、屋内の運動施設ということに絞りますと、ほかに考えられる代替施設としては、大津地区公民館分館の多目的ホールとか、楽善ふれあいプラザ、あるいは学校の体育館の学校開放というんですか、学校施設開放といいますかね、学校施設開放で利用できる体育館といったものが考えられるわけです。ここで行われます健康づくりは、住民の健やかな生活をつくり、また、将来において医療や介護が必要とならないような住民にとっても、町にとっても大切な事柄であって、この機会を、運動の機会を十分に提供することには大きな意味があるかと思えます。しかし、現状では、その震災後、こうした健康づくりの機会が失われている、減少している、あるいは不都合が生じているというような話を耳にするところです。例えば、ミニバレーやバドミントンをやっている団体で、現在は屋外でのジョギングやウォーキングをしているというようなところの話をお聞きしました。また、健康体操をしている団体では、他の施設で活動回数を減らさざるを得ない状況で実施しているというような話もお聞きしました。また、この施設が団体の間で取り合いというかですね、スケジュールの押し合いになって確保できない状況もあるというふうに聞いております。

そこでまずお尋ねしたいのは、現在、これまで総合体育のアリーナ、大津小や大津南小の体育館などで活動していた団体は、現在、どのような方法で活動を継続している状況かということについて、状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員の総合体育館利用不可の代替措置は取られているかのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、4月に発生しました熊本地震によりまして、総合体育館をはじめとする町内の多くの社会体育施設が被災したところであります。

町では、被災直後から関係施設の被害状況を調査しながら、施設の復旧に向けた取り組みを進め、被害状況に応じて、応急復旧や詳細調査、予算の積み上げや国への事業申請などの業務を進めてきたところであります。しかしながら、被害が大きかった総合体育館やその他の一部の施設については、復旧までには長い期間を要する施設があり、住民の皆様には多大なご迷惑をおかけしているところであり、大変申し訳なく思っております。

特に、総合体育館のメインアリーナとサブアリーナについては被害が大きく、復旧工事が大規模となるため事務手続きや工事の期間も長期となり、施設が復旧するまでにはあと1年程度かかるのではないかと見込んでおります。町民の皆さんの健康づくりの最大拠点として多くの皆さんが利用されていた施設でございますので、一日も早く復旧できるよう手続きを進めていきたいと考えているところであります。

さて、総合体育館のメインアリーナとサブアリーナを震災前までに利用されていた団体の現在の状況についてですが、多くの団体については、活動場所を変更して、学校施設や社会教育施設、その他の社会体育施設などを利用されているようでございます。

また、利用者数については、総合体育館以外で地震により被災した学校施設にもまだ使用できない

体育館もあり、現在、町内で使用できる屋内の体育施設が限られておりますので、被災前と比較しますと、町内の体育施設の利用者数は減少をしております。

以上、今後なるべく早くですね、総合体育館のメインアリーナ、さらにサブアリーナ、このあたりをですね、特殊な工事でございます。床をはがして、それでジャッキアップをして、元の位置に戻してアンカボルト等をきちっと埋め直すような大工事でございますので、先ほど議員からありましたとおり、URでございますが、あれを使われたところをお願いしてですね、いわゆる大規模な特殊な工事でございますので、なかなか期間的には長うございますけれども、1年程度かかるということでございますので、その間なるべくですね、学校、体育施設、体育館等の修理を急ぎましてですね、そちらの代替施設としての利用といいますか、そちら等も進めながらですね、住民の皆様にも広報して、そのあたりを十分ご説明していきたいと、このように考えております。

詳細につきましては、また担当部長のほうから説明をさせます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

震災後に活動場所を変更したり、休止したりしている団体を把握しているかということでございますけれども、震災前の平成28年4月までに総合体育館、メインアリーナ、サブアリーナでございますけれども、一応こちらを利用されていた団体が約40団体が活動されておられました。その40団体すべての把握はちょっとまだできておりませんが、現在、その利用団体のうち半分以上は活動場所を総合体育館から学校施設、それから社会教育施設、その他の体育施設など、町の施設に変更されておられます。それ以外に別の団体と合同で活動されている団体、それから、活動場所を町外の施設に変更されている団体がございます。また、活動を休止されている団体も数団体ございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） おおむね私のほうで耳にしている状況と同じということだと思います。やはりこうした状況ですので、震災の前と同じようにどこの団体も活動するということは簡単なことではないし、その保証するというのも大変なことだと思いますけれども、それでも何かできる工夫はないのかということやはり考えなければならないかと思えます。

そこで、利用料と、その施設の利用料ですね。施設の利用料とその分割の利用ということでちょっと提案をさせていただきたいと思うんですけども、まず、利用料の問題から申し上げます。

現在、施設の利用料は、大きくいうとその社会体育施設か、それとも学校施設の開放か。あるいはもともと学校だった体育館については学校施設と同じような利用料の体系になっているかと思えます。ただし、社会教育の施設のほうは、利用を1時間ごと、1時間当たり幾らみたいなくくり方ですね、にしているというのがまず一つありまして。それから、また利用する面、バドミントンのコート1面だと、あるいはバレーのコート1面だというような、その面による区切り方もされているところなんです。それに対して、その学校開放、学校の施設開放とか、元学校だったところですね、これにつ

いてはそうではなくて、午前中、午後、夜というような大きな時間の区切りの中で、一括して一定の利用料になっていると。また、例えば、大きな体育館であれば半分だけとかですね、そういう区切りもなく、1面全部というようなですね、形になっているというところです。この利用料金の設定で、一つ計算、試算をしてみますと、例えば、バドミントンのコートを2面使うグループが2時間活動をする場合、ちょうどいいぐらいの規模じゃないかなと思うんですけども、そういった規模の活動があった場合に、総合体育館がもし使えたとしたら200円掛ける2面掛ける2時間で800円ですね。電気代が100円ということで、トータルで900円になると。ところが、もし学校の体育館を代わりに使おうとした場合には、1千500円の利用料プラス電気代が310円で1千350円、450円違ってくるわけです。もう一つ、仮にコートが1面だった場合はどうなのかとすると、総合体育館の場合で計算すると500円ですね。しかし、学校の体育館を使うとやはり1千350円というものが必要になってくるということで、750円の差になりまして、倍数でいいますと2.7倍の差が発生してしまうということです。つまり、代替施設で活動することによって費用の負担はどうしても大きくなってしまっているということです。

で、提案なんですけど、学校施設を使う場合でも、例えば、時間を1時間ごとに細かく区切るとか、コートを半面あたりだとどうするかですね、そうしたこう少し細分化して提供することが、少なくとも体育館が復旧してまた利用できるようになるまで、そういった措置を取ることができないだろうかということの一つ提案したいと思います。こうした提案についていかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） お答えをいたします。

総合体育館が復旧するまで施設料の使用料金や使用区分を見直すなどの工夫はということでございます。長期にわたり総合体育館が使用できないということですね、一番メインの場所が使えないということ、先ほど申しあげましたように、大変町民の皆様にご不便をおかけしているということで、改めてお詫びを申し上げたいと思っているところでございます。

そういうことで活動場所を変更あるいは休止されているという団体も先ほどの部長の答弁にもありましたとおり、あるわけでございます。何よりもスポーツを通じて元気をもらい、そして健康を保持するというためにもですね、どうにかして工夫をしながらですね、なるべく安価で使えるのが最高だろうと思っております。そういった意味で、今議員ご指摘のとおりですね、施設使用料につきましては、現在のところ施設ごとに条例や管理規則等により規定がされています。震災前にメインアリーナ、サブアリーナを利用していた団体が、今おっしゃいましたように、例えば、学校等の体育館に活動場所を変更したという場合には、使用料が高くなると、そういったケースも当然あるということでございます。そこで、総合体育館が復旧するまでの間ですね、町の施設を町内団体が利用する場合に限定したですね、使用料の負担軽減については、今後具体的に検討をさせていただきたいと、このように考えております。先ほどから申し上げておりますとおり、とにかく早く早く、一日も早くですね、施設の復旧に全力をあげまして、町民の皆様の健康増進保持に貢献できるようなですね、そういったアイデアを出しながら工夫をしまいたいと考えております。

以上でございます。詳細につきましては、担当部長のほうから説明させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

ただいまの教育長の答弁とちょっと重複する場合もございますけども、総合体育館が復旧するまでの施設使用料金、それから使用区分等を見直す工夫ができないのかということでございます。先ほど教育長が申しましたように、それぞれの施設ごとにですね、条例管理規則を定めまして、その中で使用料金、使用時間、使用区分等について規定をしているところでございます。

まず、見直しについてでございますけども、条例を改正することですね、そういった部分の見直しは可能となりますけども、例えば、使用区分等を変更する場合、例えば、施設管理運営の関係で、例えば、管理人を配置する必要性が出てきたりとか、照明等の改修工事をする必要性がございますとか、そういった課題が幾つか発生することは考えられます。

それから、施設使用料の見直しについてでございますけども、総合体育館を復旧し、供用開始するまでの間ということでございますけども、その間、町内の団体に限りますけども、施設使用料を軽減するということは可能だと思いますので、今後具体的にですね、個別に検討をさせていただいて、利用者の負担を軽減するというので、住民の皆さんの健康づくりを推進したいというところを考えております。

以上になります。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 前向きにですね、ご検討いただけるというような答弁であったかと思っておりますので、うれしく思いますけれども、条例改正ということが必要というような話もちょっと出ましたが、それだと、また次の3月まで待たなきゃいけないというようなことになります。ただその条例よく見てもみますとですね、教育委員会、あるいは町長が特に必要と認めた場合には減免することができるという条文がちゃんとございますので、それを適用して、少しでも早く減免がですね、軽減措置が取られるような工夫をしていただければと思います。決して、大きなその町の財政に影響を与えるような損失が出るようなものではないかと思っておりますので、ぜひお願いいたしたいと思っております。

それでは、2問目に移ります。

復興事業やそのための事務、なぜ遅れが目立つのかということで通告してございます。

震災後のですね、被災した自治体の動きを新聞報道とか、県が示しているデータとかで見えてきますと、気になりますのが、自治体によって様々な復旧・復興の動きのスピードに差があるということです。甲佐町はですね、東日本震災への職員派遣の経験を生かして、速やかに対応しましたということで新聞に大きく載っていたのを記憶されている方もいらっしゃるかと思いますけれども、そのように、速やかに速やかにやっていくことができている自治体とそうでないところがやはりあるということです。

大津町はどうだろうかということで見ていきますと、報道がどうしてもですね、被害の大きい市町村とか、影響の大きい熊本市とかの情報に偏ってしまうところがございますので、決してその詳細なデ

一タというのがあるわけではないんですけども、丁寧に見ていきますと、やはりそのスピードが遅いと感じざるを得ないというところがございます。この遅れがですね、住民にどう映っているのかということです。解体が、公費解体ですね、がなかなか進まなければ自宅の再建はできませんし、復興計画の策定に向けた様々な話し合いなどの取り組みが目に見えなければ、町は何をやっているんだろうという不信が生じるということもございます。やはり住民の気持ちを前向きにして、生活再建への意欲を強くもってもらうためには、このスピードというのは非常に重要な要素だと思います。町長はじめ、職員が懸命にやっておられるということは、先ほどもお話ありましたけれども、私もきちんと理解はしております。十分とは言えない人数で相当の残業に残業を重ねてやっておられるんだということで、そこも理解しております。しかし、そこにやり方、あるいはやるにあたっての意識というところで何か課題がないんだろうかというふうに考えるところです。現在、復旧や復興のスピードがちよっと遅れがちなところについて、何か改善すべき点があるのではないかと思うのですが、そこについて認識があればお答えをお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の復旧・復興関連についての遅れが目立っているんじゃないかというようなご質問でございますけれども、復旧・復興については、職員一丸となって取り組んでいる状況でございます。県下の他の市町村と比較しても決して遅れているというような状況ではないと考えているところであります。

ただ、議員がおっしゃるように、住民の方たちが大津町の復興状況について、新聞情報等による情報しか目にするのがなく、いったいどうなっているのだろうと、そういうことではないかと思っております。

私も住民の方たちから佐藤議員と同様なお話を聞いているところであります。このようなことから、町の復興状況について取りまとめた広報の特別号をつくるように職員に指示をしているところであります。

対応状況の中で一番心配しているのが被災された家屋の公費解体でございますが、住民の皆様にとっても震災後の生活を再建していく中で、地震による被害により解体を余儀なくされた場合、自宅再建を進めるには、まず解体を急ぐ必要がありますので、そこで解体のペースを上げるために、解体従事者の育成や業務手法の工夫等を行いながらスピードアップを図っております。

また、庁舎の解体でございますが、他の自治体では解体が行われているところもありますが、当初どの程度の被害状況がどれだけしておるか把握するために、先の予算300万被害調査費を組んでいただいております。そして、今議会におきまして特別委員会もつくっていただいておりますが、今後の方針をいただきながら、議会に1億8千万の解体費用の予算を現在お願いしているところであります。庁舎については、議会や住民の方から様々な意見があると思われまますので、慎重に進めていきたいところであります。

このように、復興関係については、鋭意取り組んできたところでありますが、住民の方への周知についてはご指摘のとおりで、できていない部分もあったかと反省しております。

遅くなりましたが、12月中には特別号を住民の皆さんに配付してお知らせをしたいというふうに思っておりますし、また、町のホームページ等についても最新情報を載せながら、お知らせをしていきたいというふうに思っております。

今回の場合は、もう特別号については、震災だけの特別号になりますので、被害状況、あるいは復興状況、あるいは予算関係の状況、その辺の今後の見通し、関連を、そしてまだまだ一人一人行き届いていない方々もおられるようでございますので、お尋ねの電話関連等もこの課にお願いできればというような中で、それぞれの部署ごとにそういう内容をつくっていききたい。そして、それぞれの部の、課の中に、この件についてはこちらに電話してくださいというようなきめ細やかなサービスというか、お知らせをやっていききたいというふうに思っております。

内容等について、担当のほうからまた細部についてご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは復興計画等の策定状況等についてご説明を申し上げます。

復旧・復興計画の策定につきましては、9月に住民座談会、10月にアンケート、それからグループワーク等を行いながら課題の整理、取り組みの概要を取りまとめて12月までに計画案等を策定し、その後、議会、町民の皆様方のご意見を伺った後、3月末に策定を考えているところでございます。

庁舎の関係につきましては、本議会において予算についてご審議いただき、ご承認いただければ、工事発注後、来年3月に解体着手し、10月を目途に解体を終え、併せて基本構想策定着手、住民の方々の意見も踏まえて基本計画策定し、基本設計を終えて平成31年度に着工し、平成33年度の開庁を目指して、現在取り組んでいるところでございます。

復旧・復興に向けてはまだまだ時間がかかりますけれども、今後も全力をあげて取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 私につきましては、災害仮設住宅についてご説明申し上げます。

大津町は、最終的に6団地、91戸を整備したところでございます。

建設戸数については、家屋被害が全壊または大規模半壊、半壊で解体された方が対象となりますので、罹災証明願ひの提出により、随時被害認定調査を実施し、その調査結果により対象件数を見込みながら建設を進めてまいったところでございます。

最初に着手しました、老人ホーム跡地の室仮設団地につきましては、5月12日に着工を初めとして整備を進め、最後に完成いたしました室東仮設団地と引水仮設団地につきましては、工事完了日は10月6日となっております。

他の自治体と比べた場合、最初に着手した西原村、甲佐町の4月29日のほか、益城町が5月6日、嘉島町が7日、宇土市と宇城市が8日、南阿蘇村が10日と、そのあと大津町と山都町が12日、阿蘇市と氷川町が13日となっており、ほとんどの市町村が5月上旬に着手しております。

完了につきましては、大津町は10月6日が最後でございます。益城町と御船町の11月14日が最後となっております。

一応、現在の仮設住宅の状況でございます。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 私のほうからは、家屋の解体の関連につきましてご説明申し上げたいと思います。

まず、解体の従事者育成の観点からは、解体作業においては、解体従事者や近隣住民の皆さんへアスベスト被害を防止するため、アスベスト関連の講習を受けていただく必要がございます。

そこで、町内解体業者の従業員に講習を受けてもらい、解体できる事業者を増やすとともに、解体前に行うアスベスト調査を各事業者が直接行えるようにすることで、アスベスト調査と解体前の事前の立ち会い、これを同時に行うことができるように工夫をいたしております。それによってスピードアップが1点図られているところでございます。

それから、町の建設業組合の協力のもとに、発注方式で同一の地区をですね、同一の業者に配分するというようなやり方を行うことで、さらにスピードを上げるようにつなげております。

それから、町内解体事業者での業者あたりの解体班を増やすようにご依頼を申し上げまして、当初は10班でございましたんですけども、現在は約37班、もともと座談会等で月に50棟ぐらいを解体したいということで申し上げておりましたが、現在では70から80ぐらいの解体ができているところでございます。それらによってスピードアップを図っているところでございます。ただもっとも公費解体が本格化してまいりますと、災害廃棄物を受け入れる仮置き場、これのスペースの問題がですね、非常に懸念されておまして、現在置いております部分につきましても12月年末ぐらいにはかなりの量になってしまうというようなこともございますので、これにつきましても取り急ぎですね、仮置き場の設置が現在課題になっておりますので、早急にですね、その辺の仮置き場の確保を鋭意努力をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 恐らく、いや遅れてませんと言われるんだろうなと思っておまして、そこはですね、ちょっと幾つか本当はこの場では申し上げまいかと思ったんですけども、一応データのほう申し上げます。仮設住宅については、先ほど土木部長言われましたとおり、一番最初のところが4月の29日で、大津町は16市町村の中で9番目の5月12日だったということですね。それに入居できたのがいつかという、一番早いところは6月の5日、大津町では6月の22日、おおむねこんな時期で半月程度の遅れがやはり出てきているわけですね。

公費解体の着手がどうだったのかといいますと、一番早いところは6月の27日、大津町では9月に入ってからということになります。

それから、復興計画の策定に向けた住民との意見交換、大津町では座談会というのがありましたけれども、そういったところに関しては、南阿蘇では6月にはもうアンケートを取り始めた。8月の初

めにはもう計画の策定委員会が初会合を開いているということです。そうした中で、8月の末にようやくその住民座談会が開かれたというような形ですね。

庁舎解体については、宇土のほうは7月11日にもう着手をされて、来年3月末には終わるといようなスケジュールが出ているわけです。人吉市につきましても、もう9月の議会の段階でスケジュールが明らかになっていたというところで、私としては、これはやはり遅いんじゃないかと思うわけなんですけれども、遅い、遅くない、どう受け止めるかと言うのは違いがありますので、これは水掛け論になってしまいますから、住民の方がどのようにこれを受け止められるのかということのお話にしておきたいと思います。

ただしですね、ちょっとこれからの話ということになりますので、申し上げたいのですが、現在着手しようとしている、その庁舎の解体です。先ほどスケジュールをおっしゃられました。これまでどういうふうに取り組んできたかということもおっしゃられました。9月の議会では倒壊の危険があるというのに、その安全確保もできてない状態じゃないかというような指摘があったと記憶しております。庁舎の解体といいますのは、危険な建物を除去するという意味のほかにはですね、やはり町として新たなその庁舎の建設に向かうその事前、前の段階の大きな象徴的な事業になるかと思えます。そうした事業が始まるということがどれだけその住民の気持ちの中に、ああ前に進んでいるだという気持ち呼び起こすかというふうなですね、そういった点を少しやはり考えなければならなかったのではないかなと思うわけです。住民の方から何人もですね、庁舎はいつ解体すつとなって、いつまでもあのまんまかというふうなですね、声を耳にしております。そもそも早く解体に着手できなかった理由がわからないんですね。解体以外の選択肢があったという話でもないと思いますし、危険性を含めて、早期に取り除く必要があったのではないかなど。文章や資料の保管先というような話もありましたけれども、それって結構末節の話であってですね、やり方は幾らでもあったのではないかなと思います。しかもその解体、先ほど300万円とおっしゃられた解体の設計費、これ専決処分に出ておりました。専決であれば、もっと早くやることもできたのではないのかなと思います。

もう一つ、その特別号のことを言われました。それはそれでですね、大変必要なことだと思いますので、ぜひ充実した内容であってほしいなと思いますけれども、この庁舎の解体ですね、何でもっと早く着手できなかったのかなど。町長はそういうふうには指示されてたんじゃないのかと私思うんですけども、なぜこんなになってしまったのかという点についてお尋ねしたいと思います。こんなというのは、こんなに遅くという言い方ですね。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 庁舎解体がなぜ遅れたかということでございますけれども、確かに、ご指摘のとおりですね、遅れたと言え、確かに遅れたかなという感じもしますけれども、先ほど町長のほうからもあったかと思えますけれども、私のほうからだったのかな、最初に何ていいますか、庁舎のほうの被災状況ですかね、あたりが本当にそのどこまで被災しているかということからですね、まず現状を把握するところから始めていったものですから、若干その辺で遅れたのかなというふうな感じはしております。

それと、その解体するのはいいけども、次の後のことをどうするのかということももう一つ課題としてございましたので、解体をあげるなら、やはり次の庁舎の建設のほうの議論も併せて並行して進めていく必要があるのかなということで、その辺のところちょっと若干整理していく段階ですね、ご指摘のとおり、若干遅れてしまったのかなという感じはしているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 解体を進めるにあたっていろんなそのしゅん巡があったということだろと思うんですけども、確かにですね、行政にはですね、石橋をたたいて渡るというような慎重さも必要だと思います。けれどもですね、それはときと場合によるもので、何もその吊り橋を踊って渡れというわけじゃないんですよ。今回のような状況の中では、やはりその拙速は巧遅に如かずという言葉ありますけれども、仮に拙速であったとしても、そこは後でフォローするというような気持ちで早く対応する必要があったんじゃないかなと思います。最初に申し上げましたように、町の施策のスピードが住民にどう映っているのかということは、復興に向けて進んでいるというその実感につながっていくということでございますので、仮にですね、仮に言葉を使えば、演出と言えらるぐらいのこういう見せ方をすると住民が前向きになれるというようなその演出まで含めたところのですね、進め方、そういうそのやり方の問題とかですね、やるにあたっての課題、意識というものがですね、必要なのではないかなというふうに思うところです。

情報発信につきましてはですね、本当に今回12月に特集号出されるということですけど、これ実際震災以前からの課題ですよ。きちんとそのもっと細かに、丁寧に情報発信していくことによって、住民の理解というのを得られるんじゃないでしょうかということ、私これまでも何回も申し上げてきました。これもやり方の問題だと思います。ぜひですね、そうしたそのやり方というものについてもう1回その考えていただきながら進めていただければと思います。

2問目は終わります。

次、3問目、復興基金は町ではどう生かすかということについてになります。

復興基金、県のほうの復興基金ですけども、内容についてはもう皆さん十分ご承知だと思いますので詳しくは申し上げませんが、国の510億円とドリームジャンボの13億2千万円を合わせて523億2千万円ということです。これについては、私もドリームジャンボ宝くじ買いましたので少しは貢献できているのかなと思うんですけども、12月の補正、県の補正で26億円分の支出が決まりましたというようなことになっております。その中の項目がこういった事業に使っていきまますよということであげられているわけですが、この前の、例えば新潟であったり、東日本であったり、そうした事例を見ますと、この言葉メニューという言葉で言ってますけれども、このメニューは果たしてどうやって決まったんだろうかというところがわからないわけですね。確かに、考えられることとしては、県のほうが市町村にどういういったものが必要ですかというようなことを聞いて、それに対して市町村が要望をあげていくという場合もあるでしょうし、あるいは、有識者会議でしたかね、そういったところがこういったこれが必ず必要になるからということで考えたということも考えられます。いろんなことがあるんだと思うんですけども、その決定のプロセスというものがちょっとわ

からないところがありまして、町としてどのようにこのメニューの選定に関与していったのかというところなんです。なぜこの質問をするかといいますと、先ほど言いました、その新潟も東日本もこのメニューというのは初期メニューと最終メニューがだいぶ量、ボリュームが違ってくるんですね。今回26億ですから、残りがあと500億近くあるわけです。それをどんどんこのあとメニューを拡充していくということになるんだと思うんですけども、そのメニューを拡充していくときに町の思いということは、町の中の住民の思いというのがどのくらい反映されていくのかなということを知りたいということでこの質問をするところです。

お答えをお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の復興基金の活用方法でございますけども、議員おっしゃるように、県の基金510億と13億あわせたところの523億と、1次で26億というような形で出ておりますけども、もちろん、これは起債や補助金以外のものを使おうというようなことで基金をつくっていただいております。もちろん、そういう中におきまして、我々も9月に要望調査をしております、大津町からも地区公民館や消防詰所の災害復旧や地域コミュニティの災害復旧、あるいは被災住宅の復旧、耐震診断や改修などについて要望をあげております。地域や住民からこれまで受けている要望や相談を拾い上げながら、各課各担当のほうで調査した上でとりまとめて県のほうに今要望をあげておるところであります。

県としましては、各町村の要望をとりまとめた後、新たに起債対象として対応するのか、基金で対応するものなどを振り分けながら、今12月県議会において一次配分案として被災者生活の支援、被災住宅の復旧支援、あるいは防災・安全対策、公共施設等の復旧支援、地域コミュニティ施設の復旧支援の5項目をあげる予定と聞いております。

12月の県議会の後、復興基金交付要綱が出されますので、それに基づきまして、公民館や消防施設、地域コミュニティ施設の災害復旧や農地の自力復旧支援など、再度財源等を調整した上で、可能なものはすべて交付を行い、被災者の負担を軽減するように活用していきたいと思っております。

今回、第一次配分案に入らなかった要望や基金の対象とならない国庫補助の嵩上げ等については、少しでも被災者救済の自立支援ができるように引き続き要望を行っていきたいというふうに考えております。

詳細について、また担当部長のほうからご説明させます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、復興基金の枠組みでございますけども、これにつきましては、先ほど町長がご説明申し上げましたように、元々現行制度における国・県補助金や起債対象とならない事業についての補てんとして考えられておられます。そういうことで、被災者の救済及び自立支援のために、また、被災地域の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるために設立されたものでございます。その財源は、先ほど佐藤議員がおっしゃったとおりでございます、合計523億円が原資となっております。

県は、復興基金条例を9月の県議会で設置したところでございますけども、この復興基金の設置するにあたりまして、町では9月7日に復興基金についての活用事業の検討のための調査依頼がっております。

その依頼内容は、一定の公共性・公益性はあるが、国・県・市町村等による措置が期待できないものや、措置が十分でないもので、さらに踏み込んだ支援が必要なものを基本に、次の使途区分にいずれかに該当するものとして、被災者や被災団体の復旧支援、被災地の住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の復興・雇用の確保、熊本地震を踏まえた住民生活の防災機能の強化の4つの事業について調査がなされています。この依頼を受けて、町では、自治会などの公民館の建て替えや修繕への補助、消防団詰所などの建て替えや修繕への補助、地域コミュニティ施設（神社、仏閣等）の建て替えや修繕への補助、被災宅地の復旧への補助、一部損壊の被災住宅の補修費用の補助、被災住宅の耐震改修への補助、住宅の修繕・建て替えで合併処理浄化槽を設置する場合の補助、以上、7項目について要望を行ってところです。

また、こちらのほうの調査とは別に、9月1日に連携中枢都市圏構成市町村から県へ基金活用の要望をするための調査がっており、このときには上記の要望に加えまして、57号の代替道路となっているミルクロードや周辺道路の修復経費、また墓地の修復経費など、これらを要望したところがございます。

これらの要望は、生活再建窓口での相談や被害家屋認定調査など、これまで窓口等で住民の方たちから要望がなされていたものや、区長さんや民生委員さん方のご意見を伺いながら取りまとめたものがございます。

このような要望を県が取りまとめ、10月14日に県と市町村による意見交換会があり、県が統一ルールを定めて配分することで各市町村長が了承されたところがございます。

このような経緯を経て、県は第一次配分として26億円を12月定例議会に予算化して提出されているところでございます。

町でも復興基金を充てられる見込みで、今回補正予算として、消防団詰所の修復費などをお願いしているところです。

今回の復興基金については、第一次配分ですので、今後とも被災された方や地域住民の方たちのご意見を伺いながら、漏れがないよう、県に要望していきたいと考えているところでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） はい。答弁伺いまして、きちんとプロセスが整理されているということがわかって、非常にうれしく思います。今後でもですね、あと残った基金の活用について、さらに追加メニューというものが出てくるかと思えます。そうした中にしっかりですね、大津町の住民の要望が反映されてくるような形で努力をお願いしたいと思えますというところで、一つ私からも要望ですが、午前中の質問にもございました、その打って出る支援というものです。地域づくり推進委員を使ってというようなお話だったと思うんですけども、それが難しいのであれば、例えば、町のOB、町職員

のOBですね。たくさんおられると思いますし、まだまだ頑張られる方もたくさんいらっしゃると思います。職員が難しいんでしたら、そういった形でもですね、何らかのその対応をぜひやっていただきたいと。それに費用がかかるということであれば、こうした基金もですね、使えるのではないかなと思うところがございます。要望というところとちょっとあれですけども、そういった意見もあったということでお聞きおきいただければと思います。

私、質問終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時15分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成28年第5回大津町議会定例会会議録

平成28年第5回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第3日)

平成28年12月8日(木曜日)

出席議員	1 番 金 田 英 樹 2 番 豊 瀬 和 久 3 番 佐 藤 真 二 4 番 松 田 純 子 5 番 桐 原 則 雄 7 番 本 田 省 生 8 番 府 内 隆 博 9 番 吉 永 弘 則 10 番 源 川 貞 夫 11 番 坂 本 典 光 12 番 手 嶋 靖 隆 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 大 塚 龍 一 郎																											
欠席議員																												
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行 書 記 佐 藤 佳 子																											
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 45%;">町 長 家 入 勲</td> <td style="width: 10%;">兼 会 計 管 理 課 長</td> <td style="width: 45%;">中 野 正 継</td> </tr> <tr> <td>副 町 長 田 中 令 児</td> <td>総 務 課 行 政 係 部 長</td> <td>宮 崎 俊 也</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長 杉 水 辰 則</td> <td>総 財 政 課 推 進 係 部 長</td> <td>本 司 貴 大</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長 本 郷 邦 之</td> <td>教 育 長</td> <td>齊 藤 公 拓</td> </tr> <tr> <td>経 済 部 長 松 岡 秀 雄</td> <td>教 育 部 長</td> <td>市 原 紀 幸</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長 大 塚 敏 弘</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>田 上 克 也</td> </tr> <tr> <td>併 任 工 業 用 水 道 課 長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部 総 務 課 長 藤 本 聖 二</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部 財 政 課 長 羽 熊 幸 治</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長	中 野 正 継	副 町 長 田 中 令 児	総 務 課 行 政 係 部 長	宮 崎 俊 也	総 務 部 長 杉 水 辰 則	総 財 政 課 推 進 係 部 長	本 司 貴 大	住 民 福 祉 部 長 本 郷 邦 之	教 育 長	齊 藤 公 拓	経 済 部 長 松 岡 秀 雄	教 育 部 長	市 原 紀 幸	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 上 克 也	併 任 工 業 用 水 道 課 長			総 務 部 総 務 課 長 藤 本 聖 二			総 務 部 財 政 課 長 羽 熊 幸 治		
町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長	中 野 正 継																										
副 町 長 田 中 令 児	総 務 課 行 政 係 部 長	宮 崎 俊 也																										
総 務 部 長 杉 水 辰 則	総 財 政 課 推 進 係 部 長	本 司 貴 大																										
住 民 福 祉 部 長 本 郷 邦 之	教 育 長	齊 藤 公 拓																										
経 済 部 長 松 岡 秀 雄	教 育 部 長	市 原 紀 幸																										
土 木 部 長 大 塚 敏 弘	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 上 克 也																										
併 任 工 業 用 水 道 課 長																												
総 務 部 総 務 課 長 藤 本 聖 二																												
総 務 部 財 政 課 長 羽 熊 幸 治																												

議 事 日 程 (第 3 号) 平成 2 8 年 1 2 月 8 日 (木) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

松田純子さん。

○4 番 (松田純子さん) おはようございます。

4 番議員、松田純子が通告にしたがいまして一般質問をいたします。

1 番目に、男女共同参画社会の実現についての質問をいたします。

今、熊本地震復興のときに男女共同参画の実現についての質問するというのは、あまりタイムリーではないと考えられる方もおられるかもしれませんが、今回の地震で家を無くしたり、財産を無くしたり、生計を立て直すということで働く女性は増えていくと思います。そういった女性が働きやすい社会を構築することは、復興に大きく寄与するものと考えております。

国の動きですが、平成 2 7 年 8 月 2 8 日に国会で女性活躍推進法が成立しました。これにより、働く場面で活躍したいと希望を持つすべての女性はその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の作成、公表、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。事業主とは、国や地方公共団体、300人以上を雇用する企業で、300人以下は努力目標となっております。この活躍推進法は、女性の就労推進だけではなく、女性管理者の登用や育成なども重要な目標を掲げています。以前のように、結婚したから仕事を辞める、出産するから仕事は辞める。その後は、家事の邪魔にならないようにパートをするのではなく、結婚しても、出産しても仕事は続け、そして管理職になる。来年 1 月に経済産業省は、幹部養成合宿を開催いたします。募集人数は 60 人で 6 日間ホテルに泊まり込んで実施されます。出産や子育てなどで企業でのキャリア形成を中断せざるを得なかった女性が中心となります。経産省によりますと、国内企業の役員のうち、女性の割合は 3% で、欧米企業の 5 分の 1 以下です。管理職でも 12.5% しかありません。企業に勤める女性は、身近に同じような立場の相談相手がないことで悩んでいる人が多いといいます。今回の合宿で同じような立場の仲間と交流を深めてもらうという狙いもあるとしています。この活躍法は、女性が仕事を中断せず、継続して働くにはどうしたらいいか。また、主婦として過ごしていた女性が社会に出ていくとき、家庭内において家事を夫婦が分担する。

育児休暇や介護休暇も男女同様に取得するなど、様々な取り組みが盛り込まれています。育児の問題、介護の問題、女性の社会進出の問題などいろいろな問題がクリアされなければ男女共同参画社会の実現とはいかないのです。

では、その社会を実現するために何から取り組んでいけばいいのでしょうか。今回、少しでも女性にとって働きやすい社会、女性が進出しやすい社会とするために何を考えていかなければいけないかについて、幾つかに分け、質問をいたします。

1つ目に、働く女性にとって保育所は重要です。来年度、第2よろこび保育園が開園します。開園によって待機児童は解消されるのでしょうか。今後の大津町人口動態の推計において保育所の必要度はどれぐらいを推定しているのでしょうか。

また、子どもの病気は働く女性や雇用主にとっても厳しい問題です。急な子どもの病気はどうすればいいのでしょうか。病児や病後児保育のシステムの構築は重要と思いますが、現状の見通しを伺いたいです。

2つ目に、共稼ぎ世帯は増加しています。新しい住宅密集地で昼間は人の気配が感じられません。ほとんど働きに出ているといってもいいと思います。そうした夫婦共稼ぎの世帯における女性の負担についてを考えます。家事、育児は夫婦で分担、協力されているのでしょうか。中学生の男女共同参画についてのアンケート調査において、家事のほとんどは母親がしているとあり、男性の家事、育児は数パーセントしかありません。家事、育児だけではなく、介護なども女性が大半を負担していると考えられます。男性の育児休暇や介護休暇の取得はあまり聞こえてきませんが、今後、取得についての周知や啓発活動の計画を伺いたいと思います。

3つ目に、女性の社会進出についての情報発信や情報の取得、女性同士の交流の場、また様々な困難に対する相談窓口の設置についてはどのように考えているのでしょうか。

「ゆあさいどくまもと」が昨年6月に開設され、今年10月までに1千48件の相談を受け付けました。この「ゆあさいどくまもと」とは、DV被害者を支援する県のサポートセンターで、緊急性の相談も多く受け付けています。

大津町でも男女共同参画の担当者が相談に乗ったり、紹介をしたりと相談の必要性が高まっています。大津町は、相談の担当者設置だけでいいのでしょうか。相談しやすい環境づくり、相談員の育成など必要ではないでしょうか。合志町でも「ゆあさいどくまもと」でも相談員を要精、育成する講座を開設し、対応しています。また、相談はDVだけではなく、誰にでもできない相談、例えば、夫婦の問題、生活困窮の問題、介護の問題など、相談したくてもどこに行けばいいのかなど、DVに特化した問題だけではなく、様々な相談を受け付ける窓口が必要ではないかと考えます。窓口を開設するにあたり、新庁舎建設における男女共同参画室の充実を考えているのでしょうか。

4つ目、女性の政治、行政への関心を得るためには、また、高めるためには地域の盛り上がりも重要と考えます。地域の盛り上がりとはどういうことかという、地区の嘱託員、つまり区長に女性登用を推進することが大切と考えます。女性登用については、本人がやる気があっても地域が女性区長を容認しないという声も聞こえてくることもあります。今後、積極的な対策は考えられないでしょう

か。

5つ目に、防災関連です。前回の一般質問において、女性の避難所における役職の必要性などについて質問いたしました。今後の検討課題としていただくことになったのですが、今回、女性防災士の今後の活用についての質問をいたします。

大津町には、十数名の女性防災士がおります。その防災士は、仮称ですが、女性防災士連絡会のような組織をつくることはできないでしょうか。その中で、女性が考える防災、女性から見た防災への意見などを集約、また女性防災士の活動の計画、実行できる環境をつくってもらおう。そして、町の防災計画会議への参加なども考えられないでしょうか。

以上、未来に向けてかつ有意義な答弁を期待したいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。松田議員の男女共同参画社会の実現についてのご意見お伺いいたしておまして、まさしく女性の社会での活躍、輝く社会をつくっていかなくちゃならないというようなことで、大津町の取り組みについては、また詳しく担当部長のほうからご説明をさせていただきますけども、国のほうにおいても、本年6月2日に閣議決定をいたしました、経済財政運営と改革の基本方針は、看板施策の「ニッポン1億総活躍プラン」の実現に向けて、子育てや介護の支援などに力を入れる姿勢を打ち出しております。最大のポイントは、働き方の見直しや子育て・介護分野を中心に、生活に直接関わる施策が多岐にわたって盛り込まれている点であります。いずれも少子高齢化の克服へ向けた重要なテーマとなっております。

そのような中、何より女性の社会進出のために子育ての支援策の強化など、仕事を続けられる環境整備が欠かせませんので、全国的には、第1子出産を機に退職する女性は約6割にあがり、働く女性の5割以上は非正規職員という状況です。仕事と育児の両立の難しさが要因となっており、長時間労働の見直しや保育所整備などが求められているところであります。

町といたしましても、保育所整備など、男女共同参加社会の実現について、鋭意取り組んでいるところでございます。

先ほど申しましたように、詳しくは担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） おはようございます。松田議員のご質問にお答えいたします。

町では、平成27年4月に「大津町男女共同参画推進条例」を制定し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにし、男女が互いにその人権を尊重し、あらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現に向け、取り組んでいるところでございます。

また、平成28年3月には、第3次大津町男女共同参画推進プランを策定し、今後は、この推進プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、計画的に各種施策を進めているところでございます。

町が平成27年に実施した満20歳以上の町民を対象としたアンケート調査の結果では、家事等の

役割分担について、「主として妻」という割合が「食事の支度」では85.2%や、「洗濯」では78.4%などが高くなっている状況でございます。

しかし、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的な役割分担意識については、65.8%が反対するなど、国や県の調査と比べても高く、大津町民の意識の高さを示す結果も出てるところです。

今後も町内の各団体に対する研修会の開催や、町広報誌に特集記事を掲載するなど、地道に啓発活動に取り組んでいきたいと考えています。

役場の男性職員の育児休業及び介護休暇の取得については、これまで実績はございません。しかしながら、最近では、子の看護休暇について、男性職員の取得が見られるようになりました。若い職員の場合が多く、男女共同参画に対する考え方も少しずつ浸透してきているのではないかと考えております。今後は、さらに職員への当該休暇制度の啓発普及を行い、職員研修を通じて子育てなどの家庭における男性の役割分担の必要性等を学習する機会を増やしていきたいと思っております。

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するために休業する制度で、地方公務員の育児休業に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関する条例を定めており、従前は1歳未満までの子が対象でしたが、平成14年4月から対象を3歳未満まで広げております。本町での育児休業の取得状況でございますが、平成24年度から3年間で9件の承認を行っていますが、対象者はすべて女性職員でございました。また、この間、育児休業を取得可能な男性職員が述べ11人いましたが、育児休業の申請はあっていない状況でございます。

また、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等一定の範囲内の親族で疾病、負傷または老齢により日常生活を営むのに支障があるものを介護するために求められる介護休暇については、男性、女性職員とも申請がない状況でございます。

これら二つの休暇の実績からしますと、男性職員の家庭での役割分担が全くできていないかのように感じられますが、中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため取得できる、子の看護休暇の実績を見ますと、直近3年間で男性職員8名、37件、女性職員6名、34件の休暇が取得されており、男性職員も子育てに参加していることが伺えます。このように、家庭における男女の役割も少しずつ変化がみられますので、休暇制度の普及と併せまして、職員の男女平等意識の向上を図り、男女共同参画社会の実現を推進していきたいと考えているところでございます。

町の男女共同参画委員会におきましては、平成27年制定の推進条例に基づき、男女共同参画社会実現のために様々なご意見をいただいております。

審議会は、自らの活動として、特に今年度からは、町内各小学校での読み聞かせを利用した啓発活動などに積極的に取り組んでいただいているところでございます。

今後も、審議会や女性の会のグループをはじめ、その他団体や個人の方が男女共同参画推進団体として、ここの活動の中に、啓発活動を取り入れていただき、町民、事業者等の主体的な活動を促進し、かつ連携・協力しながら、町と共同した取り組みを進めていきたいと考えております。

男女共同参画社会に関連するフロアや相談窓口の設置など、新庁舎建設についての機能や複合施設

につきましては、今後策定します基本構想と基本計画の中で、住民の皆さんや外部検討委員会のご意見も含め、十分検討していきたいと思っております。

区長さん等の女性登用につきましては、条例等を作ったとしてもですね、なかなかこれは推進することは難しいのではないかなというふうに考えております。やはり、啓発を地道に進めていくことが一番大事なのではないかなというふうに考えているところでございます。とは言いましても、まず、松田議員さんのほうが、まず最初に女性区長さんということでなっていました。そういったふうに、まず先陣を切っていただきましたので、今のところ、あけぼの団地のほうで1人の女性の区長さんが出ております。このように、少しずつでございますけども、まず、その先例をつくってあげればですね、そのあと追いかける人たちが出てくるのではないかなというふうに期待しているところでございます。今後とも啓発を十分行いながら、その辺を充実させていきたいというふうに考えております。

また、女性防災士連絡会の設置については、現在、防災士の方は町が把握しているだけで52名の方がおられ、そのうち12名の方が女性です。今回の震災では、避難所における女性用の対応が課題となりましたが、女性の目線で避難所のあり方を検討していただくなど、期待される部分は大きいかと考えておりますので、町の防災士会に諮り、設置を検討していきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。松田議員のご質問にお答えいたします。

町の現在の保育所整備や病児・病後児保育事業の現状について説明いたします。

まず、保育所整備でございますが、ご存知のとおり、現在、室地域に来年4月開所予定の新設保育所「第二よろこび保育園」が建設中でございます。この保育園が完成しますと、町の主な保育所は公立1園、私立8園の計9園となり、定員数の合計は1千90人となります。平成19年度は、公立1園、私立5園の計6園、定員数の合計が600人でしたので、ここ10年間の待機児童対策に伴う保育所整備の結果、私立保育所3園の新設と既存保育所の改修や定員増などの取り組みにより、定員数が490人増えたこととなります。

現在、平成29年度の保育所新規入所希望者の受け付けをしており、来年4月の入所状況はまだ確定しておりませんが、新設保育所の開設などにより、現在、約90人いる待機児童の解消はある程度改善されるのではないかと考えているところです。

また、将来の町の人口推計についてでございますが、出生数が近年400人を超える状態であることや、転入数が転出数を上回る社会増となっていることを鑑みますと、国内の日本人の人口が7年連続で減少しており、将来は天津町も人口減少段階になるとは思われますが、ここしばらくは緩やかな人口増加が続いていくものと予想されます。

今後、保育所整備が進むにつれ、潜在的な保育ニーズも掘り起こされることもあり、保育ニーズを正確に予測することは困難でございます。将来的には、子どもの数は減少していきますので、保育所を増やし過ぎると後々困ることも予想され、どんどん整備すればいいという問題でもないというふ

うに考えております。

また、今後の整備の見通しとしましては、私立の天津音楽幼稚園が平成30年度に子ども・子育て支援新制度に移行し、保育所枠の定員60人と幼稚園枠の定員200人、計260人の定員の認定子ども園となる計画があるというふうに聞いております。

その他、安倍政権が待機児童対策の切り札として、本年度から始めた企業主導型保育所の募集に、町内の病院が応募し、地域枠として約20人の保育を平成29年度中には開始する予定という報告が町にあっております。この事業は、市町村の認可は不要で、施設整備費の4分の3が国から直接事業者に助成されるものでございます。

今後については、今申し上げました動きや、待機児童の状況などを考慮して施設整備の必要性を総合的に判断して考えていきたいと考えております。

次に、病児・病後児保育事業についてお答えいたします。

現状としては、現在、町子育て・健診センター2階の子育て支援センターにおいて、病後児保育事業を行っておりますが、病児保育事業は実施しておりません。その理由としましては、以前、町内の関係機関などに相談した経緯ございますが、施設設備が必要なことや、多くの施設が赤字を抱える運営などの課題があり、実施するまでには至っておりません。

今後の見通しにつきましては、町内の関係機関などと病児保育事業の実施について相談はしているところでございますが、可能性としましては、先ほど説明しました、企業主導型保育所に応募した病院が保育所整備と併せまして、病児保育事業の実施について検討中ということではございましたので、今後に期待したいと考えております。

これらの状況も踏まえまして、今後、女性が働きやすい社会の実現に向けて努力していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） はい。天津町は子育てにとってもいい町だという評判はよく聞いております。保育所の充実のほうも重ねて頑張っていると思っております。病児保育というのは、もうずっと何とかしてほしいということで考えておりましたけれども、今検討中ということですので、町のほうのバックアップ、その他、とにかく開設に向けての努力も町のほうからの援助という形でやっていただければと思っております。

若い世代のご家庭を見ますと、昔は買い物に行ったりすると男性はすたすたと歩いて行って、女性が子ども抱きながら買い物をするという、そういう世代がございました。私たちの世代はそうです。でも、今若い世代はお父さんがお子さんを抱っこして、保育所に連れて行ったりとか、迎えに行ったりとか、そういうふうな光景をよく見ます。そういう光景が昔はそういうことがなかったのがこういう光景を今見ておまして、とてもいいなと私は思います。こういう若い世代の方々、男女共同して家庭を営むということに対して違和感も何もありませんが、それより前の世代の方々、なかなか男の仕事、女の仕事と、そういうふうな考えにやっぱり染まってしまっているという感がありますが、

そういう方々の考え方を少し改めていただけるようなこれからの啓発活動をお願いしたいと思います。

そしてまた、男女共同参画室、それをもう少し充実させていただいて、相談とか、そういった窓口をもっと考えていっていただければと思います。

次に、高齢者の免許証返上と地域交通網について質問いたします。

昨今、高齢者による交通事故のニュースが痛ましい現状を伝えております。昨年の交通網体系の見直し後の状況を聞きたいのですが、熊本地震復興の途次、検証が実施されるような状況ではないということは重々知っておりますが、特に問題はなかったのでしょうか、高齢者の事故と交通網には関連があります。移動手段が車しかない現状で免許証を返上したくてもできない状況も想像が付きまします。しかし、高齢者の事故に関してはいつ起こってもおかしくない現状であるのは誰も感じていることだと思います。

1つ目に、高齢者の運転免許証の返上をすすめるためには、どのように理解を得るのが重要なことです。その対策についてどのように考えておられるでしょうか。

2つ目に、免許証の返上に代わる方法、または手段についてどのように考えているのでしょうか。長洲町の“きんぎょタクシー”に学び、乗り合いタクシーの充実について検討はできないでしょうか。

私は3年間にわたり、女性議員の会などの勉強会で長洲町のきんぎょタクシーについて継続して学習させていただきました。ただ単に乗り合いタクシーの成功例としてではなく、その福祉的効果がどれ程であるかを検証するのも学習の目的でした。長洲町は、乗り合いタクシーと福祉関係部署が連携し、介護給付費を減少させているという事実があります。21年から25年にまで年間6.4%、金額にして7千900万円を推移していたところ、介護予防活動等の増加に伴い、26年度において4千933万円の減少となりました。27年度においても1.1%の増加、伸び率は低く推移しておりまして、計6千万円の減少となっているということです。この状況をどのように見るか、考えるか、長洲町と同じようにしたほうがいいとは思いません。町の人口も状態も違います。しかし、町が一体となって取り組み介護給付費を減少させ、交通網としても住民の満足度が高いということについては参考にする価値はあると思います。

私は、高齢者が元気に過ごし、介護保険の利用を減らすためには外出が一番効果的だと考えています。長年訪問看護師として高齢者の看護をしてきましたが、虚弱老人、引きこもりによる心身の衰弱は、外に目向けて家から出るという行為は回復の一步と思っています。一步外に出る。出て買い物をする。介護者がいなくても1人で病院に行く。1人で出かけるようになったら、趣味の講座に参加する。趣味の講座で知り合いや友達ができたら遠方に行く。宿泊をする。というように、家から出ていくことから高齢者は活気を持つものです。その高齢者の足というべき車をなくすことは悲しいことです。できるならばそのままずっと運転をしていただき、通院も買い物もレジャーも行っていただきたい。しかし、高齢者の事故が他人を巻き込み、死傷者を生むということは避けなければなりません。であるならば、その手足となる車の代替がなくてはいけないと思います。

町の今後の対応策について考え方を伺いたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 松田議員の高齢者の免許証返上と交通手段の質問についてでございますが、本当に全国で高齢者に関わる、関係する交通事故というのが増加しておりますし、新聞関係等についても非常に多く発生するニュースが流れてきており、大変心配をするところでありまして、大津町においても、範囲が広がっておりますので、議員の心配されますように、車がやっぱり一番交通手段の便利なものというふうに思われております。もちろんそういう中で、大津町につきましてきんぎょタクシーや隣の菊陽町がやっておるようなことをまだまだその段階には行ってないかなというような、その辺の開発がまだ進んでいないというような状況もございますので、なかなか厳しい状況でございます。しかし、我々としては、まずはやっぱり高齢者の皆さんの事故をなくす方法に免許証返上というようにすることも必要かというふうにも思いますけれども、なかなか高齢者の免許を取り上げると認知症とか、痴呆とかいうふうに早くなってしまうというような家族の人も取り上げたいけれどもなかなか厳しい状況であるというふうに向っておりますし、また、そういう中において、今高齢者の免許関係につきましても講習会関係、こういうのも70歳以上になれば自動車学校で適性検査を受けながら免許証を取得するというようなことで、ある人になると90以上になってもそれ合格して持ってこられるという元気な老人もおられというわけでございますので、年齢制限するのはいかがなものかというようなものも考えられますけれども、やっぱり高齢者は加齢をする中に病気というのがどんどんと進むちゅうか、ずっと5年間とか、3年間の間に多くの病気を抱え込むことがございますので、やっぱりそれについては、しっかりした交通のルール関連等と実施のできるような運動神経というか、やはりそういう講習場所をしっかりとできればなというような思いをしております。そのためにやっぱり大津町には、HSRの自動車の講習がされておりますので、その辺のところの啓発をしっかりしながら事故防止にやっぱり努めてもらう必要があるかなというような思いをしております。

そういうような中におきまして、今後の公共交通再編成実施計画の中でしっかりと総合的に見直しをしたいなというふうに思っております。そういうような状況内容について、また担当のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 松田議員さんの高齢者の免許返上と地域公共交通網ですね、についてお答えいたします。

私のほうからは高齢者のほうの状況などについて若干ご説明させていただければと思います。平成27年の12月末における状況でございますけれども、大津町における高齢者の方の免許証の所有状況は、65歳以上で4千198名おられます。町全体の65歳以上の人口が約7千人ございますので、約6割の方が所有しているというような状況でございます。

免許証を自主返納された方は、こちらのほうは平成28年1月から11月までの実績でございますけれども、大津署管内で29件、うち大津町は13件となっております。

65歳以上で事故を起こされた方は、熊本県全体で98件、うち亡くなられた方が33名おられるというような状況でございます。全国的な統計データではございますけれども、80歳以上の方の事故率がやはり高くなっているというようなデータもございます。

乗り合いタクシーの状況でございますが、この乗り合いタクシーは、平成18年度からバスの停留所から500メートル以上離れた地域を公共交通空白地域とし導入したもので、当時は10地区で始めました。その後、バス路線の廃止などに伴い、現在は17地区で導入しています。事業実績としましては、平成18年度導入時が年間796人だったのに対し、27年度は8千123人となっています。当初利用が少なかった地域も徐々に増加しており、制度が定着してきたものと考えております。

免許証自主返納に対する制度でございますが、産交バスやほかの路線バス会社が65歳以上の方で運転免許証を自主返納された方を対象に、県内路線バスを利用していただく場合、半額で利用できる制度を設けておられ、大津町内の路線でも利用できます。

また、県内では、熊本市が熊本市交通局と熊本電気鉄道株式会社が運行している電車について2年間半額で利用できる割引券を発行しておられます。

また、長洲町も運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者に対し、乗り合いタクシーであるきんぎょタクシーの6カ月間無料タクシー券を発行しているという話を聞いております。そのほかにも温泉施設の利用券を発行している市町村もあるようでございます。

乗り合いタクシーの充実につきましては、路線バスがある地域とのバランスなど検討しなければならない課題がありますので、先ほど町長が申し上げましたように、交通公共再編実施計画の中で、総合的な見直しを行っていきたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 大津町の乗り合いタクシーには地域がありますよね。そういったところを広げるとか、返納した方にはそういうもの乗り合いタクシーを使いやすくする、そういったような考え方はお持ちでしょうか。大津町は、その乗り合いタクシーをしているところが、地域があるでしょう、全域というわけじゃないですよ。そういった全域に広げるとか、そういった考えもどうなんですか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 松田議員の再質問にお答えいたします。

乗り合いタクシーの今地域を先ほど言いましたように、17地区です、今導入しているところでございますけれども、そういった地域を広げるという考えはないかというようなご質問かと思っておりますけれども、まず、乗り合いタクシーは、先ほども言いましたように、路線バスの停留所から500メートル以上離れているところを公共交通空白地域として設定しまして、路線バスの競合を避けるという考えは、路線バスが走っているところに乗り合いタクシーを導入しますと、当然、乗り合いタクシーと競合しまして、路線バスのほうの利用者のほうが減っていくというような状況も生まれてくるわけでございます。路線バスについても町のほうの補助金を出しながらですね、路線バスを維持しているというような状況でございます、路線バスがこれ以上また減っていきますと、路線バスそのものがまた維持できなくなるというような状況もございますので、やはり路線バスとの競合を避けるようなところで乗り合いタクシーのほうを導入していきたいというふうに考えているところでございます。

ただ全体的なやっぱりその公共交通網をどうするかということにつきましては、公共交通再編整備計画、その中で総合的にやっぱり見直していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） はい。高齢者の免許証返上といたしますと、65歳からということなんですけど、私も何年かすれば65歳になります。こういうこと言うのおかしいですけども、やはり65歳から何歳までの間という高齢者、その免許を返上していただくには、まだまだ70歳でもお元気な方たくさんおられると思うんですけども、やはり返上してもらったほうがいいというようなまあ年齢ですね、例えば、80歳以上だったらとか、75歳とか、そういったやっぱり返してもらったほうがいいんじゃないかというようなそういう年代とかに対して、特別にお願いするとか、そういったふうなことというのは考えられないでしょうか。

それとか、そういった年代の把握とかはどんなでしょうか。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 松田議員さんのその免許証を返納する年代ですかね、こちらのほうを把握して、積極的にそちらのほうをその免許証を返納していただくように働きかけないかというようなお話でございますけれども、基本的には、その65歳以上の方、全体的にですね、皆さん方にやっぱりその自分でやっぱり判断していただきながらですね、危ないと思ったらやっぱりその返納していただくというような啓発というのは、やっぱり進めていく必要があろうかと思っておりますけれども、やはりその先ほども言いましたように、90歳でもやっぱりなかなか元気な方がおられるというようなことで、まだその運転しておられる方もおられるということになればですね、なかなかその方を絞ってですね、免許証を取り上げるような、そのことをその方に言っていくというのは、やはりその免許証というのも一つの権利でございますので、なかなか厳しいものがあるかと思っております。ただやっぱり全体的にですね、交通事故防止という観点からもですね、なるべくそういった啓発を進めていく必要があろうかと思っております。併せまして、公共交通の再編につきましてもですね、こういったふうな形が免許証を返上したあとにですね、こういった形ですれば皆さん方のその病院に行ったり、買い物に行ったりとかですね、そういった生活の手段としての確保ができるのか。そういったあたりも総合的に考えながら再編計画のほうをちょっと進めていければというふうに考えているところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 無理に私は、免許証返上を進めるというよりも、やはりいつまでも元気で運転していただける方を育てることが大事だと思います。ですが、中にはどうしても車がないと無理してでも運転しないといけないというような方々のためには、そういう方々のためにやはり交通網を整備すべきだと考えておりますので、今後ともそういった検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

質問を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

10時50分から再開いたします。

午前10時41分 休憩

△

午前10時50分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 会議を開きます。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 皆さん、おはようございます。お許しをいただきましたので、議席番号1番、金田英樹が一般質問をいたします。

今回は、通告書に記載のと通りの2点の質問を行います。1点目は、町長が任期中に策定しました、町の10年計画、第5次大津町振興総合計画に関するものであり、これは家入町長の町政12年を評価、検証する上でも非常に重要な位置付けにあると考えております。2点目は、町の未来に向けたビジョンと政策を問うものであり、1点目の振興総合計画の振替内容も踏まえ、町長の考えをお伺えできればと考えております。

それでは早速、1点目の振興総合計画に関する質問に移ります。

町長は再挑戦の意向を示されておりますが、「次期町長に委ねたい」ということで、現在の任期中に平成28年3月から30年の3月まで、突然2年間の延長をした振興総合計画及び基本構想の最終的な実績検証ができていないと考えております。この本町の総合的な計画である大津町振興総合計画は、時代の潮流や地域の課題などを踏まえて、計画の基本目標や本町の将来像を明らかにし、その実現に向けた施策の大綱を示す10年間の基本構想、基本構想で示された施策の大綱に沿って、分野ごとに取り組む具体的施策を明らかにした5年間の基本計画、基本計画で設定された施策表に添って、具体的な事業計画を明らかにし、年度ごとの予算編成及び事業実施の指針とした3年間の計画を毎年作成する実施計画からなっています。この振興総合計画は、民間企業で言えば中長期の経営計画にあたるもので、達成できなければ、各部門長は社長をはじめとした役員層から、役員は株主から厳しく説明を求められます。もちろん現代は外部環境の変化も早いため、計画どおりの運営が難しい場合は、そもそも計画していた事業の実施自体が合理的な選択とまらない場合もあります。しかしながら、そうした不確定な要素も踏まえた上で進むべき方向性や課題の整理ができていなければ、永続的に住民の暮らしを守る町政運営は不可能です。また、よって立つ計画があるからこそ小手先ではない、将来を見据えた軌道修正が可能になり、住民の合意を形成しながら調整運営を行うことができます。そして、大前提として、この計画の結果検証がセットで運用されていなければ、計画自体が意味をなさなくなります。検証と反省、そして外部への説明が伴わない計画は形骸化し、組織としての緊張感につながらず、ガバナンスも働かなくなります。言い換えれば、自らが策定した計画の進捗確認や評価に責任を持ち、定期的に検証を行いながら、逐次業務の内容や遂行処方を見直し、その期間終了後には、最終的な評価、検証を行うからこそ計画に意味と効果が生まれます。さらに、大津町まちづくり基本条例の第13条の説明責任、応答責任の項目にも町の執行機関は、まちづくりの企画立案から実施、評価に至るまで、その課程や内容、目標の達成状況等を町民にわかりやすく説明するように努めなければなりませんと明記されております。

町の根幹となる計画の急な延長に対する疑義や、P D C Aサイクルの基づく検証と改善の重要性については、私の27年3月の定例会一般質問で指摘し、その際もお願いをしておりますが、これまでの対応及び本来の終了時期であった熊本地震発災前の本年3月までの達成状況をまずは真摯に振り返り、住民に対して明瞭な説明をするべきだと考えています。

目標の設定の適切さを含め、この検証と評価がどのような形であるにせよ、町の時期振興総合計画をよりよいものにするための材料の一つとなることを期待しております。

以上を踏まえまして、1点目に、後期経営基本目標などの達成状況。そして、2点目に、評価委員会開催状況や指標見直し等における延長決定後の具体的対応改善等について伺います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の振興総合計画10年間の評価関連等についてのご質問にお答えしたいと思います。

振興総合計画は、平成18年に、平成27年度までの10年間の計画期間で策定させていただき、「住んでみたい、住んでよかつと思えるまちづくり」を進めてまいりました。

2年間延長につきましては、これまでもご説明を申し上げたところでございますが、総合計画策定を取り巻く環境としては、地方自治法が改正され、総合計画は法的な義務がなくなり、地方の裁量に委ねられるようになったことや、社会情勢としましては、選挙における住民の方々との公約が重視され、さらに首長の任期と計画期間に相違があることなどから、住民の方のご意見をより反映できる首長の任期と計画期間をあわせることが全国的な流れになってきていることから、2年間延長したところであります。

目標の達成状況でございますけれども、振興計画で重点的に取り組む事業として幾つか掲げさせていただいておりますが、その中で、次世代育成支援や地域福祉計画の推進、三吉原北出口線や駅前楽善線などの都市計画道路の整備、南部工業団地への企業誘致、あるいはJ R肥後大津駅周辺整備、太陽光発電設置をはじめとした環境にやさしいまちづくりなどの分野と、矢護川簡易水道組合の合併、あるいは迫井手の圃場整備など、白川水系3土地改良区の合併推進などをこれまで目標を達成したものかというような思いをしているところであります。

しかし、一方で、もう少し頑張らなければならない分野としては、地域リーダーをはじめとした各種まちづくり団体の育成、地域を拠点とした健康づくり、宿場町をイメージした市街地の景観の整備や公共施設の耐震などが反省点として挙げられております。

これまでの目標達成状況関連等のご質問については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員のご質問にお答えいたします。

後期基本計画で掲げた成果指標等の達成状況等についてご説明申し上げます。

成果指標等は全部で175項目ございまして、平成27年度で目標値を達成した項目が61項目、達成できていない項目が109項目、目標値は設定しているものの数値の把握ができていない項目が

5項目ございます。3分の2近くが達成できていないというような状況でございますけれども、目標値は達成しなかったけれども成果指標を設定しました平成22年度よりも改善したというような項目を目標を達成しました項目とあわせると104項目ございます。目標値も達成できておらず、改善もできていないという項目が51項目で、どちらとも言えないという項目が17項目ございます。

計画を策定した当時よりも3分の2近くは改善されているというような状況でございます。

この成果指標等につきましては、金田議員がいつも指摘して言っているように、成果指標とはいえないような指標もたくさん含まれていることから、達成状況についてどういう判断をするのかということについては、何とも言えませんが、数値目標を掲げ、毎年事務事業評価等を通じて確認をしており、現に3分の2近くは改善されている状況でございますので、職員の意識としては、少しでも改善していこうという意識改革につながっているのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、成果指標とは別に、現在、大津町振興総合計画等評価委員会を設置し、施策体系において、教育委員会部局の15の基本事業を除く59項目について評価をしていただいております。なお、教育委員会については、教育委員会部局で独立して外部評価をしていただいている状況です。

この外部評価については、担当部局が1年間の事務事業の成果を評価委員さんにご説明し、質疑を通じて評価していただき、改善事項等についても指摘されていますので、より住民の方の感覚に近い評価がなされているのではないかなというふうに考えております。また、指摘していただいたことについては、翌年度どう改善したのかも含めて報告をしているところでございます。

委員の方には、Aは、予定以上、Bは、ほぼ予定通り、Cは、やや遅れている、Dは、大幅に遅れているという4段階で評価をしていただいております。教育委員会を除いた評価結果については、59項目中、51項目がBの評価、つまりほぼ予定通りという評価をいただいております。残りの8項目は、やや遅れているというCの評価をいただいております。なお、教育委員会部局については、すべての項目でAの評価をいただいております。

この評価結果につきましては、毎年ホームページで会議録も含めて公開しているところでございます。

また、総合計画策定を2年間延長したことにつきましては、委員からも町長の意向というのも大事だが、住民の意見を十分反映したものにしてもらいたいというコメントもいただいているところでございます。

先ほど町長から、住民の方のご意見をより反映できるようにということで、首長の任期と計画期間をあわせるということで説明がございましたけれども、大津町の場合、町長選挙と議会議員選挙がほぼ同時に行われるようになりましたので、4年ごとに行われる選挙で議会の意向もより反映しやすくなり、住民の方のご意見がさらに反映できるのではないかなというふうに考えているところでございます。

指標見直し等における延長決定後の具体的対応ということでございますが、延長決定後ということではございませんが、成果指標や目標の設定の仕方等につきまして職員研修を毎年行っているところでございます。また、成果指標等につきましても、評価委員会のご意見などを参考に検証を進めてい

るところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） はい。詳しいご説明をいただきました。

再度質問になります。具体的な数値をいただきましたが、改善できた数字が175中104ということで、着実によくなっているということで、それはもう職員さん方と執行部の方の頑張りだと思います、はい。ただ目標値の値でいったときに、61項目しか達成できていないと。改善できていないものも54個あるという状況は真摯に見つめないといけない部分であると考えております。個々改善しているというお話をずっとされたんですけども、最初に私民間企業の話しましたが、やはり民間で株主総会行われて、目標値は達成できていないけども着実に改善していますという答弁をしてしまったら、それはもちろん紛糾すると思うんですね。ですので、やはり数字へのこだわりというものを持ちながら、抜本的な解決等をしていかないといけないのではないかと考えております。そして、評価委員さんからのお話もされていたんですけども、もちろん外部評価というものは大切で、私もその数値の公開等はずっとすべきだとお話をしております。ただ先ほどの数値へのこだわりというところとつながってくるんですけど、やはり職員さん一人一人がその数値にこだわりをもって、どう達成するかということ。あるいは、なぜ達成できなかったということを検証するということが大事だと考えております。

まず、一つ目が、そのこの達成できていない数値に関して、担当部なのか、担当課ごとなのかわかりませんが、具体的にどういう振り返りだとか、改善をその担当業務ベースでやっているのか、やれているのかということを知りたいと思います。

もう1点ですね、数値の見直しに関して、研修を重ねてきましたという話がありました。真摯に検証していますというお話もありました。ただ実施に数値の指標の定め方を見ると、変わってないものがほとんどでございます、4年前からこの数値の指標の設定の仕方はおかしいのではないかと指摘しているところや、評価委員さんのほうからも同様の指摘があるところが多数見受けられると思っております。そこをなぜ修正できないのかというところを一つ伺いたいと思います。何かと言いますと、鶏と卵の関係にもなるんですけども、その適切ではない数値というのは、やはり職員さんも達成のモチベーションが上がらないと思うんですね。ですので、その数値の適切さというところと検証というところはやっぱりセットで考えないといけないところございまして、その点において、考え方と現状のほうを伺います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、1点目が数字のこだわりを持ってどう達成するのか、どのように達成するのか、あるいは達成できない数値について業務別でどういうふうに振り返りながらやっているのかというご質問でございます。

まず、数字へのこだわりでございますけれども、全庁的にどこまで数字にこだわってやっているか

ということでございますけれども、ご指摘いただいているように、数字にこだわっている部分もあれば、なかなかその数字ではなくて、やはりその目先にある事務事業をどうやっぱりやっていくかということに注力をしているというのも現状ではないかなというふうには思っております。

先ほどの成果指標あたりにつきましても、どこまでがその目標に対しての適切な数値目標を設定していたのかというようなことにももちろん関連してきますので、そういったところもですね、今回反省しながらやっていなければいけないんですけれども、業務ベースでそういった振り替えをどこまでやっているかと言われますと、そこまではなかなかその現状としてはやれていないのかなというふうには思っております。ただ、数字へのこだわりを持ってきている部門が増えてきているというのは確かでございますので、例えば、その健康づくり関係についてですね、数字関係をその掲げながら、その町民の健康状態がどういふふうになっているのか。あるいは、そのというようなことをですね、今その保健師さんを中心にいろいろなその数字にこだわりながら今やられているというようなこともお話も聞いておりますので、そういった数字のこだわりを持ちながら仕事をやり出してきている部門もできてきているというような状況でございます。この成果指標というのが平成22年の後期計画をつくったときから始めて導入したようなことでございますので、そういったようなことをそのやり始めたことによるその一つの成果ではないかなというふうにはこちらのほうでは、今思っているところではございます。

また、その数値の指標のその設定関係で、今申しましたように、やっぱりその目標とあってないような成果指標もつくっているところもございまして、それがなぜ適切でないのはなぜ修正しないのかということでございますけれども、この基本計画につきましては、まず、その一つは、議会の承認をいただいて、議会の議決ということをいただいておりますので、簡単にはやはりその修正できるものではないというふうには考えておまして、今回、特にその初めての成果指標というようなそのものを導入したところでございまして、今回、とりあえずそのこういった成果指標をつくり、そして、その成果指標に対するその意識をまずは持っていただきたいというような、職員のほうの意識改革、そういったところまで踏まえて今回やらせていただいたというようなことでございます。

金田議員が言われるように、株主さんとか、民間企業でいけばですね、こういったような成果指標でどうかというようなご意見もあろうかと思っておりますけれども、今までその職員としてはこういったものを経験したことがございませんでしたので、とりあえずこういったようなことを導入したところで、職員の意識改革を進めていったというようなところでもございます。意識改革につきましては、先ほど申しあげましたように、確実に変わってきているのではないかなというふうには考えております。ただ、まだまだ足りない部分というのはございまして、今後ともまだまだその職員研修を通じながら、目標の設定はどういふふうにしたらいいのか。その目標に対する成果指標はどういったものが適切なのか、そういったところを十分みんなで勉強しながら、そして皆さん方とお話をしながらですね、やらせていただければというふうには思っております。この成果指標というのは、やはり一つの、まあ議員さんともお話をする中で申しあげているんですけれども、この成果指標というのは、一つのその住民の方とのその対話のツールでもあるというふうには考えております。この成果指標を通じて、住民の方

とよりよくその話し合う、具体的にどういった目標を達成していくのかということ話をしていく一つのツールであるというふうに考えていけばですね、もっともっとその住民の方のコミュニケーションというのも深まっていくでしょうし、まちづくりの目標ということもですね、住民の方と共有していくことができるのではないかなというふうに今考えております。

そういったことで、今回、その見直しをする中で、いろんなその勉強させていただきながら検証を進めながらですね、もう少し成果指標というのでもいいものにも作り上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） はい。再度質問いたします。もう先ほど部長おっしゃったとおり、そのやるべきことを住民の方と共有して合意形成しながら明確化していくということは非常に大事で、その役割は大きいと思います。

ただ、またもう一つずっと言っているお話で、その目標管理ということで、目標管理することで部長がこの部下をサポートしやすかったり、方向修正しやすかったり、そういったことにつながってくると思うので、その辺りのところをもう少し力を入れてやっていただきたいなと思っているところです。といいますのも、私が27年3月に質問した際にも同じような答弁をいただいたんですよ。では、最初述べたとおり、そこからどれだけ実際進捗しているのかということで、たとえ見直しをしていなかったとしても、じゃあ30年の3月に終わるこの計画、で、また次、第6次のものでできる中で、次はじゃあどういったやり方を変えていくのかというところの検討というのもこのタイミングであればできていなければならないと考えているところです。

そこで、今現状、この次の計画化に向けた動きというのがどうなっているのかということをお話いただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 次期の計画に向けた動きということでございますけども、先ほどから問題になっております、成果指標の問題でございますけれども、この今検証を進めているところでございまして、2点ほどちょっと問題がございますので、まず1点目がですね、現在の振興総合計画における事務事業評価につきましては、ほとんどの各課の事業を評価対象としているために、中には法的根拠により、制度的に行っている事業もあります。そのような義務的要素の強い事業を評価対象にしている関係で、評価自体が法律や制度そのものについての評価となり、成果指標を設定してもなかなか見直しが難しいといった状況もございます。そのようなことを踏まえて、次期の新たな振興総合計画の事務事業につきましては、特に政策的な要素を持った大津町が独自で行っている事業を重点的に絞り込み、政策的な観点から成果指標を設定し、評価するような仕組みが必要だというふうに考えているところでございます。

また、評価内容につきましても、住民の皆様にはわかりやすい工夫が必要だというふうに考えております。

2点目がですね、地方自治体の事業は民間企業とは違いまして、数値だけでは表せない指標がござ

います。それを現在、多少無理して事務事業の成果指標としているのが現状でございます。このことは外部評価委員会でもご指摘いただいております、各課に次期振興計画に向けての見直しをお願いを行っているところでございますけれども、抜本的な改善が必要であるというふうに考えています。

次期の新たな振興総合計画におきましては、政策的要素が強い事務事業を評価対象として、成果指標を数値だけにこだわらず、なるべくわかりやすい表現に設定し、評価していただきたいというふうに考えております。また、毎年公表しています財務帳票の一つである、行政コスト計算書に基づき、どの分野にどれだけの経費をかけ、どのような成果が出たのか、費用対効果を含めた形で評価をするような仕組みを取り入れていくことができればというふうにも考えているところでございます。

進行管理や成果の評価などにつきましては、総合計画評価委員会等を活用し、住民の参加のもと評価を行っていききたいというふうに考えております。また、以前からPDCAサイクルをきちんと回す必要があるとご指摘がございますので、成果書を踏まえた評価のもと、次のアクションに結び付くようなシステムを考えていく必要があると考えております。

現状は、評価委員会での指摘事項については、次の年の委員会において、先ほども申しましたように、どのように取り組んだのか説明を行うようにしておりますので、評価の次にあるアクションにつながっているのではないかとこのふうにも考えているところでございます。

また、事業の実施時においては、振興総合計画の3カ年の実施計画策定時において事業の効果、費用対効果の検証を行っております。また、実施計画については、3カ年のローリングの中で、毎年度見直しを行い、財政計画と連動したシステムづくりを進めておりますので、職員の意識改革も含めて、さらなる充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

次期計画は、住民の方の声を聴くだけでなく、住民の皆さんが策定に参加していただき、一緒に策定していくようなイメージで考えております。住民参画については、まちづくり基本条例においても、総合計画の策定にあたっては町民の意見が反映できるように、広く町民の参画を得て参画しなければなりませんと謳っておりますので、町民の声が反映できるように取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） はい。次の計画は、より一層住民の方々の声を反映させたいということで非常に期待しております。

今回ですね、ただこの質問をした意図というのが、最初にお話したんですけども、その検証等が伴わない計画というのは、やはり緊張感も生まないですし、目標を立てて終わりにになってしまうことがやはり往々にしてあると思っております。今、本町においてもかなり多種多様な計画が策定されており、その都度説明は公開等も含めて受けておりますが、ぜひ、その結果としてどうなったのかということが振り返る機会が、公の場では非常に少ないのかなと思っております。ですので、先ほど部長もおっしゃったPDCAというものをしっかりと回すためにも、その辺りのことをより明確、明瞭にやっていただければと思っております。

また、評価評価、数値数値と言っております。私ももちろん定量化するものなまないものも多く

あると思ひまして、そこは臨機応変に訂正的なものを定めていけばいいと思っております。やはりうまくないやり方というのが、こちらに穴を掘らないといけないのに、目標日数余っているからといってあちらの穴を掘り始めるということがないようにしっかりと、必要であれば見直しながら、現状のものもですね、やっていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2点目の町の未来に向けたビジョンと政策に関する質問でございます。

改変が迫っております微妙な時期ではありますが、今の考えを伺いたいと思います。

先ほどの質問においては、振興総合計画の検証結果について伺いましたが、熊本地震は、大津町の中期ビジョンにも大きな影響を及ぼすものです。現在、私は、町には今2つの危機が訪れていると認識しています。一つが、震災により町や住民が受けた物的、精神的、肉体的被害等をもたらす急激な危機、もう一つが、震災前から町に内在している高齢化の振興や過疎地域の増加、あるいは先ほど同僚議員の中でもありましたが、バスのルートや便の削減などに象徴される公共交通網の弱体化などの緩やかであるものの確実に進行している危機です。

今議会では、前者に関する質問も多く出ていますが、復興政策と同時に、この2つ目の危機にも目を向けた長中期的なビジョンに則った行政運営をしていかないかぎり、新の復興を果たすことはできないと考えております。復興計画の策定も行われており、町の復興と住民の生活再建に向けてやるべきことは山積しておりますが、先ほど述べたような、震災前からの課題がなくなったわけではありません。むしろ地域包括ケアシステムの構築、あるいは公共交通網の減少や高齢化による免許返納者の増加に備えた交通インフラの整備等々、震災の影響によって対応策の遅れが生じている部分が大いだと認識しております。そうした中で、震災からの復興を迅速かつ丁寧に進めていくことは前提として、近い将来確実に顕在化する危機に向けて計画的に備えていかなければ、住民の暮らしを守ることにはできません。震災の影響に限らず、様々な不安を抱えて生活する方々多数いらっしゃる中で、不安を払拭するとともに、復興と再建の先にある明るい未来への具体的展望があってこそ住民の方々の心に希望と活力が生まれ、町にも一層の活気が溢れます。

以上を踏まえまして、町長の未来に向けたビジョンと具体的な政策を伺います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の町の未来に向けたビジョンと政策についてのご質問でございますけれども、私は、町長に就任してから、振興総合計画の「みんなでつくろう 元気 大津ひとと自然にやさしい 心かよいあう まち」を基本目標に掲げて頑張ってきております。その事業展開を行ってきたところでございますが、「みんなでつくろう 元気 大津」という基本目標の考え方は今も変わるものではなく、元気な大津を今度もつくっていくかなければならないものと考えております。

元気な町とは、やはり経済が元気で、人が元気でないと元気な町ではないと考え、そういう意味で、今後のまちづくりは大きく2点に絞ったところでの展開を考えているところであります。もちろん町長になってからでないと進めないわけですが、私の今の思いとしては、経済の活性化ですが、企業誘致については、現在、いろいろな企業からの問い合わせがあつておまして、まとまった土地が

なく紹介づらい状況と今なっております。もちろん雇用の関係についても、現在のところ、なかなか人手が足りない。あるいは、その雇用しても住宅、雇用者の住む住宅がないということで、大変今の
大津町の企業の皆さんが困っておられるというのを聞いておりますので、そういうことに対してしっ
かりと取り組みをやっていかなくちやならないかなというふうに思っております。

大きく被災しました57号、新ルートや、今後、整備が進んでいくものと思われる、中九州高規格
道路により、交通の流れや、それに伴う土地利用条件が大きく変化することが予想されますので、ま
ず、都市計画マスタープランを見直し、新たな工業団地、あるいは商業地域を進めながら企業誘致を
進め、雇用の確保を図り、生活再建の起爆剤にしていきたいと考えております。

2点目は、人の元気ですが、今回の災害により、地域の絆というものが本当に大切であるというこ
とがわかりましたので、地域における人材育成を通じて、地域活性化を図っていく必要があると考
えているところであります。具体的には、これまでの地域づくり支援事業をさらに充実させるとともに、
地域における人材育成事業を新たに展開していきたいと考えております。人材育成といってもなかな
かわかりづらいところがありますが、人が活躍する分野は様々な分野があり、それぞれの分野で活躍
していただくことが大事ではないかと思えます。例えば、防災に対する取り組みや健康づくりの分野
など、それぞれが得意とする分野で活躍していただければいいのではないかと考えており、全町的な
取り組みとしてやっていきたいと考えております。

企業も人も元気になれば、地域も元気になり、地域が元気になれば、大津町全体が元気になるもの
と確信しております。

今回、熊本震災により、これまで築いてきた元気な大津町が大きな痛手を受けたことは確かござ
いまして、しかしながら、今回の震災をまちづくりの大きなチャンスと捉え、町の復興を足がかりに
さらに元気な大津町をつくっていききたいというふうに考えております。

そういう中におきまして、熊本県の熊本震災からの復興復旧計画が示されておりますので、これに
関することにつきまして、大津町に身近に感じるものがございますので、この辺と国・県との連携を
しっかり密にしながら、大津町の今の2つの点についてしっかりと推進を図っていければなというふ
うに考えておるところであります。

○議 長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） はい。詳しいご答弁いただきました。

2点、いまほどいただいた強い経済というところ、地域人材の育成というところで、それぞれ再度
質問をさせていただきます。

少し細かい話になるかもしれませんが、1点目の企業誘致のお話のところ、町のほうにはたくさ
ん要望、入りたいという声があるけども、土地がないというお話がございました。日本全国を見渡し
ますと、やはり多くの町が企業が来てくれないというところで四苦八苦して、トップセールス等
でいろんな動きをやっていらっしゃるところでございます。ただ、大津町の場合には、幸いなことに、住民もそう
ですし、企業のほうも向こうのほうから入ってきたいという声が多く出ていると。ただ、恐らく私が
就任したころかもそうだったというふうに認識しておりますが、土地がないというところがずっと続

いている課題というところで、その解消がなければ、この企業誘致ということはいまうまくマッチングできないのではないかと考えております。その対策というのをどのようにやっていくのかというところを伺いたいと思います。

2つ目が地域人材育成というところで、この間、政策等によって防災連絡協議会等もできて参画は少しずつ進んでいると思います。ただ、やはり細かく見ていきますと、防災連絡協議会の方々は、もともと肥後大津防災クラブで頑張っていた方々だとか、あるいは、大津町は住民の団体が非常にたくさんいらっしゃるし、多様な地域活動で活性化して下さっております。ただ、固有名詞で見っていきますと、やはり1人の方が何個も何個も頑張っておりまして、私が4年前に就任したときにやっていた方々が今も、場合によっては孤軍奮闘でがんばっていらっしゃる。さらに役職まで増えていらっしゃるような現状もございまして、この地域人材育成というところは非常に難しいところであると思っておりますが、ここも具体的にどういった取り組みを考えているかというところを、今できる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まず、第1点目の企業誘致関係のするための土地がないというような状況でございすけども、これまで大津町は、南部工業団地をつくってございましたけども、いろんな諸般の事情がありましてなかなか塩漬けになっていった状況がございまして、それをぜひ誘致するために町議会のほうとも十分相談しながら誘致を進めてきたわけでございすけども、その間、町民に対するご迷惑をかけておったということを十分反省しておりながら、南部工業団地関連等について企業誘致して今いっぱいになっております。しかし、そのあといろんな企業が今お話がっておりますけども、なかなかうまく進まないというか、大体1企業で5千とか8千坪をお願いしてこられると。その企業誘致するためには、その辺のインフラ整備関係も必要になってまいりますので、やはり新たな工業団地をつくっていかなくちゃならないんじゃないかなと、そういう意において、どこどこという我々の思いはありますけども、その辺のところでも問題も生じますので、都市マスをつくりながら、そういう工業団地というものの地域をつくったり、あるいは、商業関係の企業をつくるための商業活性地域をつくりたい、そういうようなものを都市マスの中でしっかり用途地域の区分をしっかりとしながら、その中でつくっていければなというふうに考えておりますので、それぞれの思いの土地がございすけども、まだ今後の都市マスの段階の中ではっきりとその区域が出てくるのではないかなというふうに思います。そういう意味で、今民間関係の方にさしあたってそれができるまで1、2年かかるのではないかなというように思っておりますので、民間の不動産業者関連等をお願いして、民間の不動産会社とその企業と連携をとりながら、その地域に企業誘致をしていただく用地交渉関連等を不動産屋のほうとお願いしながら進めていかれるような話を進めておりますし、不動産屋だけでなく、金融機関関連の皆さんにもその辺のところの支援をお願いできればというような形をお願いしております。もちろん、岩坂の上にベジタルがきましたけども、そこについても民間の関連でお願いするし、あるいは、竹内農園が近くにまた増設をしようというようなことで相談あって、お願いしたけども、地域の理解がちょっと足りなかったもので、七城の工業団地のほうへ移動されるというような話が今出

てきております。そういうような状況でございますので、しっかりと土地の区域をしっかりと決めながら、そこに誘致をしていきたいというような考えを持っておるところであります。もちろん、交通利便性もどんどんとよくなってきておりますので、大津町としては、企業との関係も必要になってくるし、その企業の皆さんが住んでいただく、従業員が住んでいく宅地関連のところも必要になってまいりますので、そういう都市マスの中でしっかりと用途地域関連等についてを決めていきたいなというふうに考えておるところであります。

それから、人材育成でございますけれども、それぞれの各分野の中でスポーツ関係とか、福祉とか、防災関連について、今それなりのリーダーの人たちが今頑張っていていただいております。もちろん、子の人たちの年齢見ると、もう60以上とかいう方々が多いもんですから、その人材の方々のノウハウをしっかりと次の人に引き継いでもらうというような形を、その連携支援を我々行政がしっかりと後押ししていかなくちゃならないんじゃないかなと。例えば、防災関連についても、各地域に区長さん、民生委員さんと同じような交通安全協会の方々おられるような組織を各地域にお願いできればなど、そういう方をつくりながらその地域の防災に力を入れていただければと、その連携する各地区の防災委員の連携を全体的にお願いして、今40何名、女性が20名近くおられますけれども、そういうような人がおられますので、これをもうちょっとしっかりと活動範囲を広めていただければなどということで、その途中でございましたもんですから、なかなかその辺の活動がその自分の地域の関係のところだけには一生懸命頑張っていたいただいたようでございますので、そういう例をみますと、今後そういう形の中で、この前も申したように、地域の防災訓練、あるいは防災運営、避難所運営、そういうものをその地域の連携の中で人材を育成していければなどというふうに思っております。もちろん、集落においては、そういう昔からの文化伝統とか、絆が強いものがございます。それにはやっぱり日ごろから祭りとかいろんな形の中で絆が強く結ばれておるわけでございますけれども、そういう絆の強い、そういう土壌をしっかりと今後も生かしながら、今地域活性関連の支援事業やっておりますので、それをもうちょっと充実しながら、支援をしていきたい。ただし、この街中とかになると、ちょっと疑問が残りますので、この辺のところの人材をどう育成しながらこの地域での防災とか、あるいは地域での活動関係の支援をしっかりとやっていければなどというふうに思っております。そういういろんな分野で多くの皆さんの人材を今後しっかりと育成していくのが、今回、私も切に願っておるところでございますので、もし町長になりましたら、その辺をしっかりと推進をさせていただければなどというふうな思いでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 先ほど町長おっしゃったとおり、企業誘致による強い経済や雇用は、暮らしを守るためにも必要不可欠であると私自身も考えております。

地域人材に関しましても、今後高齢化等が進みます。人口が増えるかもしれないですけども、高齢化率というのは確実に進展していくと思っております。そうした中で、やはり役場の職員の方々だけでは、災害化の復興も踏まえて難しいと思いますので、おっしゃるとおり、地域人材をいかに巻き込み、参画していただくかということが重要になってくると思います。それにつきましては、これま

でも一般質問をしてきましたが、その地域づくり団体やボランティア団体、あるいは文化活動団体等へのある程度の事務的、あるいは金銭的なサポート等も必要になってくると思いますので、お任せする、お願いするだけでなく、そうした彼ら、彼女らの活動をしっかりと支援していくような政策というの、まずは任期までとなりますが、しっかりとやっていたいただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

午前11時36分 休憩

△

午後 0時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） こんにちは。12番議員の手嶋靖隆。通告にしたがいまして一般質問を3項目行いたいと思います。

1番に、復興基金の活用に伴う事業計画の策定について、それから、2番に、家屋の一部損壊の支援措置について、3番に、緑化推進に伴う生垣設置助成についてを行いたいと思います。

まず、復興のことですけれども、このたび、熊本の地震発生は8カ月を経過しまして、県内被災地では、応急仮設住宅によって完成し、避難所から解放されました。この間、大変苦労を強いられた方々お見舞いを申し上げたいと思います。いまだに倒壊した家屋解体も、り災申請手続き等もあり、震災直後の状況の中で、多くの被害者、被災者がおられますし、この被災地の厳しい状況は自治体の危機管理の在り方が問われている。

災害対応の不十分さが地震後の被災者に余計な苦しみを与えている感じもいたしております。

この混乱した背景には、震度7の厳しい揺れが連続して、いまだに余震が4千回を超す発生が続いておりますし、かつてない地震の特殊性が伺われます。また、次の大地震に備えるためにも、熊本地震で問われている自治体の危機管理の課題を曖昧にせず、一日も早く復旧・復興に取り組まなければならぬと思います。

国においては、熊本震災に対して早期に激甚の災害の指定を受け、補正予算編成など迅速な対応により、震災復興の予備費として7千億円が確定されました。県が要望している被災者や被災地にとって必要な事業が順次事業化されるものと確信いたします。

この復興基金は、国の補助制度から外れた復興事業の費用を捻出する目的で自治体の被災地の実情に応じて判断し、住民生活の支援や地域経済の再建として想定されたものであります。これは、東日本大震災や阪神・淡路の大震災でも復興基金が創設されていきました。よって、国の配分予定の特別交付金510億円と被災地支援の宝くじ交付金13億2千万円、計523億2千万円が財源となり、支援事業の5項目を表示がなされました。

まず、被災地の宅地の復旧支援、2番に、仮設住宅の維持管理被災生活の支援、3番に、国庫補助

の対象外の復旧、4番、住宅耐震化などの防災安全の対策、5、神社、地域のコミュニティの再建の施設の復旧等でございます。

県の補正予算としては10事業を実施するという事で議会で提示されております。

支援事業の第一弾としましては、26億円を充てるという方針でございますが、県は12月末を目標に運用開始の意向であるということ踏まえて、本町におきましても早急に事業の計画、策定を行い、復旧・復興の促進を図らなければならないことから、今後の取り組みについての所見を伺いたいと思います。

以上、1項目目の質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の復興基金関連等についてのご質問についてお答えしたいと思います。

もう今言われましたように、県の復興基金523億円というのは、もうご承知のとおり、国の予備費7千億円のうちからの510億円、そしてまた、宝くじ関係の13億2千万円というような形の中で、今回、県のやる事業、あるいは町村関連等における復旧事業ということで、これもあくまでも補助金、あるいは起債に該当しない負担金関連等をこちらのほうで積極的に活用したいというような県の考えでございまして、大津町の12月補正予算で基金を活用できる見込みのある事業として、地域の公民館や消防団詰所などの設置の復旧事業、補助の対象外となった農地等の復旧事業などを計上して県のほうに要望しておるところであります。今回、大津町におきましても、11月の22日の日に申請が調査で上がってきておる地区、35地区におきまして予算、事業内容等について説明を開催しながら、自己負担関連等も生じてまいりますので、その説明会をさせていただくという計画をしております。というのは、やっぱりすべてが基金で賄えるわけではなく、補助金や起債で賄われない負担分を基金として申請するという事でございますので、まるまる見る事ではなく、被災宅地や市道、町道の復旧など、国の補助金の拡充を待ち、基金の対象になるか、または検討中の事業や県が主体となってやる事業もありますので、町としても、国や県の動向を注視しながら情報収集に努め、また、国・県の補助が受けられず、喫緊のメニューにない事業については、被災者などの負担を軽減していくように引き続き今後についても要望をしっかりやっていきたいというふうに思っております。

現状関連等につきましては、担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 手嶋議員の復興基金関係について答弁をいたします。

私のほうからは、復興基金のメニュー関係について、若干ご説明をさせていただければと思っております。今回、県のほうで復興基金として26億円、12月の議会のほうに予算として計上されているわけですが、その復興基金の26億円のメニューということを若干説明させていただきたいと思っております。

まず、最初に、生活再建住宅支援ということで、二重ローン対策、こちらにつきまして、住宅ローンの住宅に被害を受け、新しくローンを組んで住宅を再建する場合の二重ローンの負担を軽減し、住

宅の自立再建を支援するという事で、こちらのほうにつきましては、県のほうが実施するという事になっております。

また、被災生徒授業料等減免補助事業ということで、被災世帯の幼稚園授業料や入園料の減免を行った私立幼稚園に対する支援ということで、こちらのほうにつきましても県が実施する予定になっております。

それから、認可外保育施設利用者支援事業ということで、半壊以上の被災世帯の認可外保育施設の保育料を支援するという事で、こちらにつきましては、町が実施することになっておりますけれども、内容的にはまだ未定となっております。

放課後児童クラブ利用者支援事業、こちらは半壊以上の被災世帯の放課後児童クラブの利用料を支援するものということで、こちらにつきましても町が実施することでございますけれども、今後補正等を考えていきたいというふうに考えております。

それから、生活再建住宅支援事業、住宅の耐震化支援でございますけれども、住宅の耐震化診断に要する経費の一部を支援するという事で、今回、12月の補正のほうにあげさせていただいております。

農家の自立復旧支援ということで、被災した農地を農家自ら復旧するための経費の一部を支援ということで、こちらは町が実施するものということで、9月に1千440万円、今回の補正で4千800万円をお願いしているところでございます。

それから、地域コミュニティ施設等の再建支援事業ということで、被災した地域、集落の地域コミュニティの場として、長年利用されてきた神社、仏閣等の再建の経費の一部を支援ということで、こちらにつきましても、今後補正等をお願いできればというふうに考えております。

自治公民館再建支援事業ということで、被災した公民館などの建て替え修繕の経費の一部を支援するという事で、こちらにつきましては、今議会のほうで予算のほうをお願いしているところでございます。

それから、消防団詰所再建支援事業ということで、消防団詰所や消防車両格納庫の復旧のための経費の一部を支援ということで、こちらにつきましても、今回、予算をお願いしているところでございます。

これらにつきましては、いずれもまだ県のほうから詳しい要綱等が出てきておりませんので、どのような手続きで、どれくらいぐらいの補助があるのかということについても若干見えにくいところがございますけれども、要綱がききましたらば、それに基づきまして申請のほうをあげていきたいというふうに考えているところでございます。

そのほか、現在県が検討中の事業ということで、応急仮設住宅維持管理費用の援助、高等学校の通学支援、被災タクシーの復旧支援、生活再建住宅支援ということで、住宅耐震化支援、住宅の耐震化診断に関する経費の一部、それから、市道の復旧事業と、こういったものにつきまして、現在、県が検討中というふうに聞いております。

そのほか、町としましても、そのほかのいろいろな住民から聞いているようないろいろな復旧関係

のものがございますので、そちらも含めまして、これにあがってないものにつきましては、随時また県のほうに要望していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） はい。今後の震災に関する復旧、復興のですね、状況的には、今具体的に説明いただきました。詳細にわたってはその都度振興されるものと思います。

あくまでも持続可能な復旧・復興ということにもなるかと思ひます。時間もかかるものもあると思ひますけども、やはりその目標に向かって達成するための一つのプランというのをですね、できるだけ詳細にですね、情報収集しながらつくりあげていただくならということでもございます。何しろこの一つの大きな震災復興の鍵というのは、この復興基金をどういかに活用していくかということですね。これがもう一つのポイントになってきておるんじゃないかなというふうにも感じます。逐次、申請等をされていくと思ひますが、やはり町民の意向を十分くみ上げながらですね、今後申請等にですね、反映していただくならばいいんじゃないかなというふうに思ひます。

2項目ですけれども、これ家屋の一部損壊の支援措置ですけれども、これは同僚議員からも出ておりました。一応私の視点で一応お尋ねしたいと思ひますが、県は公的支援など、対象者に対する義援金配分を住宅補修費用や所得状況などでですね、支給基準を設定するということが出ておりましたけれども、先刻、熊日新聞等でも掲載されましたことによりますと、支給条件として100万円の修理経費に対して10万円の支給基準を策定する。市町村長にその合意を得るということが出ておりました。これだけではですね、やはり災者の合意は得られないんじゃないかなというふうにも感じておられます。そういうことで、自治体の独自のですね、財源を持って、一部支援等の考えはないかですね、そのところを伺いたいと思ひます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 一部損壊関連の支援関連についてのご質問かと思ひます。もちろん、今議員のほうからおっしゃったように、また、同僚議員の関係のほうからも一部損壊に対する支援をしっかりと質問がっておりますので、その件につきましては、しっかりと我々も取り組みをやっていきたいというふうに思っております。その支援内容については、このあと担当部長のほうから説明させていただきますけども、我々としても、町の義援金、そして見舞金、あるいはふるさと納税関連等と、また災害関連の見舞いの関係等についての別な財源が来年の9月にならないとその辺が見えてこないというような話でございますけども、その辺のところも一応頭に入れながら、今後についての支援をしっかりとやっていきたいというような方向を今検討させていただいておりますので、14日の日にも配分検討委員会のほうともご相談し、あるいは、もう昨日は南阿蘇関連等についての情報関係をお話しましたけども、菊陽関係についても、一部損壊というのは、大津町よりも多いようでございますので、十分菊陽とのほうともしっかりと相談しながら、公平なところで支援ができればなというふうに思っておりますので、内容については、また担当から若干説明をさせていただきたいと思ひます。

○議 長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） それでは、お答えをしたいと思います、昨日の一般質問でも同様の質問があつておまして、その中でも回答をいたしておりますので、説明が重複する部分が多々あるかと思ひますけれども、ご了承いただければと思ひます。

現在、町で検討いたしております一部損壊世帯への独自支援策でございますけれども、これはまだ一例でございますけれども、一例挙げますと、1つ目で、町で募集している義援金の配分、これと、それから2つ目には、修理費100万円未満の世帯を対象に修理費の1割を補助金として支給するという案。それから、3つ目に、一部損壊の所帯に対して、町内の店舗で使える復興クーポン券を配ること、地域活性化も含めた被災者と事業者を応援する仕組みをつくる。これらのいずれかの支援、若しくは、これらを組み合わせた支援を検討しているところでございます。

これらの支援策のそれぞれの経費につきましては、まず1つ目の義援金の配分では、これは町に現在寄せられております義援金の額が約4千500万円ほどになりますので、これを全一部損壊の世帯に配付するということになり、数千円しか配分されないということになります。義援金は、被災者の支援のため、全国各地から寄せられた善意によるものでありますので、基本的にはすべての被災者に届くことが理想ではございますけれども、義援金の金額にも限りがございますので、ある程度の線引きも必要かと思ひているところでございます。配分の対象や配分基準、配分額等につきましては、今後、14日の日にですね、大津町熊本地震義援金配分委員会を開催するようにしておりますので、その中でも検討させていただきたいと考えているところでございます。

次に、2つ目の修理費100万円未満の世帯を対象に修理費の1割を補助金として支給する案では、修理費の平均を仮に約5万円とした場合に、約半数の1千600世帯が対象になると仮定した場合に、大体8千万円の一般財源が必要になります。

それから、3つ目の復興クーポン券を一部損壊世帯に交付すると。これ仮に1万円の復興クーポン券として、一部損壊の全世帯に交付した場合に、試算してみますと事務経費等も含めると約5千万円程度ですね、一般財源が必要になるというような計算になります。

これらの経費の財源といたしましては、町の復興のためにと温かい善意で寄せられております震災復興寄附金、これが約5千400万円ございます。それから、ふるさと納税でですね、約1千200万円、合計で6千600万円の財源ということで、これらをですね、被災者のために大切に使用させていただくならばということで考えているところでございます。

また、先ほど町長のほうからも来年の9月ということで、これは復興宝くじ関係の配分ということで、これは今年には間に合いませんけれどもですね、来年1億円程度の財源ということで、その辺も念頭に置くことは可能かと思ひます。

これらの費用につきましては、あくまでも一例ということで、その概算の費用でございますので、今後内容につきましては精査をさせていただきながら、いずれの支援策が最適かを早急に検討させていただきながら、14日の配分委員会の中では、住民代表の委員さんも何人もおられますので、参考意見をですね、お尋ねしながら、どのような形での配分がより適当であるか等につきましても十分ご意見をちょうだいしながら被災者の皆様方が1日でも早く住家の修復計画が立てられ、安心した元の

生活が送られるように、戻れるように、被災者の方に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） ただいま部長のほうから詳細に伺いまして、安心をしているところでございますが、特に、一部損壊等についてのその新聞等のマスコミといいますかね、マスコミの流れというのが早くついているということもありまして、それらを基準にですね、住民の方々は聞かれるわけですね。ですから、その辺を十分認識しておかなければならないんじゃないかなということで、今回も出してあったわけですが、この一部損壊の取り扱いというのは、一番これは難しいんじゃないかなと思うんですね。被災者の生活再建支援金や、それから住宅の応急修理などの法律的に基づくもの、法的な支援の対象外ということになっております。それを一部損壊と判定を受けた被災者からですね、再調査のですね、2次審査も出されておりましたけども、大津町では、20%台ということでもございましたし、特に、先般、ちょっと課題になっておりました、熊本市の2次審査基準がですね、独自で設定されて、その修正値が60%ほどにいったというようなことでもございます。これも出る金はですね、国からということでもございますので、やはり熊本市だけがそういうその独自の基準でいくということがおかしいということもあります。そこら辺を十分この認識しておかなければならないんじゃないかなということでもございます。今後の公費をですね、使って一部損壊所帯を支援対象と含めていくべきでありますけれども、被災者に対してはですね、生活再建の復興を早めることにもなるのかと思います。

並行して、自治体独自のですね、支援措置ということをやっていただくということになりましたので、今後とも一つの線引きをびしゃっとこうやっていただいでですね、実施していただければいいんじゃないかと思えます。

それから、これに対して、熊本市のですね、独自の設定に対するその意見といいますか、それが返ってきていないと思いますが、そのことはどうなっているんですか。

○議長（大塚龍一郎君） 詳しく、もう1回お願いします。

○12番（手嶋靖隆君） 熊本市はですね、独自のその設定基準を設けてやっておるわけですね。そのことに対して、町村の自治体から不満が出ておりました。そのことは、まあ県も中に入って調整するというお話しておりましたが、そのあとは何もあつてないかということを知りたい。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午後1時26分 休憩

△

午後1時26分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 再開します。

土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 一般質問のほうにお答えします。

熊本市の2次調査の簡略と市町村の対応ということですね、県が中で調整するというので、最終的に県が中に入られたんですけども、いわゆるその家屋被害認定調査については、市町村の独自事務という見解が出ましたので、それぞれの市町村で今までやった形でやりなさいという指示で、調整で終わったということで、熊本市につきましても今までどおりの調査と、残りの町村も今までどおりの調査で行うという結果が返されたところです。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 一応内容について終わりたいと思います。

第3項目にいきたいと思います。

緑化推進に伴う生垣の設置に伴う助成についてですけれども、本町の緑化推進と環境整備についてはですね、再三提唱してまいったわけですが、いまだにそのことについての進展は見いだせておりません。現況であります。このたび、地震においてブロック塀がですね、老朽化もあり、多数倒壊した現況を踏まえ、これが日中の発生でなく、人身事故等の発生に至らなかったということを幸いに思うわけですが。今後、塀の復旧、更新、設置については、多額の補修費が委嘱されております。よって、今回の被災を契機に環境と緑化が一環した生垣の植樹を奨励を進めるためにもですね、緑化促進助成措置というのを設ける必要があるんじゃないかなと思います、その見解を聞きたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 手嶋議員の緑化推進の生垣設置補助関連等につきまして、再三ご質問いただいております。私のほうも平成11年の国体におきまして、つつじの里というような形で、つつじの苗の配付をやっておりまして、日本一のつつじの里づくりに推進をしておるところであります。もちろん、公共用施設関連等につきまして、各神社等における植栽、地区のボランティアの皆さん関連が植栽される際には、つつじの苗を配付しておるといったような状況で、現在もそういう方向で進めさせていただいております。ただし、個人的な家については、今の段階、配付する予算もそのような要綱関連等もつくっておりませんので、一応いろいろ調査をしておりますけれども、なかなか個人的につつじを植えるというようなところの啓発関連も足りないところもあるかと思っておりますけれども、なかなかそういうところにはまだいっておらない状況でございますので、この辺についても、つつじの里づくりの目的に向かって計画関連等に植えていただければなという関係を、啓発をしながら予算設置ができるような方向に検討できればなというふうに思っております。

状況なり、他町の関連等につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 手嶋議員の一般質問にお答え申し上げます。

生垣の植樹等に関する助成ということでございますけれども、県のくまもと緑・景観協働機構が実施しています「沿道緑化モデル助成事業」というのがございます。利用する場合は、場所によっては景観計画を策定したり、景観形成地域の設置が必要となって、景観形成地域を設置しますと、住民の方

が勝手に扱えなくなるといういろいろと規制がかかってくるような補助金の体制がございます。

また、すべての申請物件に対して助成されるものではありませんので、対象要件とか合致したものから奨励モデルとなるような緑化を選定するというようになっております。

助成限度額は、対象額の2分の1以内で50万円が上限額です。条件としましては、植栽した樹木が枯れた場合、5年間は再度植栽するという、個人がですね、植栽する必要があることや、県のホームページに紹介されるので、他者からの問い合わせ等に適切な対応をすることなど、奨励緑化モデルの助成としてですね、条件がだいぶ補正されますので、相当重いものになると思います。

また、市町村独自では、熊本市や菊陽町が独自に助成金を出しているところもございます。熊本市では、「緑の町並みづくり」といって補助金を出していると。個人住宅の公道に接する部分に生垣を設置する場合、沿道沿いのブロック等を取り壊して植え替える場合など、補助を出しているところがございます。補助率は、工事費の2分の1以内で、植栽の限度額は7万円という形で今考えているところがございます。しかしながら、まだ独自で今のところ町としての検討はやっているところがございますので、こちらのほうの熊本緑景観協働機構の部分が利用できればこちらのほうを補助事業として、ちょっと条件は大変厳しくなりますけども、この事業が採択要件の一つかなと考えているところがございます。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 県自体の要項もあるようでございますし、このことについてはですね、今回震災を受けて、感じてこれを並行しながら出したんですが、ほとんどブロック塀というのが倒壊しているということは、もう老朽化しているのだからかなり地震が、大地震がきたときには倒壊するだろうと予測はしておりました。そういうこともありまして出てきたわけですけども、今回ですね、これがもうこれで終わりということでもないようでございますので、そういうことも考えながら、やはりブロックもまた作り直すと同様な経費もかかります。それが、この生垣の場合には、価格も安くですね、設置されると。自分でも工事できるというような用途もありますので、町から一部助成をやって、そういう普及あたりすればですね、当然生垣のその街路ができるんじゃないかなと。危険度も心配ないということですね、今回出したわけでございます。

これやはり今後その植栽によってですね、環境を保つといいですか、緑化推進の一環としてですね、取り組みよということでございますし、かなり県外でもこれをはじめといたしましてやっておりますので、今後、再考していただいてですね、ぜひ導入いただければ幸いではないかと思ます。

以上、終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

1時45分から再開いたします。

午後1時35分 休憩

△

午後1時44分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告にしたがいまして一般質問を行います。

今回、3項目あげております。

まず、1問目ですが、復興予算捻出の技術ということであげました。緊急時発生時における対応能力、これを向上させたいという思いから質問をしたいと思います。

それと、この今回の熊本地震における対応の甘さ、実際、大きな地震が東日本、その前には阪神・淡路いろんなところがありますが、自治体としてのそういったものへの対応の備えが甘かったのではないかなと思う部分があります。やはり、自治体運営というのは、そういった今まで起こった事件、災害に対して、それに学び、賢い自治体をつくっていかねばならないと、そういう思いから今回の質問をするものであります。

我々議員が年当初3月議会におきまして、新年度の予算を精査して、そこで可決して、町のいろいろなお金の使い方というものを議会において許すわけであります。しかしながら、こういった大災害が起きてしまいますと、その年間の予算というものがうまく執行されなくなり、また、執行できない状態に至ります。まさに災害対応でも大変なことになっているわけであります。ということは、その執行されない予算というものはそのまま残ってしまうわけであります。繰越するかもしれません。そういったものを考えますれば、職員の皆様方がですね、そういった災害にいろんな形で携わっておられる時期、このときにその都度必要となるであろういろんなものがその予算をそういったものに対して組んでないから使えないわけです。やはり法治国家日本、考えますれば、我々は法律に基づいて、そしてまた、条例に基づいて議決をいただいたものの中からでしかなかなかそういったものの緊急時の使用さえ予算を使用することができない。町長の専決処分という手もありますけれども、こういったときにですね、私が考えるのは、緊急時体制をですよ、例えば、国であるならば大規模災害に至ったときには激甚災害指定したりとか、いろんな形をします。そういった形で、町としても町長判断でよかろうかと思うんですが、そういった災害に対して、例えば、緊急体制Aを取りなさい、Bを取りなさいとか、いろんなですね、想定をして、そのときに予算執行が可能となるというような条例をつくったりとか、いろんな予算の組み替え、そういったものはできると思います。そうすることによって、今回の災害でいろんな施設もやられました。例えば、学校関係、その体育施設、公共施設等々はいろんな災害を受けて、その避難所にもなり得ないような形になったところもあります。そしてまた、福祉関係、そういったものに緊急の予算が必要であるといったときに、なかなかその縛りの中でその対応が難しいというのも、これがまたなかなか策がないのではないかなと思うわけであります。ですから、ここで地震もかなりの部分落ち着いてはきましたんで、そういった対策もまずやっぱ練って、職員の皆様方、優秀な皆様方ばかりですから、そういったやっぱり基金の使い方、基金というのは、もちろん目的があって基金をつくるわけでありましてけれども、そういったものの解釈の仕方や緊急時のそういった使用のあり方を組み替えることができるとか、使用することができるとか、いろんな形をですね、条文を書いてでもそういった緊急時体制がとれるようなものにしたらどうかと思うわけで

あります。むろん、その自治体運営の中で、こういった災害の中でも進めていかなくてはならないそういった行政の在り方というものはあるわけです。それはもちろん十分きちんと名を、大元でありますから残しながら、足りない部分というものをですね、緊急体制を発令して、町長のそういった何ていいますか、震災と戦う体制、陣営、そういったものをつくっていただき、そして、自治体機能を高めていくということでもあります。もちろん、この震災に対するということは、事後対応になるわけですが、その事後対応さえも町というこの大きな自治体で対応するもの、個人で対応するもの、住民自治ですね。団体自治で対応できるものというものをきちんとえり分けてやらなければ、全く主観に基づいてこうしてくれ、ああしてくれという意見、たくさんこういったときは出ます。しかしながら、団体自治でできるもの、それと住民自治、自らできるもの、そういったものは、きちんと線を引かなくてはならない。その中で、最も賢い自治体のあり方というものはどうなんだろうと考えるわけでありまして。この点について、いろんな考え方がありますがけれども、私は、今このときにこういったものを論議して、そして、よりよき自治体体制をつくっていきたくて、こう願い、この質問をするものであります。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 災害予算捻出関連等についてのご質問の中で、金の使い道というようなことでお話、質問があったかと思えますけれども、我々についても、まさか熊本に地震来るものと思っていなかったわけでございますので、そういう災害関連等の予算というのはゼロの状態であったというようなことでございますけれども、そういう熊本地震に対する復旧・復興につきましても、これまで補正予算関係で多額の費用を要し、財源不足分については、一時的に財政調整基金を取り壊しながら対応しております。来年度以降も災害廃棄物処理や庁舎建設などで多くの費用が見込まれております。

これらの費用の財源としましては、地方債を主な財源として取り組んでいくところですが、起債発行が多額になると、議員心配のように、以後の元利償還額も多額になります。このままでは財政状況の硬直化がさらに進んでいくこととなります。

しかしながら、このような状況化においても、次の災害に備え、また、そのほか、突発的な支出にも対応できるような財政基盤の構築は不可欠でありますので、全職員が共通理解のもと、各事業の見直しをはじめ、地方債発行においても効果的な借入れや償還年数の設定など、今後様々な手段を用いて少しでも有利な財源確保に努めていかなくてはならないと思っております。

災害対応を行っている中で、国や県などから様々な財政支援が示されてきておりますが、この先、安心して復旧・復興に取り組んでいくためには、まだまだ不十分と感じておりますので、財源確保に努めながらも、財政支援が弱い部分については、引き続き、国や県へ要望をしっかりと行っていきたくて思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） はい。再度質問いたします。

今議会の一般質問、様々な方々が質問されて、その中で、その災害関係の質問も多く出たわけでありましてけれども、その中で、町長及び執行部あたりのですね、答弁の中で、私としては気に食わない

答弁が結構あるんです。それは何かと申しますと、来年度の何月の予算に乗るかもしれないとか、先のことの予算措置のことと言われるんですね。まあそれどうなるかわからない。ですから、私が言わんとするところは、例えば、私も町長から任意を、議会から了承を受けて、町長から辞令をもらって、そして監査委員というものを二期したことあるんですね。ですから、いろんな現場を見てきました。そのときにですね、例えば、学校関係とか、予算がほとんどないんですね。ですから、いろんなことがあったときに、即時対応というものができない。そういったときにですね、例えば、緊急体制、町の緊急体制Aを取るんだと、Bを取るんだという発令によって、例えば、教育長がその現場に対する、そこは即時修理しなさい。そこは、すぐ例えば取り替えなさいとか、というような指示ができるような、そういったものが僕は賢いと思うんですよ。そして、その中で事業を再編していく。できないものも、それこそもう取りやめるもの、事業として、それがあればその分の予算というのはもちろん浮きます。その分を組み替えることができる。そして、存続させなければならぬけれども、先延ばしで、もう来年度になりますというもの。そういったものがいろいろ出てくると思います。現場でですね、恐らく不平不満の声は僕はたくさん出ていると、そういうふうにするわけですよ。結構予算というのは、どこも持ってないんですね。こういったときに対応するの、先立つものはやはり金でありますから、結局、修理しようとしても発注できないんです。そういった体制というのは、あまり好ましくないと思います。やはり今この時期にこういったことを議論して、そして、そういった緊急対応体制、まずは予算ということです。だから、こういったときの予算捻出の技術は必要だよということです。だから、その条文に対してもちろん目的のある基金だったりしますけれども、緊急時におけるという形で、例えば、そういった基金の条例を見直すですね、総合的な様々な条例の中で、緊急時にはこれの変更が必要だねということを引き出して、緊急体制のABCを引いていくという形で、わかりやすくその職員の方々も、その体制にいち早く移れるようにすれば、もっと早くその改善につながるのではないかなと思うわけです。例えば、よくいろんなこと、歴史に学びなさいと言いますが、例えば、歴史は戦争の歴史でありますから、いろんな戦いのときに、その情勢によって陣営というのは変えるんですね。それは右翼が弱かったならば左側の陣営を強くして何とかの陣営敷きなさいとか、軍師がそんなことを言ったりするんですけども、結局ですね、そういった体制、陣営というものを幾つものもつとかなないと、これが賢い僕は自治体と思うんですよ。この陣が何も持ってないところばかりだったと本当思うんですね。だから、そういった体制にすぐに移れるという形。例えば、福祉の職員が総務課のほうの職員にいち早くそういった体制を変えて、そちらの加勢に行くとか、いろんなことがやっぱり考えられると思います。ですから、そういったことをですね、いち早く議論して、やはり構築していきたいというのが、私の思いであります。職員の能力をここでですね、もう思う存分に発揮してもらって、ここを延ばすのがですね、実は町長のこの自治体運営であり、役目なんですね。私はそういうふうには思います。そしてまた、職員というのは、我々議員以上に専門職の知識や技術を持った人がたくさんいるんです。そういったことを発揮していただきたいと思うわけでありまして。

いずれにしても、災害の特例債を組みますとか、いろんなことを言っておられますけれども、これは緊急時に国あたりがもう認めているんです。予算は足りなくなる、そしたら、何らかの予算措置を

しなければならないということで借金しなさいと、交付税措置しますよというやり方をやるんですね。町は町でそういった体制をきちんと作り上げていって、効率のいい賢い自治体、これが目的でありますから、このことについて、再度町長にお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 住民の幸せな暮らしを取り戻すためには、やはり先立つものは金でございますので、しかし、限られた我々の財源、これではどうしようもないというのが現実でございますので、それをどう住民の幸せに使っていく方法を今いろいろと職員にも検討させながらやらせておりますし、そういうその災害関係、議員言われますように、補助金とか、起債とか、いろいろなもの、国のほうの支援関係もございますけども、これもやっぱり限度というか、パーセンテージがいろいろありますので、この辺についてのやっぱり金の、単独で持ち出す金は幾らであるかというのもしっかりと職員には知らしめながらやらせておるところであります。

もちろん、災害関係の査定の関係についても、しっかりと査定書類に盛り込んで、そして、国・県の査定官に見落としがないようしっかりと見ていただくというような書類をつくって出してくれというような指示もしておりますし、そういう意味におきまして、職員は相当頑張ってきておるといふふうに思っております。そういう頑張りの中で、今後の財政関連等についても、もう庁舎関連等につきましても、つくっていく中に、どれくらいの金額を必要になるのか。あるいは、住民の皆さんに対してどれくらいのものをつくっていかなくちゃならないのかというようなのも、今後検討していく中におきまして、起債関係が今度85ぐらいは見ますよというような話で、これも金額と、あるいはその借入期間の短いほどそれなりのパーセンテージが85が丸々いただけるとか、長くあれば、それが75とか、いろんな形になりますので、そういうような形の計算も担当のほうでしっかりとやりなさいというようなことで、今全体の災害関連のごみの関係についても72億円を組んでおりますけども、これで足るのかなと言う心配もありますし、これで起債とか、国のほうの見ていただくものが、そのほかに、町単独でやはり2%弱の負担をださなくちゃならないというような形になりますので、1%で7千200万円というような数字が出ますので、2%になると1億4千万円近くになってまいりますので、そういう1銭でも安くするために、今解体関連の状況、あるいはゴミ捨て場の場所、そういうものなるだけ安くなるようにそれぞれ職員のほうで検討していただく。あるいは、解体する。全壊はともかく、半壊とか、大規模半壊においても、今国の基準とするその建物の水回りとか、そういうものは見ますよと、それ以外のものは見ませんよというような状況でございますので、解体費が安くなるように、地域の皆さんに、あるいは解体する所帯について、しっかりと指導しながらやっていただきたい。そういうような仕事の一つ一つが財源のもとになるちゅうか、費用削減につながっていくというような形で、職員もそういう形の中で、今一生懸命頑張っていたいただいているというような状況でございますので、今後についても、そのような職員の能力を十分活用できるように、今後とも連携を取りながら、そして、いかないものについては、不足する分とか、いろんなものについてはまだまだ国・県の補助、あるいは支援をしっかりとお願いしていければなというふうに考えておるところでもあります。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 今のが永田流政策立案1です。

2問目に移りますが、結局、そういった新しい発想、新しい政策の立案をしていかなければより良い自治体はできないのかなというふうに感じております。

2問目に移りますけれども、政治不信時の選挙対策、昨今ですね、ニュース等々で皆さんも知られておると思いますが、政務活動費の不正なる使用やどこかの市長さんが何か賄賂をもらったの、もらわんの、ああいったことだらけです。本当もう政治家といいますか、自己顕示欲の塊の人が何か議員になったらカッコいいとか、その結局、私今回の議会るとき最初にも言いましたけれども、何の感覚もなくですね、議員の職務というものを考えてないと。よくぞそういった公金をですね、人を騙すような人が何期もして、それこそ報酬をもらってやっているもんだなど、それこそ私も怒り浸透でありまして、本当に国民の皆様方はもう怒り浸透、もうそれこそ政治を信じられないという状況だろうと思っております。そういった中でですね、じゃあそういった状況を打破するためにはどうするかということですね、結局。私は、最初から情報公開の永田と言ってずっと宣伝して、情報公開こそが世の中を変えるという形でやってきました。今回もやはりその情報公開に基づくものでありますけれども、結局、ここでこういった町長との議論をしているときも、これも本来ならば町民全体に見ていただきたい。しかし、ちまちまと議会だよりで何号議案は誰が賛成した、誰が反対したぐらいのもんですよね、公表というのは。実際は、ここで議論するということは、町民の代弁を行っているわけでありまして、もちろん私の政策立案もありますけれども、そういった思いを町長とぶつけて自治体づくりをここでやっていくわけです。ですから、じゃあそれをみんな公表して、そしてまた皆さんに議員各位の資質、人格、そういったものを知ってもらうためにはですね、やはり公の場に選挙のときだけじゃなくて、出ていただいて、町民と対話なり、いろんな質問に答えるなりすることを進めていかないと、こん人は知らんて、これはどこの人ていうような感じの議員さんばかりになってしまうんですね。その人が年間の予算を決めたり、公金の使い道を決めているんですよ。じゃあこれを、じゃあなら議会ですればいいじゃないか、そういったことを何度提案しても、そのことが怖い人は賛成しませんよね、言うならば。公表されるのが怖いんです。そういった人は賛成しません。ということは、町の取り組みとして政治不信を払拭するとするならば、町長が選挙活動じゃないですよ。政治活動の一つとして、そして、町民の皆様方によりよい自治体をつくるために、議会制民主主義を発展させるためにこういった公共の場を開放しますので自由に使ってくださいと。皆様方のいろんな会合をするのもいいし、政治に対するいろんなその現職の議員さん、次回立候補する人たち、町長が今度立候補する人たち来ていただいて、いろんな質問やまちづくりに対して議論しようじゃないかという場は、私は必要だと思います。そこで認識してもらうんですね、言うならば。ですから、議員、議というのは話し合いという意味ですよ。そのことができない。私も今期、ここで演壇に立たなかった人もおりますし、全然その発言のはの字もないような人を見たら、本当にこの人って報酬をもらう権利があるんだろうかなと思う次第です。ですから、ここで一般質問なり、何なり町長にぶつける人っていうのは、それなりのですね、やはり用意が必要なんですよ。いつも知識を磨いて、情報収集して、

そしてここに臨むんです。ですから、こういった言葉が出てくるんです。そういったことをやっていないと議員の資質自体は上がりません。実際、私が1期、2期、3期とやっていく中で、やはり1期目甘かったなど、2期目もまだまだなど、やっぱりそういったふうにやっぱり思いますもんね。やっぱりその中でもきちんと公に町民の皆さん方にそういった政治不信を払拭していただく場を提供するのは、これっていうのは、いろんな生涯学習センターとか、いろんなこのオクス広場とか、これって町の負担だろうかと思うんですよ。町にとって大きなメリットになると思います。しかしながら、今期出られた方あたりが、町の有志の指導たちあたりがですね、じゃあそういった議員に立候補される方に対して、いろんな質問をしたりとか、いろんな場というのをつくられました。しかし、その会場というのは、受益者負担の原則ですか、と言ってその方たちからお金を取ったの取らんのかという話になっているんですね。それって、町に対しての私は奉仕事業だったと思うんですけれども、それに対しても使用料は払わなければその使えない。こういうふうになればですね、恐らく誰もその運動さえも何で手出しして、我々がこうやらんといかんとかと。逆にどうぞやってくださいと、ただで使ってくださいというのが本当によりよき政治、またこの町をよりよき方向で治める方向ではないかなと、地方自治体という役割をですね、本当に煮詰めていったならば、優秀なる議員さんがここに並んで、皆さんがその町長の政策に対していろんな質問を浴びせて、これでもかこれもかというような、それこそ石橋をたたいて渡るような議論を尽くさないと、本当のよりよい自治体はできていかないと、そういうふうを考えるわけであります。ですから、町長にぜひ町の政治活動、政治をよりよくするというものの一環として、町が取り組むべきであると思います。じゃないと、議会からは可決できません。どんなに出しても。今の議員さんの資質というのは、私は知りません。言えないですね、ここでは。知っていても言えません。ですから、町長がやはり町の方針としてこういったものに、これも恐らくほかのところにはないと思います。しかし、それをするところがですね、やはり町のトップとしてやるべきではないかなと考えておりますが、このことについて質問いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の政治不信の対応についてのご質問かと思いますが、議員がおっしゃるように、政務活動費等の不正問題により、それぞれのところで異常な事態となった議会や首長さんたちの問題が報道されていたことは記憶に新しいものでありまして、これらの事案については、やはり住民の方々の不信感は否定できないものと考えております。

議員の提案によりますところの、改選前には、生涯学習センターや公民館などの公的施設を町民の代表を選択するための開放期間として各種討論会はもちろん、町民と候補者との自由な意見交換できる仕組みが必要ではないかのご意見につきましては、現在、公職選挙法では、選挙期間中の演説会は公職の候補者が開催されることができ、施設の使用には、1回限り無料とされているところであります。また、大津町選挙公報の発行に関する条例により、議会議員及び町長の選挙において、候補者の氏名や経歴や政見など、公約事項等を記載した選挙公報を発行して、各所帯に配付しておるところでもございます。

議員のご提案、演説会など公営ではできませんかというようなご質問かと思いますが、選挙期間

中に候補者を一同に集めた公営の立会演説会が行われている自治体もありました。立会演説会にそれぞれの候補者が支援者を動員したり、あるいは支援者からの他の候補者への誹謗中傷が目立つようになり、昭和58年の公職選挙法の改正で立会演説会が廃止された経緯もございます。

前回の町長選挙・町議選では、東熊本青年会議所や町議会公開討論会実行委員会の方々の取り組みによって、公開討論会が行われており、町としても町の任意の団体である「大津町明るい選挙推進協議会」が後援を行い、協力させていただいております。他の自治体の選挙におきましても、同様の団体により公開討論が行われていると聞いております。あるいは、自治体の選挙では、立候補者予定全員の参加が確保できず、中立公平な討論会という建前が維持できず中止となった事例もあるようございます。

町民と候補者との自由な意見交換の場につきましては、公平・公正を保ち、公職選挙法で可能な範囲で対応すべきだと考えております。

議員の各位におきましては、住民の皆さんのご意見を日ごろからくみ取っていただき、それを一般質問以外においても町の執行部のほうの関係に十分提案をし、ご意見を述べられておるのはもう十分ご承知しております。そういう議員の活動関係についても、今後もしっかりとお願いして、その議員の皆様の提案、これはもう町民の提案というようなことで十分しっかりと意見を伺いながら予算関連等にも反映できるように取り組んでいくというような方向を持っておりますので、今後につきましても、議員の皆さんのそれぞれの情報を執行部に提案していただけるよう、また今後ともお願いできればなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

私はですね、この政治不信というときにですね、例えば、その政務活動費を市議の方々が不正に使用していたということで、多くの方々が辞職されたりとかしましたけれども、昨今の事件ですね。私はそれでは終わらないと思っているんですよ、実は。恐らくですね、我々議会できさも恐らく下手すりゃあなた議員として何をやったので、日ごろ何に取り組んでいるの、それちょっと見せてよ、何もやってないの、じゃあ議員報酬は返還してください。議員報酬返還請求が今から先僕は出てくると思っているんですよ。これが怖いんですね。恐らくそのときに、今まで定例議会がない月は何もせんでいいけん楽勝ばいて思いよったごたる議員がもしおったとすればですよ、大変なことになりますね。報酬というものはそんなに甘くないです。公金報酬ですから。ですから、そういったものを考えれば、私がこんな意見を言うと、ものすごく一部の人たちから嫌われます。これは、私は嫌われるために言ってるんですけども、その人たちが間違いだからその人たちから嫌われることは正しいんです。この意味がなかなかわからないでしょうけれども、私それがいいんですよ。だから、こういったものをですね、きちんとやっていかないと、例えば、町長選に、私が対抗馬で出たとするじゃないですか。そのときによりよき政治をしようとしたときに、現職の町長は、それはやれないと言いましたとかいう戦いになったときどうします。私は思うんですよ。やる気がないんだなというふうにしかられませんかよって。そのとき不利になりはしないかなと、家入町長はもう既に立候補を表明されておられる

ということですよ。ですから、本当にこういったことの改善に対して、何らかをしなければ、多くの国民、町民の不満ですから、これを取り除かないといけないというのが最終的な私の質問なんですよ。非常に重要なところですよ。これうちでも実は、その人格の問題か何か知りませんが、1人議員さんが欠けておりますね。それは私たちじゃわからない部分であります。しかし、公金をそういった形で何もせずいただくというのはいかなんかなという声ですね、今後出てくるような気配さえ、私はあると思ってますんで、ですから、町長としても、やはりそういったことを予測の範疇に入れて、何らかの対策は必要だと思います。もちろん、選挙に関するいろんなものというものは、それは重々法律の枠内というのはわかります。しかしながら、そこをですね、町民のためによりよき政治をつくるために、よりよき町をつくるために、私はこういった施策を持って、皆様方の期待に応えるというようなその答弁が欲しいものだと思います。

再度質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員のご質問でございますけれども、この近郊に菊陽、合志市関連等については、政務活動費というようなものが支払われておるようでございますし、それを支払うことによって議員独自在己の公約の責任を果たす、守る、そして住民の皆さんとしっかりと話せるようなその自己責任を促すための一つの活動費であるかなというような思いもしておりますが、いろいろ活動費の使い方について、まだまだいろんな課題事項が残っておるようでございまして、私のほうも大津町としてどうかと、議員報酬も大変少ないというような状況でございますので、その活動費は給与とか、報償関係の中を含んだところで自由に活動できるような形はできないかなというような思いもしておりますけれども、これについては、また今後の議会の中の議員の皆さんと意見交換ができれば、そういう方向で検討をしていく必要があるかもしれないなというふうに思っております。どちらがいいかというのは、今後の課題事項でございますけれども、そういう中におきまして、もちろんやっぱり議員さんとの活動関連等については、我々としては、行政のトップですので、やっぱり民生委員さんをはじめとする、あるいは区長さん、あるいは老連の連合会のところでいろんな意見を聞きながら、話し合いをしながらそういう場所を持っておりますので、そういう形のものがその中で、例えば、議員が経済委員会で各団体等の意見交換しっかりいただいておりますので、そこにも職員が参加していただいておりますので、そういう中でのいろんな意見、関係が生まれてくる中で、町の今後の方向も決まってくる方向になってきやしないかなというような思いをしておりますので、いろんな団体との話し合い関連等について、しっかりと各それぞれの委員会、あるいは各委員のグループとか、そういうような政策グループ関連等ですね、各団体とかいろんな団体の中で話し合いができるような形ができればなというような思いもしております。しかし、先立つものは金でございますので、その辺のところを各委員会の活動費というような形の中で、議会研修費と同じような形の活動費というのを各委員会のほうで組んでいただくような形にとってもらえることも一つの検討とか、考え方はないかなというふうに思っております。そういう中に、我々としても議会との今後の意見交換会ができればなるだけ多くやりたいと。前は各委員会終わりましたら、担当関係の職員たちと意見交換会

いろいろやっておりましたけども、こういう不正な問題が出てきた段階でもうやめようと、議会との飲み方は年に2回にしようと、予算設置のときに絞り込んでお互いのその連携が深くなりすぎちゃうか、これはもうやっぱりお互いのそれぞれの自覚の問題でございますので、この辺につきましては、そういう自覚責任を十分お互い取りながらやっていくことによって素晴らしい意見交換会ができるような形になると、住民の皆さんのご意見が反映するというか、まずはその辺の一段階の中で検討していければなというような思いをしておりますので、今後について、議会ともご相談しながら方向をしっかりと探っていければなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） はい。3問目に移ります。

いずれにしても、1問目、2問目、新しい政策立案として、私もかなり考えました。やっぱりですね、新しいものをつくるというのは非常に難しいものでありますけれども、人格形成の中に恥とか誇りとか、そういったものがない人に幾ら言っても無理かなと思う部分は重々感じておりますが、今後の課題として取り組まれば、また今日の一般質問が記録に残って、それを何倍も上回るようなよりよき質問が出るのを期待しているところであります。

3つ目の政策立案質問としまして、観光と福祉で健康づくりをとという形なんですけど、要するに、この高齢社会におきまして、私が思うのは、昨今の悲惨な高齢者による交通事故、そういったやつばかり何かこう高齢者の方々がいかにも悪いというようなイメージというのは、これはまさによくはないなと思っております。老いても楽しい大津町をつくらうじゃないかというところでもあります。要するに、これからの未来を想像していくわけではありますが、もう今まで福祉関係の方、携わった方はもう重々わかっているんですね。予防が重要であるということです。病気になって介護を受けるようになって事後対応としていろんなことをしていただくというのは、もう人としてきつい状況ですから、そういったものでなくて、そうならないようにするためには、じゃあ何がいいかと。ここでまた私の母に登場してもらいますけれども、もう80超えて、今日もですね、よそにグランドゴルフに行かんといかんといいことでバスが迎えにくると、もういそいそと出て行っております。非常にうれしい状況です。そういったいろんな会をもちましてですね、いろんなその健康維持のために取り組みを自らやられている団体は多いんですね。ですから、そういったものをもっともっと発展させようじゃないかというのが、この3問目の趣旨でありまして、民間では、客寄せのためではありますけれども、屋根付きのそういったグラウンドゴルフをできるとか、いうところを持って、あそこに行くならば雨が降ってもできるということで、そこに行ってグラウンドゴルフをして、温泉に入って、ご飯を食べてというようなコースは非常にうちの母は面白いと、楽しいと、みんなと一緒に行ってということを行います。ですから、これをどうにか健康と町の施策、そしてまた、ここで挙げておりますが、観光、観光協会もできましたんで、いろんなものと組み合わせたいと。それをするによって、よきせぬ相乗効果も生まれるかもしれないということでもあります。例えば、観光協会あたりもですね、そういった高齢者の方々の福祉関係の立場においていろんな計画を立てて、こういったツアーを組みましたとか、そういったことで利用していただく。そして、それに対して町は補助をする。そして、やはりそのグラ

ンドゴルフでも何でもですけれども、いろんな大会において商品が出るというのは、これは健全な競い合いというか、競争が発生してですね、それを目的にご高齢の方々が一生懸命その練習されたりとか、よし、今度は優勝するんだとか、そういったことを何か言っておられます。ですから、そういったものはですね、医療費よりも随分商品のほうが安いと思うんですよ。これ天びんにかければ、恐らくそのただこれを量る機械は何もないということですね、けどそういった事前対応というものにきちんと軸足をですね、移すことによって、効果が生まれてくるものが期待できる。では、財源をどうするかということですね。これについても考えましたけれども、私は、以前介護保険が設立されるときにですね、あのときに、これは危ないぞと、町としても介護のための何らかの基金の余裕が必要であると。いざというときが来るかもしれないということを申し上げましたならば、県においてそういった基金は設立されるので心配ないと思いますという意見がそのときはけられましたけれども、そのとき提案した財源というのが法人町民税ですね。町に立地されているそういった法人の方々が利益が出られて、まあ国だけじゃなくて、法人の町民税を納められる。一時期は本田技研工業さんあたりが相当な数億円という単位で納められておりましたんで、そういったものをですね、そういった福祉基金とかに入れ込んだらどうかという提案をした覚えがあります。それがやはり企業が努力して、そしてまた、税金を払うわけですから、その再分配として一番適切なのは、この高齢化社会に対して、高齢社会ですね、高齢社会に対して適切な使用を考えるというのが我が町も求められていると思います。そしてまた、町がそういった利益が出るような事業として工業用水道会計あります。これ毎年黒字でありますから、一部分でもいいですから、商品に回すとか。いろんなことが考えられます。そして、あとは施設の利用料あたりですね、減免というならば、それだけ安くなると皆さんが安易に借りられる、いろんなことがやっぱやれると思います。ですから、町が例えば屋根付きの屋内運動場、大きなやつが運動公園にあります、ああいったやつではなくて、簡易的に近所の方々が集まってそういったグランドゴルフやウォーキングができるような、そういったものとか、いろんな方法、これは末広がりにはたくさんいろんな方法があると思いますんで、そういったことに取り組むことによって、多くの方が大津町はいいぞと、いつもこう遊びの要素を含めて健康に繋げるような施策をやる町なんだと、ここが大切と僕は思うんですね。やっぱり、もちろん観光業と経済連結させたい。そこのお金のことばかりじゃなくて、本当はそういった健康へのつながりが一番大きな要素になると思います。ですから、そのためには遊びの要素というものをですね、きちんと取り入れて、そういった場所があれば恐らくご高齢の方々、歳を召された方々が、「一応雨の降りよるばってん、ちょっとあそこば1、2周歩いてくるね」というようなことでもいいんです。ですから、そういった形の取り組むための施設整備というものは、私は必要になると考えます。ですから、観光協会もよくなる、そして、そういったものに取り組むには、民間のそういった取り組みもまねするべきではあります。それとやっぱり大津町はいいねの楽しい、もう歳を召されても楽しい大津町をつくるためにはですね、遊びの要素が必要になると、そういうふうだと思います。そのことによって、大津町は普遍的に発展していくというような政策立案であります。

質問いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の特に高齢者の健康づくりに伴うところの事業関連等についてのご質問かと思えますけれども、大津町におきましては、25年度に策定いたしました大津町健康づくり推進計画の中で、生活習慣の改善の大きな項目として、身体活動と運動についての現状と目標を設定しております。身体活動・運動を向上させることは、生活習慣病の改善や予防だけでなく、高齢者の運動機能や認知機能の低下の予防にも関することが明らかになってきております。

また、要介護の原因となる運動器疾患が増えていることは、健康寿命を実現する際の大きな壁となっていることも事実であります。住民が無理なく日常生活の中で運動を実施できる方法や環境をつくることも大切な要素であります。

町では、各種健診受診後の結果説明、保健・栄養士指導を通じて身体活動の必要性の啓発や周知を行っております。

また、平成25年度よりNPOクラブおおづに委託し、健康づくり推進事業として、生活習慣病予防教室や貯筋体操、あるいはラジオ体操の会など各時期、対象者に応じて広く実施しているところであります。同時に、生涯を通じて活動運動することの重要性を理解していただけるよう、各種健診や事業の折に啓発を行っております。また、インボディ測定器を活用した筋量測定、結果に基づいた運動アドバイスも住民の関心の高い事業となっており、新たな取り組みとして普及に努めているところであります。

議員の提案の観光協会の活動関連等についても、例えば、近隣の小国や南小国関係からの定期的な買い物のお客のバスが運行されておりますので、それぞれの首長さんに温泉活用をするためのサービス環境をしっかりと検討してくれと、そうすると、大津町のほうの住民もそれに乗って行きますよというような話を、1週間ぐらいの期間だったかと思えますけれども、大津町から19名ぐらいの参加があつておると、観光協会のほうから聞いております。

そのように、観光協会についても、今後資金的にも安定しながら、新たな観光資源の開発や住民の健康増進となり、引いては、町全体の発展につながるよういろいろなアイデアを出しながら前に進めていければというふうに思っております。

議員言われますように、屋根付きのグラウンドゴルフとなると相当な広さと、それなりの費用も嵩んでまいら思いますので、この辺のことは頭に起きながら、今、社会資本総合交付金事業の中におきまして、大津町のグラウンド、多目広場を人工芝のほうに変える計画をしております。

その体力づくりとして今本当にウォーキングやグラウンドゴルフが大変普及しておりますので、その効果が高く評価されておりますので、魅力ある企画や日々の啓発活動も大事な一方、やはり使いやすい施設や施設整備も健康増進に加速させる重要なルーツであるというふうに思っておりますので、そこにはやっぱりそのための人材関連が必要になってまいりますので、今地域協力隊員を1人置きながら、スポーツコンディション関係のものもあわせて、今しっかり頑張っていたきたいというふうに、今協力隊を活用しておるところでもあります。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） この今回の地震がどうにか落ち着いてくれてですね、ぜひ来年度はそういった施策に取り組めるような状況がくれればいいなと思っております。やはりですね、住むに値する、一生住むに値する大津町をつくるため、そのために我々はこちらに出てきているわけですから、そしてまた、4年に1度の審判を仰ぐわけであります。町長も一緒でありますけども、そういったですね、前向きなやはり議論をして、特に本来ならば、今年は大きく台湾との定期便、そういったものを利用してですね、もっともっとその高齢者の方々にも活用していただきたいなど、経済建設委員会では考えていたところでもありますけれども、なかなかその実現には結びつかなかったということで、持ち越しですね。来年度もこうやって議論できればいいなと思うところであります。

終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後2時44分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

平成28年第5回大津町議会定例会会議録

平成28年第5回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第4日)

平成28年12月9日(金曜日)

出席議員	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	7 番 本 田 省 生
	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則	10 番 源 川 貞 夫
	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	13 番 永 田 和 彦
	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠 席 議 員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行		
	書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	会 計 管 理 課 長 中 野 正 継	兼 会 計 課 長
	副 町 長 田 中 令 児	総 務 課 長 宮 崎 俊 也	総 務 課 長
	総 務 部 長 杉 水 辰 則	総 務 課 長 本 司 貴 大	総 務 課 長
	住 民 福 祉 部 長 本 郷 邦 之	総 務 課 長 齊 藤 公 拓	総 務 課 長
	経 済 部 長 松 岡 秀 雄	教 育 課 長 市 原 紀 幸	教 育 課 長
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	教 育 部 長 市 原 紀 幸	教 育 部 長
	併任工業用水道課長	農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 上 克 也	農 業 委 員 会 事 務 局 長
	総 務 部 総 務 課 長 藤 本 聖 二		
	総 務 部 財 政 課 長 羽 熊 幸 治		

平成28年第5回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成28年 11月17日 請 願 第 2 号	「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める要請について	採 択	総 務 常任委員会

会 議 に 付 し た 事 件

<p>発議第6号</p>	<p>「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出について</p>
--------------	--

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 8 年 1 2 月 9 日 (金) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会及び新庁舎建設特別委員会の審査報告について

質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

議決

追加日程第 1 発議第 6 号 「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1、諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会及び新庁舎建設特別委員会の審査報告について

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2、各常任委員会及び新庁舎建設特別委員会の審査報告についてを議題といたします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会及び新庁舎建設特別委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 4 8 号、議案第 4 9 号、議案第 5 0 号、議案第 5 3 号関連、議案第 5 5 号、議案第 5 7 号の 6 件であります。

当委員会は 1 2 月 6 日、電算室のミーティングルームにて、執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第 4 8 号、大津町農業委員会の委員の定数条例の制定について、議案第 4 9 号、大津町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について及び議案第 5 0 号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。3 件

は関連がありますので、一括して質疑を行いました。

委員より、農業委員会の新制度移行にあたり、これまでどのような経過があったのか。また、現農業委員からどのような意見が出されたのかとあり、執行部より、これまで県内農業委員の全体研修、講師を招いての独自研修を開催し、改正の趣旨や制度について理解を深め、定例総会の議題として審議を行いました。

主な意見といたしまして、「国は、これまでの農業委員の活動をどのように評価しているのか。なぜ委員が半減されるのか」「現在の委員定数のままでお願いしたい」などがありました。

事務局の説明として、国の指針により、審議の機動的な開催を図るため農業委員は半減となりますが、最適化推進委員の新設により、委員総数は6名の増となります。これまでの農業委員の活動を踏まえ、今後の農地集積等を加速するために最適化推進委員が新設されます。農業委員定数については、半減という国の指針があり、上限定数も法で規定されていることから、定められた条件の中で前向きに取り組むことが重要であるとの説明を行い、最終的に農業委員会の（案）として決定し、議案提出となっておりますと答弁がありました。

また委員より、新制度移行後の区域割りの（案）等は現時点でできているのかとの問いに、執行部より、農業委員については、地区ごとの定数を求めることはできませんが、年齢や性別に偏りが無いよう配慮することが法律に定められ、青年・女性の積極的な登用が求められています。最適化推進委員については、事前に地区割りを定めることが法律で定められています。今後の進め方が非常に難しいところではありますが、法律で「農業者等から推薦を求めることができる」とされていますので、農業者等を地域と解し、議会終了後、各地区の行政区嘱託員を中心に、現農業委員の担当地区を基本とした区域案を説明させていただき、地域からの推薦等をお願いしたいと考えておりますと答弁がありました。

また委員より、農業を集積し効率的な農業を行う大規模法人等も設立された、農業者が保護主義に走ったら今後の農業の発展はないだろう。大津町の広大な農地を有効活用するためには、将来の用途等について、大所高所から見た都市計画とのすり合わせが重要であるのではないかと。今回の制度改正が先進的な農業につながり、町の農業振興に寄与する変化の機会となる必要があると思うがどうかとの問いに、執行部より、農地には、無秩序な開発を抑制し、農業の振興を図るため農地法や農振法などの法規制があります。町の土地利用計画には「農業振興地域整備計画（農振計画）」と「都市計画」があります。農振計画は5年ごとに全体見直しを行うことから、今後は都市計画との協議を十分に行い、公共投資によりさらに農業振興を図るべき地域の選定が重要であると考えているところでありますと答弁がありました。

採決の結果、議案第48号、議案第49号及び議案第50号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの決しました。

次に、議案第53号関連、平成28年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

農業委員会関係におきましては、委員より、耕作放棄地は農地パトロールをしないと発見できないのか。最適化推進委員が新設されれば、耕作放棄地の発見など、かなり効率化が図られるのではないかと。

かとの問いに、執行部より、農地パトロールは、法に基づき耕作放棄地の発生防止と解消のため、毎年1回重点的に実施しております。ご指摘のとおり、現場活動を重視した最適化推進委員の新設の目的の一つは、耕作放棄の早期発生防止と解消となっていることから効率化が図られることが期待されています。現在の農地パトロールは、昨年度に通知等で指導した解消状況、新たな発生状況の確認も行っているところであります。新制度移行後の新たな取り組みが、今後の耕作放棄地対策として有効に機能するようしたいと考えておりますと答弁がありました。

経済部農政課関係におきましては、委員より、被災農業者向け経営体育成支援事業に関して、今回の補正は第2回要望分とのことであるが、第1回要望分の事業進捗状況はどうか。また、補助金の支払いについては、事業完了後に町確認検査を行い、支払い手続きに進むと思うが、農家は工事費の支払い、金融機関からの融資手続きなど、資金繰りに苦慮している。補助金の支払い手続きにおいて、補助金概算払いなどは検討しているのかとの問いにおきまして、執行部より、第1回要望分については、10月中旬に県から補助金交付決定があり、町から事業申請者に対して、11月中旬に補助金交付決定を行っております。また、今回の事業では、交付決定前着工が可能とされており、既に工事が完了した方もおられ、町確認検査も少しずつ行っております。なお、補助金の支払いについては、当然確認検査後の請求、支払となりますが、申請者の資金繰りも考慮し、少しでも早く支払いができるよう概算払い手続きも行う予定としております。また、事業費が大きい申請者は、自己負担も含めて金融機関から農業制度資金の借入れを行う場合がありますが、農業制度資金では、利子補給当の手続きが発生するため、町が進達機関となりますので、農業制度資金手続きについても迅速な対応に努めているところでありますと答弁がありました。

経済部商業観光課におきましては、委員より、観光協会ホームページ関係についてであります。サイバー攻撃を受けた場合は、委託業者は法的責任を負わないでいいのかとの問いに、執行部より、契約におきましては、サイバー攻撃についての責任については記載がありませんと答弁がありました。

また委員より、契約内容や委託業者の選定はどのように行ったのかとの問いに、執行部より、業者の選定は観光協会の賛助会員であるホームページ作成会社と契約してあります。ホームページ作成のみの契約であり、その後の維持管理契約は結んでありませんでしたと答弁がありました。

また委員より、警察に被害届や法的責任について弁護士に相談は行ったのかとの問いに、執行部より、警察へは観光協会が被害届を提出し、警察からは中国からのウェブ戦争に巻き込まれたもので被害届の受理のみになっております。法的責任については、顧問弁護士に確認を行ったところ、「受託業者に対して法的責任を問うためには、契約違反や注意義務違反の存在が必要である。サイバー攻撃に対する特別な防御システムの構築などが委託契約に記載されていないことや、システムの構築程度とどのようにしてシステムが破られたかの因果関係を立証するのは難しく、法的責任を問うことは困難と思われる」という回答を得ておりますと答弁がありました。

また委員より、著作権は大津町に帰属するように契約上になっているが、バックアップはどのようにしていたのかとの問いに、執行部より、バックアップはありましたが、バックアップにも侵入していたため復元が不可能となりましたと答弁がありました。

また委員より、契約内容の甘さがあるのではないかとの指摘に、執行部より、サイバー攻撃を含めた維持管理に関する契約が必要であったかなと思いますと答弁がありました。

また意見として、事後対応ではあるが、観光協会に厳しく指導すべきであるという意見が出ております。

委員より、観光協会のホームページは、どのような目的で、また位置付けて製作するか整理すべきではないかとの問いに、執行部より、協会にアクセスする人は、町の観光情報を見つけるので、町の商店などに迷惑となつてはいけないと思われまふ。町を知ってもらうためには、利用する人に対しても迷惑にならないようにしなければならないと思っておりますと答弁がありました。

また委員より、今回の予算金額の根拠は何かとの問いに、執行部より、観光協会が周辺の観光協会のホームページ作成実績を調査し、数社見積徴収を行ったものでありますと答弁がありました。

観光協会は町の顔である。これは意見といたしまして、顔であると。観光協会は、財源が厳しいので町が補助を行う。ホームページをつくることによって収益が出て、町に貢献できるようにやってもらいたいと意見が出ました。

また別の意見として、観光協会単独で製作するのではなく、商工会のホームページを製作した業者や商工会と連携を取りながらやるべきではないかと。また、発展的なところを考へて、今まで以上のホームページ作成をお願いしたいと出ております。

また、この中で報告といたしまして、補正予算書中第2表繰越し明許費の款7、商工費、項1、商工費の社会資本整備総合交付金事業（上井手景観整備工事）については、本会議でも質疑がありましたが、震災等の関係もあり、計画変更や事業の中止等いろいろ審議しましたが、補助事業の最終年度でありまして、補助金返還等を考慮しまして、当初計画から整備箇所の変更と予算金額を2千500万円に減額し、繰越し明許事業で実施するものでありますとありました。

また土木部建設課関係におきましては、委員より、建設組合に依頼している工事は、区長さんと個人さんとは、どちらからの要望が多いのかとの問いに、執行部より、区長さんからの依頼・要望が多くありますとありました。

また委員より、繰越し明許費の天津東区内排水整備工事の工事予定箇所は、地震の被害はないのかとの問いに、執行部より、吹田団地内におきましては、団地北側に被害がでております。今回、工事予定箇所での大きな被害はありませんと答弁がありました。

土木部都市計画課関係におきましては、委員より、三次調査の委託が増額になっているが、三次調査で判定が上がっている割合はどれぐらいかとの問いに、執行部より、約2割程度でありますと答弁がありました。

委員より、三次調査の結果で、判定が上昇したのはどのような内容かとの問いに、執行部より、余震により被害が拡大していたものなど、一部損壊から半壊になった例がほとんどであります。中には、半壊から大規模半壊になった例が一部ありましたと答弁がありました。

また委員より、県から一部損壊にもお金を出すという話があり、調査を申請しようという話を何件か聞いているが、申し込みの状況はどうかとの問いに、執行部より、現在でも毎日数件ずつ申し込み

がっている状況であります。県議会が終われば、正式に支援が公表されますので、申請もかなり増えると思われましてと答弁がありました。

土木部下水道課関係におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第53号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてであります。

委員より、大津町浄化センター等包括的民間委託とマンホールポンプ管理包括的民間委託の限度額の積算は3年前に積算した金額と変化はあるのかとの問いに、執行部より、大津町浄化センター等の包括的民間委託につきましては、消化槽の中の浚渫及び防触工事を追加しておりまして、1千337万4千円の増額となりました。マンホールポンプ管理包括的民間委託につきましては、修繕箇所を減少により209万6千円の減額となっておりますと答弁がありました。

また委員より、消費税の増額分については、一般会計から繰り入れているが、このシステムでいいのか。使用料等の収入の中から返すべきものではないのかとの問いにおきまして、執行部より、消費税の確定申告により、951万5千円の増額になっております。下水道の使用料は維持管理費、総務管理費、事業費、そして元金の償還に充当しておりますが、元々消費税は下水道使用料分であり、元金に充当していた分を総務管理費の公課費に充当し、元金の償還に同額の一般会計繰入金を充当し財源組み替えを行いましたと答弁がありました。

採決の結果、議案第55号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてであります。

委員より、農業集落排水施設の老朽化等、今後予想される維持管理についての、今の段階から中長期的な試算をしていかなければならないのではないのかとの問いに、執行部より、農業集落排水施設の統合、農業集落排水地区の公共下水道への接続等行いながら、維持管理費の削減、その他の地域については、合併浄化槽への切り替えの推進を進めていきたいと考えておりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第57号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれましては当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第53号関連、議案第54号、そして議案第56号の3件であります。

当委員会では、今回、特に現地調査は行わず、研修室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

まず、議案第53号関連、平成28年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

まず、住民福祉部環境保全課関係では、委員より、解体業者間のトラブルの話をよく聞くが、大津町ではどうかという質問に対しまして、執行部より、大津町ではトラブルは発生しておりませんという答弁がございました。

また委員より、解体及び廃棄物処理は莫大な額である。平成28年度分としてどこまで見込んでいるのか。また、全体ではどこまで行うのかという質問に対しまして、執行部より、環境省査定では総事業費72億の見込みで査定を受けておりますと。概ね28年度、29年度で2分の1ずつを見込んでいます。平成29年度末までに仮置き場の現状復旧まですべて終わる予定ですと。

また委員より、この事業に係る財源はどうなっているのかという質問に対しまして、執行部より、国補助金2分の1、残りが起債となり、起債分を交付税で算入となります。また町が実質負担する額は補助対象事業費の2%程度になりますという答弁がございました。

委員より、見込み棟数と解体棟数にギャップがあるが、解体しない決断をした建築物や空き家が後々危険になる可能性はないかという質問に対しまして、執行部より、迷われている方も多く、悩んだ末に修理を選ばれる方もおります。空き家につきましては、区長や縁故者が動いて申請するケースもありますが、こちらから調査などは行っておりません。解体申請の期限は来年の3月末予定としておりますという答弁がございました。

次に、住民福祉部住民課関係では、委員より、個人番号カード発行の進捗率や現状の課題はどうかという質問に対しまして、執行部より、町に到着しているカードが2千590枚、そのうち交付済みが1千905枚、未交付が685件という状況です。未交付の対象者には、2回目の交付案内通知を行っており、日曜日の休日開庁も予定しておりますと。

また委員より、新聞にも記載されていたが、個人番号カードの申請件数は伸びていないのかという質問に対しまして、執行部より、大津町でも申請件数は全体の8%程度です。活用方法としては、身分証明書としての利用、税務署への電子申告などがあります。県内5市町村でコンビニ交付が実施されておりますが、利用件数は低迷しており、費用対効果は見込めない状況ですという答弁がございました。

次に、住民福祉部健康保険課関係では、さしたる意見は、質問もございませんでした。

次に、福祉課関係では、義援金の配分について、当初の説明より遅れている経緯は。また、被災者から引っ越し等で出費が嵩み、年末年始を迎えるにあたり、年内に支給してほしいという声を聞いているが、支給はいつごろになるのかという質問に対しまして、執行部より、町の義援金が4千万円ほど集まっており、10月に町の配分委員会を開催しましたが、直前に県が一部損壊の被災者に対して配分するとなったので、詳細が判明する12月中には配分委員会を開催する予定としております。なるべく早く支給したいとは考えていますが、申請手続き等もあり、県の支給に併せて年明けに行いたいと考えています。また、義援金だけでは賄えないので、町独自の予算で捻出することも考えておりますという答弁がございました。

委員より、もし、町独自の配分をするのであれば、配分委員会の前に町の方針を決めておかなけれ

ばならないと思うが、どう考えているのかという問いに対しまして、執行部より、町の支援金や給付金を活用してはどうかなどいろいろな意見があります。県の義援金の事務手続きも始まりますので、修理費100万円未満の被災者をどう救済するかなど検討を行っていきますという答弁ございました。

また委員より、けがをして入院した人や、地震により認知症になった人などへの見舞金はあるのかという質問に対しまして、執行部より、死亡や重傷者には弔慰金があります。しかし、認知症に対しては災害関連死でも認定が困難である状況から考えますと、もっと難しいと思われますという答弁ございました。

また委員より、支え合いセンターの取り組み状況はということで、執行部より、10月に支え合いセンターを開設し、約2カ月が経過しました。現在、主任生活相談員を1名、生活相談員を3名、生活相談補助員を8名、事務を1名配置して事業を進めております。仮設住宅での孤立を防止するため、まず仮設住宅を中心に毎日相談員による巡回訪問を行い、併せてみなし仮設住宅へ電話連絡や郵送による周知を行っています。ただ、解体がまだ終わっていない世帯も多いため、日中は自宅に戻って片付けをされるなどして、仮設に不在の方が多いため、なかなか会うことが難しい状況もあります。しかし、ある意味では、自宅に引きこもっている訳ではないため、そういった意味では生存確認はできている状況です。巡回訪問のほかに、集会所を活用したサロンや、NPOによる栄養指導活動など、個々の状況を把握しながら事業展開を行っております。入居者からは、「やっと集う場所ができた」と心待ちにされていた方や、電話連絡を入れたことに涙を流して喜ばれた方もいて、被災者の心の安堵感に繋がっていると思われまます。これからは、在宅被災者に対しての周知や支援についても順次行っていく予定ですという答弁ございました。

また委員より、仮設やみなし仮設には、日中は仕事などで人がいないと思うが、夜間に電話や訪問はしないのかという質問に対しまして、執行部より、みなし仮設は町外にあることも多く難しいですが、仮設については、夜間や休日にNPOクラブおおづに事業を行ってもらっておりますという答弁ございました。

続きまして、学校教育課関係では、委員より、臨床心理士報酬費の増額について、どのくらいの件数でどのような内容の相談が増えているのかという質問に対しまして、執行部より、現在抱えているケースは、小学校16件、中学校4件、教職員1件です。1人のケースについて、事前のカウンセリングから臨床心理テストをするかどうかの判断をして、テストを実施してフォローアップを行いますので、1人当たり4回から5回のカウンセリングを行うこととなります。これを基に、学校でどの部分を伸ばしていくか等の判断をして、その子に応じた指導をしていきます。内容は、家庭の問題や学校への対応ができない、授業に集中できない等の情緒的なものが増えていきましたという答弁ございました。

また委員より、休職している教職員はいるのかという質問に対しまして、執行部より、町内で数名が休職している状況ですと。

委員より、いじめの状況はどうかということで質問がありましたけども、執行部より、各学校からの報告の中で、件数としてはあがってきておりますが、随時対応しておりますと。それが解消された

かどうか毎月報告がありますという答弁ございました。

続きまして、学校教育課の学校給食センター関係では、委員より、熊本地震発生後、翌月の5月9日から給食を再開したが、施設に対して影響はなかったのかという問いに対しまして、執行部より、ボイラーの基礎及び本体に破損があり交換はしましたが、天井から吊るしてあるダクト類や配管への影響はありませんでした。調理器具類では、消毒保管庫などが倒れたり、食器洗浄機や連続揚げ物機の土台は動きましたが、調理に影響するものではありませんでしたという答弁ございました。

続きまして、生涯学習課関係ですね。委員より、地域生涯学習施設等復旧事業費補助金について、要綱はあるのかという質問に対しまして、執行部より、新たに策定をいたしました。

委員より、施設の耐震補強は該当になるのかという問いに対しまして、執行部より、補強改修も該当になります。平成29年2月末までに被害報告が必要となりますので、今後、区長を通じて被害報告等の調査を行いますという答弁ございました。

それから委員より、総合体育館を早く利用したいという意見がある。どうして早く復旧工事ができないのか。また震災等で人件費や施工単価等の高騰が考えられるか、その点はいかなものなのかという質問に対しまして、執行部より、都市公園である大津町運動公園は、国土交通省が事業管轄となりますので、災害復旧を行うためには、国の査定を受けなければなりません。総合体育館の被災状況は、アリーナ屋根の主要な部分の破断や天井部及び照明等の落下など多数の破損箇所がみられます。調査を進めていく中で、目視で確認できない部分や工事が複雑になる部分があり、設計に予想以上の時間を要しました。今後のスケジュールといたしましては、この12月議会に補正予算、3月に基本協定の締結について議決をお願いし、平成29年12月に工事完了を見込んでいます。人件費や施工単価等につきましては、高騰した見込額を計上しております。また、町民の皆様には、現在の復旧状況等をこまめにわかりやすく広報やホームページを活用しながら情報の発信に努め、スポーツを通じて元気で健康に過ごしていただくことで、町の復興につながるよう今後もスポーツの推進を図っていきますという答弁がございました。

また委員より、天然芝のままでも影響がないのではないのかという質問等もありまして、また、運動公園多目的広場は、人工芝改修事業をやらなければならないのか。災害復旧工事と新規事業工事が並行して進む姿は住民にどのように映るのか。こう想像した場合、今やるべきことなのかという質問ございました。執行部より、多目的広場整備工事、人工芝改修事業は、今年度重点施策として準備を進めてまいりましたが、熊本地震の影響により、事業着手が遅れてしまいました。多目的広場は19年が経過し、この公園内では一番古く、また一番利用が多い施設でもあります。残念ながら天然芝は老朽化し、回復が大変遅くなり、改修の時期がきております。特に、グラウンドゴルフやサッカー等のシニア層の愛好者の方々から改修を切望する意見が多数きております。人工芝への改修は、天然芝と比べ養生期間や使用期間等の制限が不要であり、今までより倍以上の利用や使用料収入が見込めます。維持管理に係る経費も安価となり、効率のより費用対効果が望めます。また、日本では、2019年ワールドカップラグビー、2020年東京オリンピック、パラリンピックの開催が決まり、現在、キャンプ地誘致活動が全国で始まり、町もスポーツコンベンションを含めた形で多くの方に大津町に来

てもらうためにも、大津町も手を挙げているところでもあります。今後の活用として、まずは熊本地震で被災した町民の皆さんに元気になっていただくために、健康体力づくりの場として活用していくことや、熊本地震から復興してきているスポーツタウン大津を全国にアピールし、大津町を訪れていただくことにより、地域経済効果を高めたいと考えております。また、この整備事業は、国庫補助の社会資本整備総合交付金事業の5カ年計画の最終年度でもあり、本年度の実施しなければ次年度以降にこれほど有利な補助金はないと聞いておりますので、改修時期を迎えた今、チャンスを逃さないよう取り組ませていただきたいと考えております。

それから委員から、現状では、業者の人手不足や震災に伴い人件費や材料費等の単価が上昇するのではないかという質問に対しまして、業者の人手不足については関係団体等に相談をいたしますという答弁がありました。

またラグビーワールドカップなど復興の起爆剤として必要であると思いますが、町復興計画にどう位置付けをするのか。将来像をどう描くのかを説明するべきではないかという意見もありまして、また、今取り組むことにより、未来に夢を見ることができ、このことは住民全員で共有する必要がありますので、説明が非常に大事だと思いますと、執行部より答弁は、町民の皆様には、この整備事業について広報年末紙特集号や情報誌、ホームページを活用しながら情報の発信に努め、本事業についてのご理解をお願いしていきたいと考えておりますという答弁がございました。

続きまして、生涯学習課関連の公民館に対して、委員より、錦野地区公民館分館の震災復旧については補助金はあるのかという質問に対しまして、執行部より、国庫補助事業で「公立社会教育施設災害復旧費補助金」がありますが、地震被害等調査後、町が「特定地方公共団体」に該当すれば3分の2の助成が受けられますと。

また委員より、錦野地区公民館分館は、震災復旧工事後に地元に移管となるのかという質問に対しまして、執行部より、公民館分館の幾つかは地元移管をこれまで計画的に進めており、震災復旧に関わらず、老朽化した施設となっているため通常の改修工事、修繕を含めて地元の協議しながら進めてまいりますという答弁ございました。

続きまして、子育て支援課です。委員より、公立幼稚園で3歳未満児の受け入れをすると聞いたが、どうなっているのか。執行部より、これは決定ではありませんが、平成29年度から3歳未満の誕生日を迎えた翌月から受け入れる案を計画しているところですよという答弁ございました。

また委員より、保育所等における業務効率化推進のための保育システム補助について、パッケージを導入するための補助だと思うが、今後、導入されるのか。また、公立保育園は導入しないのかという質問に対しまして、執行部より、具体的にはソフトの購入に充てるところを想定していますが、各私立保育園については、今後新規で導入予定です。公立保育園については、補助がないため導入しない予定ですと答弁ございました。

また委員より、このシステムを導入したことにより、保育士の負担軽減に繋がるのではないかという質問に対しまして、執行部より、町内の全私立保育園から導入希望がっており、負担軽減に繋がることを想定しております。補助は1カ所当たり上限で100万円です。園によっては全クラスに導

入し、各クラスで管理をしたと考えているところもあり、200万円ほどの自己負担が出て補助を活用したいとのことでした。

また委員より、同じ保育園であっても、公立保育園は導入を考えていないということだが、導入はしないのかという問いに対しまして、執行部より、システムの内容が良ければ、今後導入を考えたいと思います。今回、私立保育園に聞き取りを行い、補助があれば導入したいとの希望があり予算を計上いたしました。

委員より、保育士の人手不足による問題もあるのかという質問に対しまして、執行部より、保育士の資格を持った人でも全国的に約6割が保育園で働いていない「潜在保育士」となっております。その理由として、賃金が希望と合わない、責任の重さ、事故への不安など保育士を希望せず、全国的に保育士不足となっているのが現状ですと答弁ございました。

採決の結果、議案第53号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第54号、平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。質疑はございませんでした。

採決の結果、議案第54号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号、平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算についてであります。

委員より、熊本地震が給付にどのような影響を与えたのかという質問に対しまして、執行部より、地震により具合が悪くなり入院した方や、自宅での生活が難しい方の施設入所が増加しました。施設入所者が増えることで、高額介護サービスや食費・居住費をまかなう特定入所者サービス費も合わせて増加いたしました。具体的な数は、例年70件程度の老健入所が90件台になりました。120件台の特養入所が130件台となっております。また、新規認定者の増加も影響の一つと考えております。第1号被保険者も着実に増加しており、地震だけではないが、地震の影響も大きいと思われますと。

それから、委員より、地域密着型サービス費が増加しているが、事業所数が増えたのかという質問に対しまして、執行部より、利用定員19人未満の小規模なデイサービス事業所が町内で3事業所移行しております。町外の事業所を利用している方もおられますので、町外の事業所は14事業所となります。地域密着型の特別養護老人ホームが1事業所、グループホームが1事業所増えておりますという答弁ございました。

採決の結果、議案第56号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上でございます。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますよう、お願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第51号、議案第52号、議案第53号関連、請願第2号の4件であります。

当委員会は審議に先立って、12月5日午前中に関係する5カ所の現地調査を行い、午後から大津町町民交流施設研修室で、執行部の説明を求めながら、審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果について、主なものを要約してご報告いたします。

まず、議案第51号、大津町税条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、条例の中身の改正は具体的にどのような改正になるのかとの質疑に、執行部より、株式の配当を例にしますと、台湾の投資事業組合等で得た配当に関しては、まず台湾による税率で税が課せられますが、「日台民間租税取決め」に基づく配当であると申告することで、本来であれば約20%の税が約10%に軽減されます。当然、日本においても配当に関しては約20%の税が課せられますが、同様に「日台民間租税取決め」に基づく配当であると申告を行うことで、税額が約10%に軽減される仕組みとなり、その結果、二重課税が廃除されることとなります。このようなことで、町民税の課税にあたり、通常は100分の6の税率を課するところを、「日台民間租税取決め」に基づき、台湾所在の投資事業組合等を通して得た利子及び配当所得については、二重課税を回避するために100分の3の税率を課すために条例を改正しようとするものですとの説明でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第51号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。質疑、また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第52号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第53号関連、平成28年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

まず、総務部総務課について、委員より、指定避難所のテレビの11カ所はどうなっているかとの質疑に、執行部より、野外活動等研修センターをはじめ、矢護川コミュニティセンター、陣内地区公民館分館や各小中学校体育館などです。もともとアンテナ線がきていない体育館などもあるので、その配線に係る工事費も含んでいますとの答弁でした。

委員より、避難時のみでは設置しても利用が少ないのではないか。せっかくなので避難所において防災学習の場を開くなどして活用することも検討してどうかとの質疑に、執行部より、今回、日本消防協会から寄贈された車があり、その中には防災学習教材などもあり、DVD等接続して上映するなどを検討していきますとの答弁でした。

委員より、避難所等運営補助金はもともとあったものなのかとの質疑に、執行部より、今回、町が独自に要綱を定めて補助することとしたものです。各避難所において、住民の避難受け入れから炊き出しなどに至るまで大変ご協力をいただきましたので、一律3万円と1人当たり100円を支給しようとするものです。

委員より、今回の熊本地震だけでなく、今後も避難所として開いた場合は至急されるということかとの質疑に、執行部より、定めた要綱に該当するものについては、今後も支給してまいりますとの答

弁でした。

委員より、避難所”等“となっているが、ほかに何か含まれるのか。また、こうした補助金は自動的に支給されるのか、申請に基づいて支給するのかなどの質疑に、執行部より、基本的に避難所に対するものであり、支給対象となる地区はこちらで把握しているので、その対象地区から申請をあげてもらってから支給となるとの答弁でありました。

委員より、体育館の避難所としての安全性はどうなっているのかなどの質疑に、執行部より、体育館の被害については教育委員会での改修を行うとことで、現在取りかかっています。改修が終了したその後に、避難所として活用していくとの答弁でありました。

委員より、地域によっては、「勝手に避難所を開くとケガなどへの対応はどうするのか。」と危惧して躊躇する場合もあると聞かすが、地域の避難所として、身近な公民館、集会所などを活用できないのかなどの質疑に、執行部より、避難所におけるケガなどについては、保険対応ができると思います。災害等の場合は、一時避難所としてより身近なところに避難していただき、災害が長期化する場合には広域避難所へ避難することになると思います。仮に、避難所でケガなど何かあっても、保険を適用していきたいと思います。

委員より、どういう保険があるかということですが、執行部より、総合賠償保険、あるいはコミュニティ保険を使うこととなります。

委員より、こうした保険関係について、町の避難所運営マニュアル等には定めているのか。また、地元の区長さんの中には知らない人もいるのではないのかなどの質疑に、執行部より、避難所運営マニュアルと一緒に初期対応マニュアルなどもあります。しかしながら、そうしたマニュアルが今回の熊本地震で機能したかどうか、また、十分周知できていたかどうかなどについては、今後、随時見直しを進めてまいりたいとの答弁でありました。

委員より、消防団の消防詰所の財源問題で、1割地元負担で、その1割は空港整備協会、空整協で、残りは一般財源という説明だったと思うが、復興基金が配分されれば振り替えるということかとの質疑に、執行部より、仮に消防詰所と積載車庫を新築する場合、700万円くらいの費用がかかって、補助費500万円を除く残り200万円の負担をどうしていくかということになってきますが、熊本空港周辺環境整備協議会の補助金で十分カバーできるものと思います。また、積載車庫は町の車なので町からの補助対象となるものの、どうしても詰所については地元負担が発生することになります。復興基金もメニューとしてあるものの、どういったところにどの程度くるかという詳しいことがわかりませんので、中身が判明次第、振り替えられるものは振り替えていきたいとの答弁でした。

委員より、倉庫以外について負担金が発生するのか。また、解体費は補助対象に含まれるのかなどの質疑に、執行部より、地元負担については、若干お願いする部分が出てくる場合があります。また、解体は公費解体で行いますとの答弁でした。

委員より、消防倉庫や詰所等の全体の被害状況はどうなっているのかなどの質疑に、執行部より、町内で被害調査を行っているところですが、被害の詳細としては、積載車庫、詰所、火の見櫓等で6千200万円、防火水槽被害額が6千900万円、併せて消防関係で1億3千100万円で試算をして

いるところです。

委員より、外牧の消防倉庫などを現地を見たが、道路が狭くカーブのある場所で他に適した場所があるのではないかとこの質疑に、執行部より、どうしても集落の中に詰所をつくる必要がある関係でそのような問題がありますが、建設場所については、地元と協議して今後を決めていきたいとの答弁でした。

委員より、復興基金の使い道は県議会で決めているのか。今回の県議会が終わればどこに交付されるかわかるのかとの質疑に、執行部より、現在、県議会で議論されているところなので、年明けには何らかの情報が入ってくるのではないかと考えています。県議会で議論されているのは26億円分です。それ以外はどうなるかまだわからないところでありますとの答弁でした。

続いて、総務部総合政策課関係で、委員より、「おおづマップ」とはどのような地図かとの質疑に、執行部より、総合型の土地情報システムで、主に経済部や土木部に所属する職員が利用し、今回、そのソフトウェアの入ったサーバーが故障したため、補正予算を計上しているとの答弁でした。

続いて、総務部財政課関係で、歳入欠かん債の財政措置はどうなっているかとの質疑に、執行部より、元利償還金については、普通交付税算定時に75～85.5%算入されますとの答弁でした。

委員より、様々な起債があるが、災害復旧債が一番有利な起債なのかとの質疑に、執行部より、災害復旧債の中でも補助がある災害復旧事業については、95%算入、庁舎建設を含め、補助がない単独の災害復旧事業については47.5～85.5%を算入、それから、歳入欠かん債については、当初、特別交付税で57%算入でしたが、75～85.5%を普通交付税措置することとなりました。また、廃棄物処理等に係る災害対策債については95%を普通交付税に算入されることになっていますとの答弁でした。

続いて、総務部税務課関係で、委員より、町民税の減免は今後も継続をするのかとの質疑に、執行部より、平成28年度に課する平成28年度分の町民税のみとなりますとの答弁でした。

委員より、3年ごとに見直す固定資産税の評価替えと熊本地震による影響はどう関連してくるのかとの質疑に、執行部より、次回の評価替えは平成30年度になりますが、被災家屋については、来年度から被害程度に応じた評価の見直しを行う予定です。評価方法については、全ての被災家屋の現地調査をすることは困難ですので、東日本大震災において、国の通知に基づき、損害程度に応じた補正率を適用する簡易評価方式をとられていることから、大津町においても同様の補正を行いたいと考えている。ただし、既に修復を完了した家屋については、その取り扱いについての検討が必要となります。また、評価については、近隣自治体との均衡を図るよう国の指導がありますので、2市2町で構成する菊池地区税協議会において、また、熊本市の動向も見ながら調整を行いたいと考えているとの答弁でした。

委員より、一部損壊の家屋に対する固定資産税の評価替えはどうするのかとの質疑に、執行部より、一部損壊の評価替えについては、住民の方から評価に反映してほしいという声が寄せられており、近隣自治体との調整を図りながら慎重に詰めていきたい。ただし、国の通知には、家屋の価値が大幅に減少する程度の損耗が生じている場合に、補正率を適用すべき旨が明記されていることから、一部損

壊家屋への補正率の適用については、慎重に検討していきたい。参考までに、現時点での情報では、熊本市は一部損壊の家屋に補正率を適用しない方針のようでありますとの答弁でした。

委員より、今回の熊本地震で、大津町全体の土地の価値はどうなるのか。また、地震による土地の座標のズレはあったのかとの質疑に、執行部より、委託している不動産鑑定士の情報によると、地震により大津町全体の土地の価値の低下はないということでした。ただし、一筆ごとに見ると減免を行った土地もあり、評価替えにあたっては近隣の状況を踏まえて適切に対応していきたい。また、大津町を含む周辺10市町村については、地震により複雑に地殻が変動したことから、現在、国土交通省による基準点を補正するための測量調査が行われている。来年の3月にその結果が公表される予定となっていますので、その結果に基づき、町内の座標データを修正する予定でありますとの答弁でした。

以上で質疑を終わり、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第53号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、請願第2号、「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める要請についてであります。

最初に議会事務局から朗読説明をさせ、委員からの意見がありました。そもそも企業として鉄道の安定運営は当たり前なことだと思うが、1企業のことには議会として意見書をあげる必要があるのか。1企業のことに対して、安易に議会から意見書を出すべきではないのではないかとの意見。少しでも軽減措置をやってほしい。軽減措置が平成30年に切れるので、それを引き続きやってほしいということだと思うが、総合経営をしているので、黒字の事業と赤字の事業があると思う。また、肥後大津駅の南。北口を整備するにあたり、JRは1円も出していない。それなのに、こういうときはどうにかしてほしい言ってくるが、これは企業として当たり前なことだと思う。また、通勤や子どもの通学のことを思うならば採択をすべきだと思う。また、この請願に賛成しても、豊肥本線の復旧はいつになるかわからない。民間企業なので、儲かる事業はやるし、儲からない事業はしないということだと思う。利益を優先してできるだけお金を出さないようにということではないか。豊肥本線がきちんと阿蘇まで続くようにという理由であれば賛成できるというような意見が出されました。

討論はありませんでした。

採決の結果、請願第2号については、賛成3、反対2で原案のとおり採択すべきものと決しました。当委員会に付託されました案件は以上であります。

最後に、当委員会は閉会中の継続調査として、去る10月14日に熊本市で行われた『熊本地震復興再生会議 連続シンポジウム (第1回)「あの時起きたこと～地震発生直後の自助・共助」』のシンポジウムに参加しました。

兵庫県立大学防災教育研究センター長室崎益輝様を講師として講演があり、その後、大学特認教授、防災士、主婦、大学院生をパネリストとしてパネルディスカッションがあり、地震発生直後の自助・共助の経験教訓が中心でした。4人のパネリストは、いずれも自ら被災しながら、周りの人たちと力を合わせて困難を乗り越えた。また、その先頭に立って頑張ってくれた方々です。自助・共助という言葉は、かつて行政サービスの切り捨てに利用されてきた感がありますが、いざ大災害の時には、

まず自ら安全に避難する心構え、訓練が役に立つことであり、自助のあとには共助よりも互助、お互い助け合うのが当然ではないか。そのための仕組みづくりのノウハウを備蓄していきたい、そういった講演の内容でありました。

以上、研修の報告とします。

これで継続調査の報告も申し添えましたが、議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 新庁舎建設特別委員会委員長津田桂伸君。

○新庁舎建設特別委員会委員長（津田桂伸君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、新庁舎特別委員会に付託されました案件につきまして、委員会の審査の経過並びに結果を報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第53号関連の1件であります。

当委員会は、12月2日に大津町町民交流施設（オークスプラザ）集会室で、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

以下、その審議の経過の概要と結果について、主なものを要約して報告申し上げます。

議案第53号関連、平成28年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

まず、委員より、起債の利率について、予算書には5%と記載してあるが、被害関係の起債が多額になっており、利率0.6%の民間資金もあるので、それを利用できないかとの問いに、執行部より、災害復旧関連の起債については、財務局からの借入となっております。普通交付税算入の関係からも利率が0%になることはないと思われまますとの答弁がありました。

次に、委員より、庁舎の解体から建築までのゼネコン1社に任せたいほうがコンサルを入れるより安価で短期間で完成するのではないか。施設の長寿命化や解体から建築まで一本化して無駄なくしてほしいとの問いに、執行部より、基本構想で町の考えを整理する必要がある、旧庁舎はそのままの危険な状態であるため、解体を先に進めていきます。仮設倉庫の再利用検討をしていきますとの答弁がありました。

また委員より、計画策定をする場合、何者か見積りをもらう予定なのかとの問いに、執行部より、予算積算のための見積りは数者からもらっておりますが、入札発注予定ですとの答弁がありました。

続いて、委員より、庁舎の規模や機能はどのようになるのかとの問いに、執行部より、規模や機能は現時点ではまだ未定で、基本構想の中で考えていきますとの答弁がありました。

また委員より、庁舎はUR（都市再生機構）に依頼しないのかとの問いに、総合体育館は、建設時にUR（都市再生機構）で施工している関係で、災害復旧工事も依頼しますので、庁舎は違いますとの答弁がありました。

続いて、委員より、仮設倉庫はどこに建てるのかとの問いに、執行部より、老人福祉センター南側の土地で、北側に書庫、南側に駐車場を計画していますとの答弁がありました。

続いて、委員より、庁舎解体後に杭抜きはしないのか。再度同じ場所に建設する場合には、杭はそのままできないのかとの問いに、執行部より、杭抜きは5千万円程度かかるので、杭は抜きません。同じ場所に建設する場合は抜く必要がありますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第53号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、当委員会は、閉会中の継続調査といたしまして、去る10月7日と11月15日に大津町町民交流施設（オークスプラザ）の集会室で、新庁舎建設及び旧庁舎解体に係る現状と今後の方針について執行部より説明を受け、意見交換を行ったことを報告します。

当委員会に付託されました案件は以上です。

以上、継続審査の報告も申し添えましたが、各議員におかれまして、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、新庁舎建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、各委員長の審査報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。11時25分から再開いたします。

午前11時16分 休憩

△

午前11時25分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 会議を開きます。

これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） それでは、議案53号、一般会計補正予算の観光協会のホームページに関する点について質疑をしたいと思います。

中身はですね、もう十分わかりだと思うんですけども、問題はですね、ホームページの作成会社にあったということではなくて、サーバーの運用会社のほうにこのサイバー攻撃を受けたという原因というのはそちらのほうに大体なら対応してもらうべきところだと思います。細かくいいますと、そのサーバーの運用会社のレンタルサーバーが専用であるのか、共用であるのかとかですね、あるいは、どのようなCMS、コンテンツマネジメントシステムを使っているのかとか、そういったところを基に考えていかなければいけないんですが、そういう技術的な話をですね、議会のほうでということも、非常に委員会のほうでということも難しいかと思います。じゃあ今後どうするのかということを考えましたときに、結局、そうしたその専門的な立場からの意見を聞きながら今度のその予算を執行することができるのかということ担保する必要があるのではないかと考えます。つまり、観光協会に任せきりというのではなくて、やはりその補助金の根拠が町の観光の振興ということにあるのであれば、そのホームページの今度新たに立ち上げるということに関しても、町がやはり関与すべきであるのではないかと、そうしたときに、やはりその町の中でICTに関する専門的な知見を持っている部署というのはございますので、そちらのほうで支援をしてこれを進めていくことが可能なのかということについて確認ができたのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長（永田和彦君） 佐藤議員の質疑に対してお答えいたします。

いちいちごもっともなご指摘だろうというふうに思っております。実際、委員長報告で報告しまし

たのはごく一部でありまして、またいろんな意見も出ましたし、この中でちょっと説明が全体はできなかったという部分もあります。実際、サーバーにつきましては専用ということで、実際、その観光協会のホームページから進入されて、専用サーバーをすべて乗っ取られた形で、その専用サーバーに入っておられたいろんなほかのいろんな会社のホームページもすべてそのサイバー攻撃に遭われたということになります。そしてまた、セキュリティに関しまして、じゃあ何でそんなことが起こったのかと、今後もまた起こり得るじゃないかというようなご指摘であったかなと思いますが、まず、その審議の中であったのが、じゃあ町のホームページは乗っ取られるのと、商工会のホームページは乗っ取られたりしないのって、何で、どこに差があるのってというような意見も実際出ております。それに重要なことは、まず、その使う側の方がそのホームページを操作するにあたって、どこが重要かというのは、パスワードの更新ということで、実際問題となった点は、ご指摘されたようにですね、やっぱりそういったところの不備があったのではないかということで、パスワードのそういった更新が長期間されてなかったということで解読されてしまったという報告を実際受けております。例えば、役場であるならば、2週間に1度とか、1週間に1度とかいうパスワードの変換によって、解読されないようないろんな法を講じているというふうに聞きましたけれども、やはりそのホームページを作られた会社からの意見では、そういったことではやはり進入されますねっていう報告があったそうです。実際、じゃあ今後考えたときにですね、どういった形でその守っていくかということですね。そういったもう攻撃に遭わないように。とすることは、まず最初に申しました、町とか商工会と連携できないのか。そこでセキュリティを高められないのかということと、使用方法をきちんと守ってそういったパスワードの更新なり何なりをずっとかけていくというようなことはできないのかということで、実際、今回の全員賛成で委員会では可決したわけでありましてけれども、そのところは厳重注意という形でやはり観光協会に対して、係からですね、そのところをきちんと守ってもらわなければ、こういった予算は実際は通らないんだよということを申し添えております。ですから、このそれ以上ですね、深い専門的な知識になりますと、私たちもちょっとわからない部分がたくさん出てきますけれども、要は、そういうふうにはサイバー攻撃を遭わないようにするにはどうしたらいいのか。それには、使う側の過失があったんじゃないかということも煮詰めていって、もう事後対応になってしまいますので、今後そういうことが絶対にないように、これからそのよりよいホームページで町に貢献してもらいたいというのが閉めという形になりました。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 他に質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 文教厚生常任委員長の報告の中で、一つちょっと私の理解不足だったので、再度ちょっとお尋ねしたい部分が、今回ですね、新規に補助金の対象となりました、28ページですね、議案53号ですね、28ページに保育所等における業務効率化推進事業補助金というのが新規に創設されております。この点がちょっとわからなかったんですが、実際、委員長報告の中で待機児童に対する点がる言われたところがあったかなと思いますけれども、結局、これをするることによ

ってですね、結局のところ待機児童の解消につながるのかなというところがちょっとはつきりしなかったというところですね。何か委員の意見の中では、保育士さんは足りているのかということで、実際保育士の資格を持った方がたくさんおられるけれども、潜在的な方々がおられてその従事しておられないという方々もたくさんおられるというような報告があったかなと思います。要は、我々が知りたいのは、この新規事業によってその待機児童の解消に繋がるんだというような結果をもたらすような事業なのかということですね。この点について質疑いたします。

もう一つは、総務委員長に対してであります。今回、請願を審議されております。JRということで、非常にこの点におきましては国の管轄かなと思う部分もありますけれども、実際、JRに対する法律というものも国鉄からですね、JRに変える時に、そういった法律、関する法律がいろいろありますので、そういったもの私もはっきり言ってそのちらっと代見みただけで、中身というのは知り得ないんです。勉強不足で申し訳ございませんが、この中で客観的にこの要望の中の1、2、3、4とあげてあります。その中でちょっとこう詳しくこの点を聞きたいというのは、1番の被災した地方自治体の負担を軽減することとありますので、うちあたりはもう大津町被災しておりますので、被災した自治体の負担を軽減すること。これということは、我々は、本来、このJR法によって負担しなければならないという自治体になってしまうのかなと。だから軽減を行ってくださいということですね。あと一つは、あまりにもちょっと大きいのでわからないんですが、3番、4番に、支援スキームの拡充であるんですね。これを理解するのはちょっとこう支援スキームの拡充を図るて、もう恐らくですね、もうちょっとそつとの項目ではないと思うんですよ。ですから、これじゃちょっと漠然としてですね、ちょっとわかりにくいかなと、何かこう簡単に説明とか何か内容がわかる何ていうか、説明を願えんかなというところでもあります。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 永田議員の質問に対してお答えしたいと思います。

先ほど待機児童のお話もされましたけど、待機児童の解消に繋がればいいんですけども、今回はそのソフト購入によって業務の少しでも保育システムの補助によってですね、業務が少しでもこう解消され、その分、保育士に対して業務の負担が減ればというようなことで、先ほど報告しましたように、公立保育園には、今回は補助が出ませんので、近隣のほうもですね、一応話の中で出てきましたけども、近隣はどうかというようなことでしたけども、菊陽のほうでも導入したいという意向はあるそうでございます。公立はどうして入れないのかというような話でしたけども、まず様子を見てからということですけども、そういう補助金制度が来年、次年度でもまたあればですね、導入したいというようなことで、先ほど言われましたように、これで待機児童が減るかというようなことには、少しでも結び付けばいいんですけども、そういう話でございました。なかなか一番のあれは、今度第二よろこび保育園もできますけども、私も前回のときも言ったんですけど、保育所が足りない関係で今度は引き抜き合戦といいますか、引き抜きがおきないようにだけはしていただきたいというようなことで言ったこともありますけども、今回の審議の中では、待機児童がこれで解消されるかという話まではい

きませんでした。で、様子を見ると、いいことはわかっている、私立保育園の全ての私立保育園のほうからこれ導入したいという要望があがっていると。保育園次第では、先ほど言いましたように、自己負担が200万円以上になってでもですね、全教室に入れたいというようなところもあるので、いいからいいということで入れられると思いますけども、何遍も言いますが、今回は公立はしないと、様子を見るというようなことでした。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） 永田議員の質疑に対してお答えをいたします。

今回、請願の審査にあたりまして、意見書の案の中に、被災した地方自治体の負担を軽減を図ってほしいということと。それから、治山・治水、鉄道防災・予防保全、施設の大規模改修等に対する支援スキームの確立を図ってほしいという文言が入っております。先ほどの報告では申し上げませんが、審査にあたりましては、請願者のほうから参考資料が配付をされました。必要であれば後ほどコピーして差し上げたいと思いますが、この中で、審査の中で出てきたのは、豊肥線の立野、山の崩落があって、57号はもちろんでありますけど、豊肥線の線路も土砂によって埋まってしまいました。ところが、今回、激甚災害指定にあたって、JR九州のこの復旧支援は、この激甚対象には含まれて、対象外とされているということだそうです。それがいただいた資料ですので、多分それを信用するしかありませんけど、多分そうだと思います。

それから、地方自治体の負担の問題ですけれど、先ほど言いました、激甚災害における鉄道の早急復旧に関わる課題ということで、激甚対象にされないということと、同時に、助成スキームというのは、鉄道軌道整備法の中で定められているそうです。これによると、過去3年間赤字であった、今後5年間赤字見通しであるという路線。それから、災害復旧事業費が鉄道運輸収入の1割以上である、多額であるということ。それから、鉄道収入だけでは復旧費用の捻出が困難である。これが認められた場合、初めてこの災害復旧の事業費の2分の1が補助されると。あとの2分の1は鉄道事業者が自分で出ささい。その補助の中で、要するに、2分の1ですね、国が4分の1、地方自治体4分の1負担をなささいというふうに入っている。これが鉄道軌道整備法の中でこうした災害時の補助制度がうたわれているということ。委員会の審査の中でも、あれだけの国道57号復旧だけでも相当困難なのに、鉄道を復旧するのにJRが金を出しきらんだろうか。賛成者の中には、それはやっぱ国をあげての何か支援制度がないとJRがもう出しきらんということになれば、豊肥線の廃線にもつながりかねないというような意見がございました。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 他に質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 文教厚生常任委員長に対して、再度質疑いたします。

要はですね、例えば、この議案53号について、例えば、この補正予算の概要が載っておりますね、結局、民生費国庫補助金ということで、私立保育園7園に対して100万円ずつという形、しかしな

がら、補助率が4分の3ということで、525万円、本来なら700万円が全額ですけれども、525万円は国庫補助金として町に入ってくると。そして、それを渡すという形ですけれども、その足りない4分の1、175万円は町の支出ということですね。ということは、結局、町として何をしたいのかと思ったときには、もう詰まるところ、その待機児童の解消なんです。それにつながらないというような答弁であるならば、何でそのお金を私立保育園のために出さないかんとていう形になるかと思えます。単純ですよ。公益性というのがなければ、公金は使えないんです。ですから、そういった意味での質疑ですから、ただ事務とか、いろんなものが効率が図られたとかいうのであるならば、これは自らすることでありまして、その町の運営の中で、形の中でそういったものが回り回って負担軽減につながって、そういった待機児童等も受け入れられる体制が各園揃ってきてというようなですね、そこが重要な審議だろうと私思うんですけど、再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 今言われましたとおりでございますけども、結局、事務の軽減等で職員の仕事が少しでもこう負担が減ってくればですね、その分改善されるんじゃないかと。それはやってみないとわからないことですが、もちろんゆくゆくは待機児童の解消に繋がるというふうに私も思ってますし、繋げてほしいと、そのための前もって猶予期間じゃないですけど、1年してみても、その結果の報告等もまた出てくると思いますが、その実績がどういう形で待機児童の解消に繋がったかというのを検証されるというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第48号、大津町農業委員会の委員の定数条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、大津町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第50号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、大津町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、平成28年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第53号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決いたします。

請願・陳情審査報告書は議席に配付のとおりです。

まず、請願第2号、「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める要請についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。本件は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、請願第2号、「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める要請については、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに、決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午前11時56分 休憩

△

午前11時59分 再開

○議長（大塚龍一郎君） お諮りします。

ただいま佐藤真二君外3人から発議第6号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

**追加日程第1 発議第6号 「鉄道安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」
を求める意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決**

○議長（大塚龍一郎君） 追加日程第1、発議第6号、「鉄道安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第6号提出者、佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 本件の趣旨説明をいたします。

まず、本件の採択に関しまして、全員賛成での採択ありがとうございます。ということですので、まず、この意見書のほうを読み上げさせていただくところで説明とさせていただきますと思います。

JR九州は発足当初からの赤字経営から脱却し、今秋、株式上場するに至った。しかし、本業である運輸サービスは、多くの赤字ローカル線を抱え、依然厳しい状況にある。

また、今回の熊本地震に見られるように、大規模災害は高頻度化、大規模化しており、災害からの復旧は経営を大きく圧迫するものとなっており、また、地方自治体にも大きな負担を求められるものとなっている。

現在、JR九州については、固定資産税の減免措置の特例等の国・地方自治体の支援スキームが適用されているが、こうした特例は2018年度末をもって廃止となり。ローカル線の維持や災害復旧の迅速化を妨げる要因となる。また、このことは、今後の大きな発展が見込まれる観光の振興や通勤・通学といった地方交通にとっても大きな問題となる。

今後も迅速な災害復旧を含めた、「安全・安定輸送」「地域を支える鉄道」という大きな役割を果たしていくためには、安定した経営と事業者の努力の範疇を超える課題については国の大きな支援スキームの継続・改正が必要と考える。

ついては、以下の項目について要望する。

記

1、自然災害の多頻度化・大規模化を踏まえ、これによって発生する鉄道施設・設備の被害からの

復旧に向けた支援スキームの拡充を図り、また被災した地方自治体の負担を軽減する措置を図ること。

2、鉄道事業各社による、地域交通や鉄道ネットワークの維持・発展に資する所要の措置を図ること。また固定資産税の減免特例等を維持拡充すること。

3、治山・治水対策の拡充・強化と、鉄道防災・予防保全の支援スキームの拡充を図ること。

4、老朽化が進む施設の大規模改修にむけた支援スキームの確立を図ること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 発議第6号について質疑いたします。

先ほど総務委員長の説明により、内容というものがかなりわかってきましたけれども、要は、再度こういった形で意見書が提出されて、今また新たに読み返してみますと、JR関連の法律というもので、法治国家ですからきちんと定められていると。それが今の説明の中では2018年をもっているんなその自治体や国の支援スキームがなくなってしまうと。そして、それに加えてこういった災害がいろいろ起こっているということでもあります。しかし、よくよく考えてみますれば、国が国鉄からJRにその変わるときに、国運営だったところを民間運営という形でやったわけですが、それなりにその時点で国において議論は尽くされてこういった形で、要するに、18年度までに黒字化しなさいというふうな形じゃなかったのかなと思ったりもします。そしてまた、先ほど質疑しました、地方自治体の負担、それは法律で定められておるということを考えましても、2条あたりを見てみますれば、固定資産税の減免特例、逆にうちの負担と恒久的に納税をしてもらうのとどちらが損か得かと、自治体にとってですね、考えたときに、地方自治体にもそういった法律で、例えば4分の1をそういった災害のときに見なさいというのならば、そういったものの固定資産が地方自治体にきちんと入ってくるとするならば、大津町にはJRはもう延々と長くあるわけですから、よほどそちらのほうが利があるのかなと思う部分です。その維持拡充ということをしてやるのがちょっと気にかかりますね。

それとまた、老朽化が進む施設の大規模改修に向けたという形で、またこれ老朽化する、施設は老朽化するものなんです。ですから、いろんな企業の会計で、例えば、償却して行って、また新しくその設備投資をしてっていうのを繰り返していくわけですね。ですから、こういった書き方というのは、それこそ一企業の支援になりかねないというふうにも考えられます。これが公的役割を担っているというのはもう重々誰でもわかっているわけです。それは国鉄からきているからですよ、いうならば。競争相手がいないと。そのいう形が。あとはバスとか、そのタクシーとかなるかもしれませんけれども、それだけの言うなら国からの膨大な実は支援なんですね。そういった形をJRに任せるとするのは。それを考えたときには、総体的に見たなら、これ逆にデメリットになりはしないかなと。下手に国の法律で定められたものを、いや、それじゃいかんけんこれをもう少し変えてくれという要望はいかなもんかなというふうな形も出てきます。ですので、この固定資産税とか、そういったものが、

そん損得勘定したときにですね、そのときに恒久的にその自治体に入ってくるというのがわかっている、またこの計算の仕方も変わってくるのかなというふうにも考えられますので、そのメリット・デメリットの点でわかる点、もうこれ意見提出者として佐藤議員がなっておられますので、そういったところは煮詰めてある程度来られていると思いますので、メリットの点、デメリットの点、そういったところが若干その大まかでわかればお願いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 提出者、佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 質疑のほうにお答えしたいと思います。

まず、固定資産税に関してのことがメインだったかと思うんですけども、この固定資産税といいますのが、JRに関しては、主にその線路、車両とかの何ていうか、実際のその車両ですね。それとその建物類があるわけなんですけれども、主に車両の固定資産税の減免です。車両がどこに、じゃあ車両の固定資産税がどこに入るのかというと、それはわからない話でありまして、先ほど言われたように、大津町に固定資産税がどんどん入ってくるならそれでいいじゃないかと言われる分に関しては、そこでご回答ができるのかなというところです。

それから、もう一つの老朽化の部分ですけれども、老朽化に関しましてはですね、これ本当におっしゃるところも確かに理解できますし、そうであるべきなんだろうなと思います。ただ今回上場したこと、完全民営化したことというのは、裏を返せばJR九州はまあフリーハンドとは言いませんけれども、非常にその例えば廃線するとかいうですね、そうした判断に関しての余地が大きくなっているということも考えなければいけないと思います。そうしたことがないように、今、多くの国では、公共交通に関しては、上下分離という考え方があります。例えば、バスは道路は自治体、国や自治体がつくれます。そして、その上をバス会社が走っていくということですね。線路に関しては、じゃあ線路の事業者がつくれます。そして、その上を線路の事業者が走りますということで、そこにちょっとギャップがあるんじゃないかという考え方がありまして、多くの国ではですね、この線路は国や地方自治体をもって、その上を事業者が走ろうというような考え方をもってきているところもあるわけです。そうした場合にですね、やはりその維持運営に関して、一定の、まあ全額とはもちろん言いませんけれども、一定のその支援というものはあつてしかるべきではないかなと考えるところもありますし、もう一つは、災害時ですね、災害に対して復旧が迅速にできないような経営状態に陥ってはならないということは、やはり大変大切なことだと思いますので、何らかの支援というものは必要であろうと考えまして、この意見書の提出のほうを考えたところでございます。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 他に質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

私も知識不足でですね、多くの国で分離方式がその採用されているということで、それだったら私もわかるんですよ。それだったら地方自治体がきちんとそこはみなければならないなと。しかし、この意見書に対してからは、そういった文言は全然出てないということですね。ということは、それを

目指す意見書ならばまた違うと思うんですけども、この場合は一体です。一体化して考えなければならぬ。分離方式ではないということですね。その確認を、そこを目指しているようなその何らかがですね、書いてあるのかなと思いますけど、それは書いてないみたいなんで、そこは非常に重要な部分で、例えば、それだったならば、大規模なですね、法律の改正というものが必要になってくると思うんですよ。ですから、本来ならばこの意見書というのも恒久的な意見書という形にこれなってますんで、本当は今回の震災に対してというのであるならば理解はもう少し早かったのかなと。これだったならば多くの総意が公共的にこれをお願いしたいというふうになりはしないかなという危惧もありますんで、その点確認しておきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 提出者、佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） お答えしたいと思います。

まず、そのこの内容がですね、非常にその震災に限ったものになっていけばいいのというようなご意見だったかと思うんですけども、私も確かにそのように考えました。この話、最初に受けましたときに、震災復旧の話でこられるんだろうというふうにしたところなんですけど、ちょっと見てみると中身が少し違うかなというふうに感じまして、相手の方に申し上げたところなんですけれども、内容は少し震災というのを中心にしたいんだけどということをお願いして、そのようになっているんですけど、その中でもこの意見書が大津町だけ、あるいはその熊本県だけではないんですね。九州の全県に対して、沖縄はないか。沖縄を除く全県に対して、全県の市町村に対して求めていくという考え方でした。そうしたときに、そこの整合もある程度取らなければならないというところもありまして、何も災害は今回の熊本地震だけではないんですね。実際にそのJRがやってたんだけど、災害によって廃線になった枕崎線とかですね、あと宮崎のほうの高千穂線かな、あそこはJRじゃなかった、済みません。高千穂線や枕崎線などの公共交通が災害によって復旧を断念したというような例もあります。そうしたところを踏まえて、全県的に取り組まれるということであれば、大津町においてはこの内容でということをお願いさせていただいたところですよ。

○議長（大塚龍一郎君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第6号、「鉄道安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成28年第5回大津町議会定例会を閉会いたします。

午後0時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年12月9日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

大津町議会議員 金田 英樹

大津町議会議員 豊瀬 和久